

國亡は汝等誰と共によからんや、汝等口利口に、米の高は町人の爲にもよしと云、其能者は汝等かおこりを助る者のみ、國中千にして九百九十は迷惑し、十人汝共によしといふへし、其十人はいか程米高くても死には不及者也、扱すくはさるやうにても、士中に財米をすつる事は十にして八九也、救様にても、民に財米を捨る事は、十にして一二也、其一二の人は、十にして八九人、八九の人は十にして一二人なり、如く此格別なる愛敬なるに、たまさかにも民によき事あれば、百姓斗御用に立可申候など、申、知行を請て居ながら、左様の言葉を出す事、士共人とも云へからず、少も身の爲よき事あれば、道にはかまひなくも、天下にもなき様に、上をほむるかと思へは、少も身便せざる事有は、道にはかまひなく、ほめたる言葉をはひるかへして、さんく上を悪口す、定て皆か皆に左様には有間敷候間、惣方の顔よこしに、自今以後は仲間より吟味可申仕事に候、惣て此借金より此方士共つき合に、かり初にも利得のせんさく斗にて、士道の物語、武道の事も不申出候、何とぞ利銭の手をやめ度存候、それに依て餘り心かきたなく成て、男女奉

公人をかへ申者共、人にはより可申候、定て多くは有間敷候へとも、上下を着し兩腰さし候若黨を、三俵や四俵にねきりなし、小もの中間よりおとり仕候由、國士困窮故かつるに望、奉公人多きによつて是非なく居候にて、夫程之主人ならば、定て其切米の外には、古かみ子はかまおひはななみにて、事かき候時分を見て、とらせはしましく候、無是非々々々と存て奉公可申候、小者共壹俵半壹俵貳斗壹斗などにてかへ、下女杯も五匁三匁にてもかへ置候由に候、扱々むこき次第に候、盜を仕より外、何として夫にてはたをかしく可申哉、いかに居候へはとて、左様にておかれ可申哉、左様ならば、定て其外には不便を加へ、それく物とらせ申間敷候、夫のみならず、下々を使候事、牛馬の如く存候由、牛馬も心なくてはたてりかたし、只竹木を切使如く仕候由にて、無事之時、無是非勢にこそかんにん仕候へ、自然の事も有て、御敵退治のために遠國杯へ出陣せば、左様之主人の下々は、皆道より走り可申候、知行高を取と申も、人を多く持を以てこそ本意と仕候事にて候に、持て不持におとり候仕形、無是非義に候、扱夫の

みならず、若出陣の跡にて、隣國逆心の輩いてきなは、走たる下々とものかれぬ身と思ひ、空國へ引入を仕候は、何の手もなく、逆心の者の爲にとられ可申候、法をかたくして少付したかひたる者共も、常の無道心の主人、今此時にかへさんと存候は、其死をにくみ見て助は申間敷候、是初に云ふ所の、汝諸士共の常の振舞、家國を亡し我軍法を亂し候にあらすや、左様にきたなく、民を苦め下人をひつめて、金を用る處を見れば、妻子を愛し女娘の公儀を專にし、少もかけては耻とおもひ、士道の心かけ人馬のかけたるを耻とも思はず、我知行は諸士共の知行と成たると存候、上様より女之けはひ田には此國は不被下候、上様の申分も無儀に候へ共、けんくはかけにて悪口して少も不用候、汝等左様に公儀をか、して、愛する妻子共、自然の時、苦めたる民や下人の手に渡り、恥をさらし目もあてられぬ事と可成候へは、ひつきやう妻子も愛せざるにて候、如此恥如此理を能々わきまへ悔さとりて、自今以後、我民をすくふ助と成て、さまたけをなすへからず、汝らも共に民を救、下々をあわれみて、其君にも忠有り、其民にも

仁あり、其妻子の行末をも思ふへし、汝等おもてひつそく、内おこりをやめ候は、分々の仁義は可成候、あ、かなしきかな、數萬の民の老若男女いとけなきを、在々になかしめうやし、こ、やかしこに天死せしめ、或は山下の町にた、よわしめ、二八月の出替には、數萬之男女道路に立まよひ、むれす、めの宿りかねたるていにて、彼無道心の主人をたに求かね、五日十日なくなれば、餓死の數に入、乞食非人と成へきかと悲みぬるを、汝諸士たのしむや、人の心あらん者、妻子のかさりを求るいとまあらんや、妻子の小袖壹つを以て、彼等四五人の心身をゆたかにすへし、妻子何そ寒からんや、去年今年の様なるき、ん年、其身妻子の衣食もかつくにて、ようく下々をかへ申候は、切米の安きも理りたるへく候、口の上にては三人置候者を、四五人も抱に申候は、國への忠たるへく候、乍去心有士は置候可有事に候、若黨ならば小者の切米にねきりなす共、はななみ代となり其名付、其身の恥と不成、忝なかり、主人よりなき事なれば、御尤と存様に仕様可有之候、下々女にても、其心よりは又此外情のかけ様にて、同じ様なる事なか

ら、親にかゝりたる子共の切米も、何も不取してともしからざる様成事可有之候、とかく各は士にて士にあらず候、士といはるゝは大事の事にて候、其名に叶申へく候、

在江戸侍中に被下御扶持方覺、

- 一無足人常被下候扶持に三人増、
- 一高百石より二百石迄、上下有人に三人増、
- 一二百石より九百九十石迄、上下有人四人増、
- 一千石以上、上下有人、拾人に付三人増、

極月朔日被仰出覺

一若黨以下直成刀脇指差候者、明日よりもき取候様に、御横目衆え被仰付候、

覺

一郡々日用普請仕度所、人々存寄可申上事、年内に用意仕置、正月より早々取掛り候様に可仕事、

一横役なしに成候て、小百姓は悦候得共、庄屋共手前不成、迷惑仕候由にて、庄屋をいやかり候ては、萬事無情に候間、庄屋田地といふ物を遣可然候、或は上田をつふし屋敷に仕候哉、或は田中の屋敷など山の上候て不苦をば自然に申付、古地のさわりに不成

新田、加様之所を見立、右之庄屋田地に可仕候、此外奉行存寄穿儀可仕事、

一米納町人共、百姓手前請取藏へ入候事、藏入給所共に有之由、何れにそ手くろ可有之候、せんき仕法度に仕、さわる事無之候は、停止に可仕事、

一御留山之義、百姓自分に林候所、留山に成候所候哉、藏入之時分不留山、給所に出候て留候處在之候哉、所によりわつかの山、牛馬飼所下木所留候而は、百姓之作をさまたけ申候間、吟味可仕候、又何れに名を付候而成共、林し候て能所も可有之候、郡々隨分山を林し候様に仕度候、山の嶺より松たねを植候か能と申候、牛馬飼處留候は、百姓可致迷惑事、

一古地のさわりに不成新田所、隨分見立可申事、

一男女出替り、今の法よく候哉、穿儀可仕候事、男は二月女は八月、

一五里付之事、并銀米雜穀もの、しちの利足せんき可仕事、

一空地有之所は、うるしの實うへさせ可申候事、一米種の品々、島物に至迄、地にあい候と不都合と、能

能考させ可申候事、

一去春申出す法令に付候は、暇遣候百姓下人、飢饉の年は餒人と可成者、あるひは毎年公儀役人に可成者は、吟味をとけ、則主人の家内にて、夫婦あわせ子持候は、庭子に育候様のはからひ可有之候、又いとま遣候而も、左様之者は救米を不遣候て、百姓奉公人に仕候様の仕様可有之事、

一侍中大小姓に被召仕候に、知行三百石被下候はては、大小姓役の人馬持申儀成かね可申と思召候間、向後は大小姓に被召出候は、三百石以下之衆は者、三百石に御足し可被下候、其後病氣其外様子有之、御赦免被成下候、右之御加増知行可差上由御意之旨、御老中被仰渡候間、左様御心得成被成候、

霜月十五日

一相果無跡目士中、其年之物成殘被下覺、

夏相果人には壹つ成、秋相果候人には貳つ成、

冬相果候人には、其年之物成不殘被下、

於御書院縁際、池田信濃、池田藤左衛門、小堀彦左衛門、南部半左衛門、田中九兵衛、能勢勝右衛

門、松山五左衛門、小倉登之介、森半右衛門、渡邊友之助、菅小左衛門、加藤甚右衛門、日置久馬之助、中村久兵衛、寺澤藤左衛門、水野作右衛門、大埜十兵衛、淵本久五左衛門、久保田市太夫を召、被仰渡候者、

一諸役人面々和睦仕、諸事不可有間斷、惣て横目役は、雖聞諸人之過惡心、不可有訴申義、竊對其人令告知之、相互に申談、可改覺悟、或は依心得誤、却而爲不忠之族可有之、別而相役之内存忠義者、不狹我心可令勤仕者也、其外委細親切之仰條々有之、今記其大略、并江戸長屋寄合之料理之御法式、

一江戸於御長屋振廻御停止之上は、行掛り出來合も、互に出申間敷候、然共心安者、夜之寄合咄候時は、吸物之外菜二つ、内一種者鹽辛か醬之類、或は精進物可有出之事、

一温鈍切麥蕎麥切など出候時は、吸物之外に、是亦鹽辛醬之類、或は精進物一種可有出候、此時は食出し申間敷事、勿論酒は三返之外堅無用、一番頭以下、濃茶并食後之菓子出し申間敷候事、

右之趣堅可相守候、加様に被仰出候義は、人々勝手之爲候、然上は寄合之儀、急度停止可被仰付儀に候得共、左候ては、何も氣つまり迷惑可仕と思召、如レ此被仰出上は、銘々能心得仕、假初にも以外義勤用之寄合、堅可爲無用、常々も心安談者共は不可苦、若此旨承引無之輩は、可爲越度旨、被仰出候者也、

一佛を捨て、或はかくれ忍ひて寺に參、表には神主を置、内所には位牌を置、上むきは神儒の體をなし、誰を問候へ者、合點は不參候へとも、代官之被仰付、庄屋申付にて候故、佛を捨てたと申由、如レ此にては、民に偽を教るにて候、我等儒を好み、無偽正路に有之候得者、佛道も不苦候、何にても偽正路ならず、内外有者は惡人にて候、たとへ只今儒を學候共、佛にかへり度存候者は、心次第に寺にも參候様に可申付事、奉行代官申付る故、其節はいな共難申、尤と民共可申候ゆへ、代官は民共心底より佛を捨候と存義も可有之候、是また尤のやうに有りながら、人情を察する事おろそか成故、へつらい偽をさそい起すなり、向後能思案仕、諸事可申付事、

江戸御居間、御近習之者共被召出、御直に被仰付御口上之覺、

一參勤之刻、皆共に申聞候趣、失念仕間敷候、然共程あれは或は懈り、又心得違も可有と存、唯今又委敷申聞候、今是に召出候者は、取分爲を大事と可存者共なれば、面々の役義少も不怠様嗜可申事、第一之忠節たるべき事、

一何れの役も同前と云共、南部半左衛門、山内權左衛門ことく、内證之義を申付る者、主之爲を大事と思、忠を可盡と存者は、少之儀にても主之損なき様にと存る故、惡敷心得候得は聚斂之臣と成者也、少の利を爲として、末々は迷惑仕事古今多し、下之迷惑といふに可有心得、理屈を以いふ時は、末の痛にさのみ不成事にも、可利爲になす事は、少にても下迷惑に存者也、又過分に費之所を能考仕直す事は、下少々痛事にても、却て尤と云者也、少々利を可得とて、主名出る者也、此事は上には無御存、我等共之仕事と申といへ共、主加様之義好故にと、諸人存る者也、右の如く人は爲を第一に存、精を出す故に、費を能考、爲と成事も數多有也、然共諸人は其能事を云す、過のみ云

立る者也、又己か爲を專にして、身構成者は、諸人に不被叱様之分別を爲し、主の爲に可成義を存出すと云共、其事を不爲、萬に無情成者也、此者は大きに無忠人も、惣して我人の過つ根を考るに、慢心に初れり、如何となれば己か爲と云事皆能と思ひ、他に無問事、たま〜尋と云共、己か心に順ふ者に問も也、此故に善惡共申聞者あれば、我職にも無之不入差出と思ひ、或は詞にし又は面に顯る、故に、以來善事有ても不告、還て訕る者也、惣而相役に不限、皆之者共、主人の爲を思は、我意を立たる様に、隨分嗜萬事可申合也、如レ此ならば、何も可和、和すれば家は齊ふ事無疑、慢心有之は無可和、此旨を堅く可存事、

一横目役は大事也、横目之本意は、主人之儀を初として、横邪之行あるを見聞して申役也、左様に心得、末の義に不限り、面々役仕様、具に可承候、先主人之儀を專に可申聞、次に諸役人之儀承、過有は其者に可申聞、面々も慢心無之様に嗜み、眞實に爲を大事と存る者は、此方より必可尋候間、横目も無遠慮、其役儀之事可申聞也、

一忠節といふ事、人毎にいふ事なれ共、忠之儀委く知て行者稀也、忠は己を盡すを忠といふ、是迄も皆知れり、然共己か不足を覺より忠生る事をしらす、此故に謙を體に不爲故に、其忠皆慢心となり、還而忠を成心を盡たる其忠無に爲す事、歎か敷事也、世俗にいふ、忠か不忠に成といふは、此謙を體に不爲故也、謙はへりくたり慢心無之を謙と云、

一惣士中にも此義は可申聞候、銘々身の上は不及申、朋友之間にも又は下々にも、少にてもかふき者有之は、其理は不及申、互に申合、急度直させ可申事、并家中下々惡事を爲と云共、江戸にては、兎角何事も沙汰の無か能とまで、人々可存候得共、成敗可仕程之義も、見通しに可仕と存知候、左様にては、下々の風俗惡敷可成候間、自今已後、罪之品を申聞、成敗も可仕候事、

一此度は年寄共供不仕候間、末々之義或は細成義、若は疑事可有と存候間、何事によらず相談仕可申聞、此上にも老中不有とて遠慮仕候は、右申聞する可爲身構事、

右者信濃、小堀彦右衛門、草加兵部、尾關源次郎、南

部半左衛門、山内權左衛門、市川多兵衛、横井彌兵衛、能勢庄右衛門、水野三郎兵衛を被_レ召出、御口上に被_レ仰聞候也、此時水野宇右衛門侍從様より御使者に參居申候故、侍從様にも此寫被_レ遣、御國にても何もね被_レ仰聞可_レ然由、宇右衛門に被_レ仰合、

有斐錄利

法度

一鐵門より内、年寄中は小姓貳人、草履取壹人召連、登城可_レ仕事、
一惣侍中は若黨壹人、草履取壹人召連可_レ申候、雨降候時分、からかさ壹人召加可_レ申候事、
一用所申付者共、隨後於_レ理、供之下人少々かさみ可_レ申事、
一下々猥に不形儀、或直之侍に對し、慮外不_レ仕候様に、其主人より堅可_レ申付事、付城中にて高聲高腰かけ立すから居申間敷事、

一横目之者申渡法度、兩度迄は相改、其上主人にも相届、無_レ承引輩有_レ之は、可_レ致言上事、
右之條々、堅固可_レ相守、若違背有_レ之は、急度可_レ申付者也、

- 寛永十一年五月朔日
- 先年從_レ公儀被_レ仰出御法度之條々、
- 一たて髪 茶筥髪 一大ひたい
- 一下ひけ 一大脇指壹尺七寸より上
- 一なか刀貳尺八寸已上 一高もゝたち
- 一大まへ引合 一はゝひろ帯
- 一紋所縫 一下々絹帶上帶下帶系り袖口、小者草履取已下、
- 一辻たち 一尺八三味せん
- 一御供之時、高難談高笑、一道かたより通候事
- 一女乗物よけ候事 一申事仕ましき事
- 一路次にて行當り候共とかめ申間敷事、
- 寛永十五年七月朔日

藏々法度

一納米壹斗二升入之斗升四を、壹俵に折定事、
一廻しちきに掛、百姓と令_レ相圖、其上百姓好み候は
一火用心無_レ油斷可_レ申付事、但山下町等に、自然火事いか様之儀有_レ之共、當番之仁出間敷事、
一玄關より上へは、又者召連間鋪事、
一當番之仁判形濟候而、くつろき候は、有姿に書付可_レ申聞通申付候、互に食路次第に替合、無_レ懈怠相詰可_レ申事、
一諸事法度之趣相背申間鋪事、
右之條々、堅固可_レ相守者也、

寛永十八年三月十八日
從_レ江戸被_レ仰出御制札之寫
一諸國在々所々田畠不_レ荒之様に、入_レ精耕作すへし、若立毛損亡無_レ之所申掠、年貢等令_レ難澁一族於_レ有_レ之は、可_レ爲_レ曲事者也、

寛永十九年六月日
被_レ仰出御法度
一御申之時者、諸事先年御定のことし、付他國肴無用たるへし、御家中千石已上振廻之時、汁二、内精進一つ、菜三、もり合仕間敷候、同吸もの無用之事、付酒三返、御用にて寄合候時も、右同事之事、
一新敷椀かし出申間敷事、

は、貳俵にても三俵にても廻し候て、かんを平し、俵毎に不同無_レ之様に、こませ可_レ申事、
一夏米六月末に廻し改可_レ仕事、
一米之善惡見申時、前々のことく、其俵へ入籠可_レ申事、
一扶持方前月十五日より晦日迄を日切定可_レ相渡、付藏々二ヶ月替に可_レ相渡事、
一切手之日付卅日過候は、相渡申間敷事、
付誰々によらず、藏米少にても、取替貸申間敷事、
一預米下にて一切仕間敷事、
右之旨、堅可_レ相守、若令_レ違犯は、曲事可_レ申付者也、
寛永十七年十一月朔日 御判
留守中城法度之事
一鐵門より内へ、慥成若黨草履取貳人より外、召連間敷事、
付門番へも此旨可_レ申付事、
一幕六つより已後、城中へ出入停止之事、本丸之門より内へ出入一切停止、但參候はで不_レ叶者は、草履取一人たるへき事、

一疊表替停止之事、
 一不斷衣裳細たるへき事、付家中女着物、是又公儀御法制、唐物同金入之類、并鹿の子縫箔停止たるへし、下々にはるり袖帯にも不可仕、但紗綾ちりめん羽二重薄などは、何も御免たる間、不苦候事、
 一他客并祝言之時者、諸式それく心得、格別たるへき事、
 一御家中之祝言見廻に、祝儀取遣は不及申、樽肴已下も無用之事、
 一煩人見廻候共、相詰候義は、醫者病人可令迷惑候間、可爲無用之事、
 一少身成倫鷹狩之義、可爲無用、但理申度候者は、伺可申事、
 一香奠之義者不及申、縁者親類、其外寺見廻も無用之事、
 右之條々、相背申間敷候旨、御掟之趣如件、
 寛永十九年七月七日

掟

一諸事徒黨を立に於ては、第一曲事たるへき事、
 一家中武道具人馬已下、無懈怠可相嗜、時日を不
 目之義、組同心弓鐵炮、其外諸奉行加増の知行、可差上事、但其親又は繼目の子隨忠勤、其儘申付輩も可有事、付諸役人子共、親の所作を不嗜者には、跡目申付時、吟味可有事候條、兼而成其心得可申事、
 一誰々によらず養子仕度と存者は、見あてかひに可申付候間、年寄中を以、誰となくに可相伺、他國より其養子可爲停止、
 但孫子兄弟においては不苦事、付目見不仕猶子不可有之、然共出仕不成程の少年の者、不可及異義、勿論死期の養子不可立事、
 一浪人抱置間敷候、不遁間においては、年寄中迄相尋、可任差圖、勿論背公義浪人、又者構有之仁、かくし置においては、曲事に可申付事、
 一人返し出入之儀、重く念を入受取渡可仕候、理不盡の族有間敷事、
 一走籠於有之は、御法度のことく、其主人に可相渡、もし其者不届之はたらき於仕は、討捨不苦事、
 一侍其他國へ罷越候義、組頭より池田出羽守、伊木長門守、池田河内守兩三人の内、當番を以相伺、致判形可參候、罷歸候節、判形消可申事、

定改義可有之事、
 一年寄中并醫者乗物相免候、其外家中侍共、病人乗物乗候義者、月番の老中へ相尋可隨其事、
 一諸式申事を仕、手を出候方は、理非によらず成敗すへし、手を過相退候は、隣家近邊は不及申、其町筋の面々、聞付次第、出合押留、年寄中迄可相理、口々道筋請取相定上は、出入かましき義有とて、外已下より内已下へも、猥に見廻令停止畢、餘者可准之、尤方人仕輩は、本人よりも曲事たるへき事、
 一走者追掛候口々の請取申付候上者、年寄中へ左右次第に不移時日可懸向、依時相其口々の物頭共指圖にも可任、於相背可爲越度事、
 一成敗者或は取籠者仕手申付上は、其場へ一切出合申間敷事、
 一扶持を召放の輩、家中立退候砌、誰々によらず、見廻申間敷候事、
 但於親類は、年寄中へ可相尋候付、家中逐電の者、縁者親類たりとも、許容仕間敷事、
 一家中縁切の義、物頭近習の輩は可相伺、其外とも人によるへし、同祝言の時、少も奢申間敷事、并跡

一百姓公事沙汰、代官給人一切構申間敷候、自然取持申に於ては、其公事可令落着負事、
 一諸勤進停止の上は、取持輩可爲曲事候、
 右條々可相守此旨者也、 寛永十九年七月七日
 寛永十九年九月被仰出法式
 一他國へ御領分の下々奉公人、又は日用にも一切遣間敷候、百姓並大工諸職人、他國に有之分は、公儀御定のことく、郡代郡奉行町奉行、毎年念を入相改、人積の高を本帳に置、其外未進奉公人浮人の帳を、人改の奉行兩人に相渡、當春來春かけて不罷歸分、其親類並五人組にかゝり、他住任御法度、急度可召返事、但年により備前に置餘りたる奉公人、同つかひ餘る大工職人共、代官町奉行給人かたより於相理は、一年切に行所をあらはし、判形申付可遣、大工職人は明る正月、奉公人は二月中に罷歸、其理を判形仕方へ慥に申届、無滞様可仕候事、付赤穂へ遣奉公人の義者、年寄中へ可相理事、
 一代官給人百姓に對し、かしとり可爲停止候、但知行分へ、給人より種米の義は不苦候、其外よはり百姓に、少くみつきすくひかしまひなどに於ては、見

合相對次第たるへく事、
 一代官諸奉行、私用に百姓一切遣間敷候、並私宅へ入、薪其外庄屋小百姓手前より、何にても課役掛取申間敷候事、
 一年貢方百姓津出、可爲五里着事、
 一物成百石に付、糠四十俵藁六十五束、但可爲三尺繩事、
 一庄屋給もと高百石に付二斗つゝの事、
 一樋守渡守給分、可爲如前之事、
 一夏麥如先代可納所事、但地の増減に隨ひ、給人又者百姓に理りあらは、郡奉行及見、可然様に裁判可仕候事、
 一國中庄屋手前、麥年貢並夫米、小百姓同前に可出料、
 一定置庄屋給之外、用所にて公儀の御用に罷越造作料、
 一もと高五百石より上之村は、同高百石に付二斗つゝ、
 一同五百石より内三百石迄は、同百石に付二斗五升つゝ、

一同二百石より内は、同百石に付五升つゝ、
 一岡山廻り三里より内之村は、同百石に付一年五升つゝ、
 何も庄屋小百姓共に、高に合割符米を出し置、庄屋に遣し可申候、但代官給人在々へ罷越時、薪雜事の義も、地下中として可調之事、
 一庄屋給の外、造作料迄相究上者、小百姓に對し、入目掛申間敷候、若於相背者、其庄屋可爲曲事候、一普請奉行並諸奉行、在々へ罷越、割薪雜事郡中高に令割符、遠近を考、郡奉行見計に可申付候、不及申諸奉行猥に取遣申間敷候、受取遣候分は、重て郡奉行可相改候間、宿主ね手形を可出置候、其村に無之物、何にても百姓に調させ候義可爲停止、並油も百姓手前より出し申間敷候事、
 一村々罷出る奉行、なりものさいるん已下、取あらし候はぬ様に、下々に至まで堅可申付候事、
 一郡々へ差出し候諸奉行へ渡す送り人高之事、
 一無足之者には、送夫貳人、庭夫壹人、送り馬壹疋、
 一知行取には、送り夫三人、但舟路四人、三百石より已下者之は、馬一疋可遣候、庭夫は遣間敷事、

一郡奉行送り夫右同前、但庭夫壹人可遣、付檢見者可准事、
 一郡奉行普請奉行檢見者、在々人罷出る時は、前かると其村より御定の送り人馬呼寄可申事、
 一面々給所の竹、百姓にさらせ候時、一日壹人に付扶持方五合づ、可遣候、其外召遣候はて不叶義候は、扶持方の外に、一日壹人に壹升つゝの可爲日用、他國へ遣候は、二升つゝ、令下行、何も御藏入一同に可申付事、
 一誰々によらず、日用として在々へ罷越候刻、駄賃人足路錢道通り之札、前にしたかふへし、宿賃之義も任之、但亭主薪を燒候は、主人馬拾文つゝ、下人は六文つゝ、但宿よりも薪においては右半分つゝ、往還の輩、是又同前之事、
 一請人無之者に、一切宿をかし申間敷候、但往還人一夜はかし可申候、二日共逗留仕候は、町奉行郡奉行へ可相届、並手負人手判無之候者、宿を貸申間敷候事、
 一村々百姓逐電之様、五人組同村組連判、年々改可申付候、其上にても若走り人於有之者、親類並連

判の者として可尋出、次走百姓科人の宿をいたし、荷物已下馳走仕者、並送り申者於有之は、爲過怠任先例米壹石、同其村中百姓家壹軒に付米壹升つゝ可出之事、
 一走人科人有之時、跡之田畠不荒様に、本村五人組村組として、當毛根村精を入作立、合春法一年貢を濟せ、二ケ年目よりは、前々に不易程之百姓を入、有付可申候、其造作料本村同村、但割符之義、郡奉行見計に可申付、入作之地も可准之、走り百姓と本村に有之縁者親類並五人組、右造作料之外に、過怠として家壹軒に付米壹升つゝ、此外其村之惣百姓共も、右之半分出し可申事、
 一出作名請之田畠作人死絶候時は、本村へ請取可申候事、
 一出作として本村者免ならしを違へ、物成少もしかけ仕間敷事、付順義入用之役、かゝり物已下、是亦本村並たるへし、若此旨をそむく在所於有之は、有姿に郡奉行を以可申上、但免之甲乙、かねて約束於在之は、可任其事、
 一出作よりは、百姓さすか其村には乍有、くたひれ

に及候とて、出作之地本村人あけ置度と申候共、更不
可承引、但我村々作職も、一圓手付不成程之爲體
に於者、様子委郡奉行見届可相計之、彼本百姓身體
持直候は、又可爲如前事、

一出作毛物立置田島下にて、免不究分は、郡奉行へ
早々相斷候へと、兼而申聞、於出來はよく見及、な
らし而升付候上、霜月中に埒を立可申候、此日限過
候は、雖申理、承引有間敷候、其上は代官給人百
姓之間に、越度可有之條、郡奉行急度遂穿鑿、郡
代令相談可申上事、

一出作之物成は、本村より以前に可申付候、自然
於相滞は、給人より取替出し可申事、
一給知を米田地わけ無之内は、出し申給所地免に納
所可仕候事、

一在々本村於免秋免檢見にても、給人百姓相對之上、
免をうけ、相濟候所を、出作分として申破者於有之
は、曲事たるべき事、

一何之村にても、給人之百姓出入有之時は、郡奉行
聞届、双方へ埒を立可申候、若此旨申破百姓於有
之は、早々籠者可申付候、自然給人之内郡奉行之

先々にて人馬の請取切手は、其村々庄屋方へ可殘
置事、付跡口より通り來、公儀之御用并急用之時は、
慥成様子承届、其時々庄屋手判に而、無油斷相届、
後日御墨印に取替可申事、船とも右同斷、次に傳馬
追立送夫、在々浦々海等、何方によらず手判なしに、
自分之暇事を申掛る輩於有之は、曲事に可申付
候條、うさん者と見付候は、村送りに人を付副、落
着之宿を見付、手寄々々の奉行人方へ、早々注進可
仕、則船着所々に立置船留之札可相守事、

一先代より給人まゝに不仕、山林急度はやし置可
申候、此外にもはやし候而可然所は、見立次第林に
可申付事、

一郡中よろつ出入有之、時之郡奉行分別に難及義
より、殘郡奉行郡代遂相談可申付、其上にても難
究義あらは、老中迄可申聞事、

一國之炭薪、他國へ遣し申間敷候事、
一備前もとり船用所有之時は、大坂に而、神與次左
衛門吟味之上、以切手留遣へし、家中の自用におゐ
ては、運賃有様に取遣可仕事、
一下々奉公人之義、人改奉行兩人より上中下に隨ひ、

不任差圖、其村可及其所體に候は、急度可
致言上、付百姓之家こほし賣候義、可爲停止事、
一何時によらず、五人組之中に惡心成者有之時、同
意不仕、罷出有姿に申上輩於有之は、組相之過怠
御免可被成候、其上事により御褒美可被下候事、
一田島質物に取候義、代官給人に相理申においては、
可爲證文次第事、

一當代還任の百姓、先年ひかへ申田地の義於相理
は、郡奉行見及次第わけ遣し、しち方共其村の堪忍な
り候様に可申付候事、

一年作に田島之賣買、先年如申出、御入國已後、代官
給人へ相斷候上者、買主可爲理運事、
一御入國之砌、無知行割已前に、御領分之内他村へ
罷越百姓は、可爲居代事、

一鐵炮うち申義、山中むき今迄打來る在所も、今度其
郡々の奉行相改出し、御札之外うち申義、一切可爲
停止候、若相背輩於有之は、札にてゆるすうち、手
内より見付次第口口知山へ可告來、隱置に至ては、
同罪可申付事、

一岡山より傳馬追立送り夫、御墨印にて通すへし、但

先年段々被仰出、如御法度支配を定、人別に札を
付出し、有付様に可仕候、但定より内者可爲相對
次第事、

一郡々之内絶かゝり候在所、念を入郡奉行見及、子細
を穿鑿せしめ、相談可申行ならば、無油斷前底に
可申上事、

右之條々、堅固可相守、若違犯之輩於有之は、糾
罪之輕重、可被處嚴科之旨、依仰執達如件、

池田出羽守
伊木長門守
池田河内守

寛永十九年
九月廿九日檢見之次第

一毛取五段に可有御取事、
一引捨之毛見有然在所、又はくつしの檢見に可然
在所、可有御見計事、

一田に木わた作候、兩方之田木わた共に、上毛に候は
は、木綿之分、本免之外に、壹反に付爲過錢、米三斗
つ、上可申候、たとひ木綿の立毛無之候共、三斗之
過錢かゝり可申候間、念を入御付可有事、
一蘭田之分、上々毛たるへ候、若蘭の跡にいね島物

植候而、毛見無之候共、御改に而、上々毛に付可被
申候事、

一拂田壹分に糶壹合迄は引すて、それより上は付立
可申事、

一川成すな入之分、殘地にさほを可有御入事、

一檢見者、村之内なけめを好候は、郡代衆へ申聞請
取候上、相究可被申事、

一升付不極内、鎌留可被申付事、

一發開田畠共に、念入御改可有事、

一檢見中、油壹升、一組日數十五日分、受取可被申
事、

一如毎年庄屋手前に、起請文御か、せ可有事、

一拂田畝捨之分、上中下吟味候而、田數惣高に合申様
に可被仕事、

一石堂彌六もち米二色は、其村々々改書出可被申
事、

一中田晚田、二度に檢見可被仕候事、

一升付之事、升付可爲無用、蒞候而升に入見可被
申事、

右御領分檢見、一手に爲被成如此候、

池田河内守
伊木長門守
池田出羽守

寛永十九年 火事之節法度之條々
十月朔日

一當番之老中一人、火元へ可罷出、其外も池田信濃
守、同佐渡守、同下總守、土倉淡路守、日置若狹守、五
人之内二人つゝ、火元へ出合、消させ候下知裁判、老
中示合可申付事、

一横目頭二人つゝ、其組之下より被召連、早速火元
へ可罷出事、

一大小性五人つゝ、馬申付、早々城へ罷登相詰候事、

一侍町人によらず、火元又は近所へ見廻可申入一定、
親子兄弟聲小舅伯父甥之間たるへし、此外自身見廻
は不及、組下にも遣間敷事、付召連候下々迄も、其屋
敷門の内へ引込可居申事、

一申付役人之儀は、火元は一切出申間敷事、付役人召
連候下々之外、不叶義にて火元へ差遣候共、まる腰
にて可遣之、相背者あらは、先にて横目頭遂に穿鑿、
老中に聞せ討捨たるへし、此外猥敷不形義成かふき

者、又は道具已下取盜族見付候は、おさへ置からめ
取へし、狼藉人過急之時は、老中指計可申付事、

一前々より如申付、別所治左衛門、落田惣左衛門、其
役人之外、町人壹人も罷出間敷事、

一火事之跡仕廻、町奉行見計可申付候事、

右所定置、違背之輩於有之は、可爲曲事者也、

一親子 兄弟 家來之者 舅 聲 小舅火事場へ見廻
前より
相極 小舅火事場へ見廻
前より
相極 此已

一伯父甥 伯母姪 祖父母 孫 從弟

定

一國中酒造所相定、其外者可爲禁制、當町におゐて
も、作來之酒屋、累年之半分つゝ、可造候事、

一自先規素麵者可爲如前事、

一温飩まんちう切麥そは切南蠻菓子、何も商賣一切
停止之事、

右之條々、今度自江戸被仰觸旨、堅可相守、彌
新規之酒屋素麵屋令制止候者也、仍下知如件、

牛窓 下津井 片上 虫明 和氣町 金川 因
迎 建部 天城 西大寺 福岡 鳴方 八濱

寛永十九年十月六日

御手廻り下々奉公人給定

一上道具持中間 江戸へ參年九代 春かし五代
地にては 八代 同 四代

一中道具持中間 江戸へ參年八代 同 四代
地にては 七代 同 三代

一上はさみ箱持 江戸へ參年六代 同 三代
地にては 五代 同 貳代

一中はさみ箱持 江戸へ參年五代 同 三代
地にては 四代 同 貳代

今度役人給定

一上役人七俵内、春貸三代、此度
江戸へ參三代、 中役人六俵内、春かし三
代、同江

一下役人五俵内、春かし三代、同
江戸へ參三代、 一江戸普請に參候役人、上下によらず、路銀三拾匁
宛、

一當年御家中の奉公人、可爲居掛事、
右給定一年分、但年内に替候へは、來年二月二日迄之
日限、相對次第、月々に割かけ、外に可遣旨、被仰
出者也、

寛永十九年十月十五日 此年平川御普請

御軍用定

- 一 長のほり黒白段々、長壹丈六尺壹寸、まねき思々、長五尺壹寸たるへき事、
- 一 組頭鐵炮頭指物、并羽織思々たるへき事、
- 一 奉行役右同前之事、
- 一 使番黒ほろ出し、思々たるへき事、
- 一 大小姓金の半月たるへき事、
- 一 横目の者赤しなへ、上に面々紋可出出、
- 一 冑前立可爲三日之丸事、
- 一 一番指物黒るつる五筋、但下一筋は面々紋可出出、
- 一 弓の者白しなへ可爲事、
- 一 寄弓之者、黒具足金之日の丸、指物黒しなひ貳本、長三尺三寸に、預頭之紋可付付事、
- 一 鐵炮之者右同前、但笠可前事、
- 一 長柄さや烏毛上三尺、金之筋段々可爲事、
- 一 三萬石 馬上四拾騎、のほり拾本、鑓六拾本、鐵炮九拾挺、
- 一 貳萬石 同貳拾五騎、同七本、同四拾本、同六拾挺、
- 一 壹萬石 同拾四騎、同五本、同貳拾本、同三拾挺、
- 一 五千石 同六騎、同貳本、同拾本、同拾五挺、

- 一 四千石 同四騎、同貳本、同拾本、同拾貳挺、
 - 一 三千石 同三騎、同壹本、同七本、同七挺、
 - 一 貳千石 同貳騎、同壹本、同五本、同五挺、
 - 一 千石 鐵炮貳挺、鑓三本、組頭はのほり壹本、
 - 一 九百石 同貳挺、同三本、
 - 一 八百石 同貳挺、同貳本、
 - 一 七百石 同貳挺、同貳本、
 - 一 六百石 五百五拾石 鐵炮壹挺、鑓貳本、
 - 一 五百石 同壹挺、鑓貳本、
 - 一 四百五拾石 四百石、同壹挺、同壹本、
 - 一 三百五拾石 三百石 同壹挺、
 - 右之條々、堅可相守者也、
- 慶安四年二月日
- 一 五百石 拾壹人 一人鑓持 一人うき者 貳人馬取 貳人若黨 貳人足 一人出し鐵炮 貳人出し鑓
 - 一 四百五拾石 九人 右同斷 一人出し鑓、此兩人へる、
 - 一 四百石 八人 右同斷 一人うき者 壹人へる
 - 一 三百五拾石 右同斷
 - 一 三百石 七人 一人鑓 一人出し鐵炮 一人若黨 貳人足 貳人馬取
 - 一 貳百五拾石 五人 一人鑓 一人馬取 一人若黨 一人うき者 一人人足
 - 一 貳百石 四人 一人鑓 一人馬取 一人人足

- 一 百五拾石 四人 一人鑓 一人馬取
 - 一 五百石以上、此人積り之心得にて可被出候事、
 - 一 百石より無足者も、面々改可罷出事、
 - 一 右之人積りより少にて可參と存候者は、勝手次第、又多可召連と存候者は、子細可相理、少にても榮耀にて人かさみ事、必可爲無用、何も随分艱難をいとほす、急速に可罷出義を本意として、可罷出候事、
 - 一 百五拾石より下、無足人共半分つゝ、壹年替りに可召連事、
- 慶安四年二月四日被仰出、
- 承應三年正月五日、番頭物頭へ御書付を以被仰聞、
- 一家中中小姓より上之士、病氣或ふかんにして、道中乗り物廻りに、供無之事かけ候間、小身成者ほ、惣領末子に不可依、物頭已上は、或は二番めより、かんでうたしなみ可申候、物頭已上の惣領も、かんでうたしなみ悪敷にては有間敷候、其上今日は尙以先年申出法のことく、たとへ親み役可申付者にてても、まづ一旦取上可申候、若き時より親の權をかり候て、

萬事ふり廻しは見苦き物にてはへり、下りかけ走りの奉公可仕候事、

一家中子共目見仕候者、鐵炮打候者は、法度場の外鐵炮かたけ、小者壹人つゝにて、烏けた物ねらい、達者の稽古可仕候、弓射者は、法度場之内、城中より免候間、鷹鴨巢をくる申鳥の外、雉子鳩鳥鷺何にても、小鳥おほかみ狸兎かやうの物に射かけ、達者稽古可仕候、一所に二夜共逗留仕、物敷を心掛申間敷候、左候は、あるきかたき物ゆへ、達者の爲計にケ様に申付候間、何方へ參候共歩にて可參候、馬に乗り遊山と存寄事に付、在々のさはりと罷成候様に仕候は、可爲曲事事、

一目見不仕者、并家中に掛居候親類、或は浪人など、在々あるき、殺生仕間敷候、但主人の知行所、法度場の外においては不苦事、

一 或は病者、又は生れ付すくれて無達者成者にも、其人柄又者常の心かけ嗜之次第、連々聞傳可召出事、一病者にて、達者并諸奉公も成間敷と存候者は、醫者共に就、くすしならひ可申候、藥師より合點仕らせ申候は、在々遣置可申候、其儘髮立士を仕ながら、

醫者可仕事、何事その時者、小荷駄に乗、鑓壹本持せ罷出候様に申付可遣事、

一甲斐信濃の古き人とも申候、武勇の働も若き内の義により、年五十をこへて手いたきはたらき仕候者、終に無之候、五十已上の者の働は、各別に有之由に候、今時之若き者共は、昔の六十の者より不達者に相見へ、おこりやうたい身をうましあつきを仕、病者不達者にて、老人の様計、馬はかりたのみ罷在體に候、九里十里の道あるき、五日十日つゝ、達者はたしなみ稽古にて罷成もの候由に候、家中若き子共、道中一日替り、乗物の供仕候程の事は、心掛次第可成事に候條、此度も江戸へ參候若き者は、望次第供可申付候間、今より達者の稽古可仕候、
一在郷仕候者共、殺生など不仕事之様に存居候由聞及、あしき心得に候、在郷にては左様之事仕、身をからし無病に罷成候てこそ、奉公とも可被成義候事、以上、

承應三年八月八日、池田伊賀、日置若狹、小堀一學、上坂外記、片山勘左衛門を御前へ被召仰言、
芳烈祠堂記に見たり
一當年之早洪水、我等一代の大難にて候、是を思ふ

頭物頭不殘御城へ被爲召、御直に被仰聞御意之覺

一家中大身小身在々に至迄、一圖我等心に不叶候、年寄候ゆへか、殊之外きみしかに罷成候間、國を被召上候とも、如今迄めんとう成儀者堪忍仕間敷候、不及言候へとも、國を治は御奉公にて候間、急度可改義にて候へとも、悪人を多可罪事、上御幼若なれば、時節不忠の様に存候條、奉對上様、まけましき儀をまけ可申候、此已後面前かろしめ悔る輩於有之は、堪忍仕間敷候、御幼君も御免可被成候、ケ様に申出上は、大悪小悪、大身小身、侍町人百姓に至迄、聞候悪も、今日より已前之事は、皆差免罰を加へ申間敷候、今日より我等心底引替、我舊惡迄忘れ可申候、如此仕からは、皆々も生替と覺悟可仕候、今迄の惡をひるかへし、罰をおかす輩は、尙以て已來をつゝしむへし、老中を始め、侍國中共に急度嗜可申候、一去年以使者、家中手前之義申聞候已後、何事も聞入間敷候申者、何も手前成候様にと存、度々申付義、一圓不_レ用候故、引立も不_レ立、言に無_二甲斐族、不_レ及_二是非_一候、併今日より申出候義、用を申者手前續

に、我惡逆故如_レ此ならば、天より直に亡を不_二下賜_一、御戒と存候上は、難_レ有事存候、又天の時ならば、我等能時分に此國を奉_レ預候條、人民を可_レ救に存候、何の道にも急度可_レ致と存候、

一今分にては、事行口と存候條、當月中は伊賀若狹、非番無_レ之城に可_レ被詰候、宿へ被_レ歸候而も、不_レ怠_二萬事之義_一穿鑿尤に候、國中之義、兩人取込候而は、可_レ被_レ口候間、士中町岡山廻り之事は、伊賀可_二請取_一候事、

一城に詰米少分に候間、大坂に有_レ之米、早々取に可_レ遣事、

一當年は城に有_レ之米銀子、皆國中へ支配し、不足之分者可_二借銀_一事、

一我等所存之通、皆能合點仕、萬事可_レ被_レ行候、物不_レ入を爲と不_レ可_レ存候、一國之者困究不_レ仕か、我等之爲にて候、借銀仕候義、於_二我榮耀_一は可_レ耻_レ之、加様之時者、少も不_レ可_レ耻事に候事、

一國中藏入給所共に、平に可_レ仕事、其申付様何も内_二内分別可_レ仕事_一、

承應三年八月十一日、被_二仰出_一御書付、年寄中組

候様に、分別を加へ可_二申付_一事、

一家中并國中共に、下地つかれ候故、今度之飢饉に取所無罷成候得者、今年よりも五六年、赤子をそたつるやうに無_レ之候ては不_レ成義に候、左候は、當暮より藏入給所共に、物成平に申付、知行所百姓は今迄之とく、面々の可_レ爲_二知行_一候、免納所すくい未進、萬事の作廻は、此方より可_二申付_一事、
芳烈祠堂記に見たり
一我等執權諸奉行等申付義は、事々宜に不_レ當義も可_レ有_レ之條、一國之知をかり可_レ申候、左候は、諫の箱を置可_レ申間、老中を始め末々に至迄、萬端之義書付をもつて名を隠し、彼箱に入可_レ申事、

一何も惡習來る者共なれば、今迄の覺悟惡不_レ存者も、人により可_レ有_レ之候條、左様に惑輩、追而可_レ出儀も可_レ有_レ之候、

右之條々、段々侍中へ者組頭、町人へ者町奉行、百姓は郡奉行、具に可_二申聞_一候事、先年より度々加様之義申出し候へとも、其印なく候、口上計にて聞覺す儀候哉と存、今度は以_二書付_一を_二申合者_一也、

承應三年八月十八日

一御郡奉行共拾人、銘々壹人つゝ、召、御直に郡之義具

に被_レ聞召上、儲度々被_レ仰出候は、我等之存旨、何も
能_レ不_レ存候而は、談合も裁判も此方之存寄と相違仕事
に候、假は此度之非人扶持方遣候義に付候も、皆共か
御爲と存候と申者、米不_レ出損のゆかぬを第一の爲と
存こと相見へ候、我等之思は、壹人にては國中の者か
つはかし不_レ申候か、第一の爲にて候、定めて偽り申
候者お_レく可_レ有_レ之候得者、穿鑿の時、左様之者にく
み申心より、裁判仕候は、誠の非人ももれ可_レ申と
存候、たまされ候は、未少費にて候、人を殺事、大きな
る爲に悪事にて候、此一色にても、萬事合點可_レ仕由
被_レ仰聞候、已上、

承應三年八月十八日

一組頭物頭惣士中家破損繕候事、今迄の居なし、尤人
にはより候得とも、大形は分に過候條、唯今より儉約
にもくろみ仕、竹木いか程、造作料之銀子何程、面々
に書出させ、一組切に惣高合可_レ書上事、并歩行初持
人不_レ殘可_レ書上事、
一當年者、家中借申候京銀、藏より取替候は、遣候、
但可_レ出と存候者は勝手次第之事、

一士中在郷仕度存候者於_レ有_レ之者、可_レ申付候間、書
付上可_レ申候、當所と兩方にては、作廻不_レ可_レ成候間、
屋敷近上ヶ、在郷へ引越可_レ申候、面々知行所に住宅
難_レ仕候者は、藏入之内見計望可_レ申候、遂_レ穿鑿可_レ
申付候、先にては小屋掛此方より可_レ申付事、
一町人家破損、是亦面々書出させ、一町切に都合差上
可_レ申事、

一百姓家破損之事、郡奉行見計、竹木等可_レ遣事、
同年八月十九日、老中悉被_レ召仰言、

一先日も粗申聞候得共、何も心得違も可_レ有_レ之と存、
重而申聞候條は、我等内にての在身、或は一門にて代
代家老にて候得者、左様成には、必心得違有_レ之者に
て候、左候得者、家々の作法悪敷妨に罷成候、大身之
者之役といふは、脇平を不_レ顧、上より之下知を請、諸
人に先達而用行、行跡諸士之手本と成候様に、禮義正
敷有_レ之こそ、誠の大身家老之可_レ爲_レ作法候、大身に
自慢し、或は一門に誇、上よりの下知にても、我等共
は不_レ聞しても無_レ大事と思ふ有、是にて家可_レ治哉、
下人近き事は、我等よりは何も近きゆへ、皆を見真似
に末々は仕候へは、法度或申出けるも、末々迄不_レ用

事道理にて候、今度如_レ申出、今よりは何も生れ替り
候と心得、急度嗜可_レ申候、我等三拾萬石下し被_レ置候
へとも、家中手前不_レ成に付、其身代程も、人馬をも不_レ
持候へ者、三拾萬石の御役仕候事不_レ罷成候、就_レ夫
度々家中儉約、皆より破り申様に候事、大に不届之事
に候、加様に仕置候事、奉_レ對_レ上様、我等大不忠にて
候、我等を不忠の者に仕候義、何れもの心得に寄候事
に候へ者、我等への不忠不_レ過_レ之候、先日も如_レ申聞
候、忠節可_レ仕と常々申者に候、軍やうにては軍中の
忠節、常々は常の忠節、所により忠節の離事無_レ之者
也、加様に申を、末々へ法之通は、家老大身行て見せ
候て、下人は通もの也、我者不_レ行、下は用間敷なと、
被_レ存仁於_レ有_レ之、可_レ爲_レ沙汰之限事、今こそ遠きや
うに候へとも、一門中者昔は兄弟にて、先祖之御覽之
所は同事にて候、家老といふも、家に付久しき者に候
へは、少も違は無_レ之候、然處に爲_レ家老大身者、主君
悪敷行有は、命を捨て諫、不_レ用とて離道はなし、用
と共に存るこそ誠之大身家老に候、此儀能々心得可_レ
被_レ仕事、今日より萬事慎み、作法正ふかひなく共、
我等申出義、諸人に先立用可_レ被_レ申事、

一面々下屋敷に有_レ之士共、此度之洪水に、定而家損
可_レ申候、先年國替之刻、何も家來大かた是に被_レ置候
様に可_レ申付候と存候、不_レ入義に候間、面々在所は
近し、不_レ入士共、岡山に詰させ候事、費にて候間、當
所にて入申候者計殘置、みな在所へ可_レ遣候事、
一先度熊澤次郎八方へ何も參、學問相聞由被_レ申旨、
次郎入申聞候、先以我等好申義、何も一同可_レ仕覺悟
尤に候、然共唯今者不_レ可_レ然候、皆々者聞申と於_レ有_レ
之は、おこりのか、りたる様に、家中浮氣に可_レ罷
成候、實は無_レ之、却而害可_レ有候、加様に申とて、面
面の爲に可_レ仕と存寄候者は、是非無用と申義に而者
無_レ之事、

右之段々被_レ仰、其後池田出羽へ、伊木長門、池田伊
賀、土倉淡路、池田下總、日置若狹壹人つゝ、召、銘々
へ被_レ仰聞候、品々之御意有_レ之、

御留帳拔書之内に挾有_レ之候書付

承應三年午八月十九日、年寄中不_レ殘召、一等被_レ
仰聞候御意之後、又一人宛召、被_レ仰聞候御内
意、

一池田出羽を召被_二仰聞_一候、其方事覺へも可_レ有、近年我等と相違仕儀數多有、其方大きな違共有_レ之候へ共、事々に者不_二申聞_一候、稻葉志摩儀に而も合點可_レ參候、其方散々我等氣にかひ候者免候とて、其儘子のことく入魂仕候儀、能こそ申はり候といはぬ計也、かやうの儀、上をおもんし申候は、遠慮可_レ有事、是かるしめたるにはなきか、先年江戸下向の時、我等に不_二申聞_一京より其方御目見への事申遣、後に兵部を以て申候、江戸にてのり物の訴訟申儀候、牧野織部を以申候、是あなとりかるしめたるにはなきか、我等きらい申候酒もりなと、不作法之義人一番に仕、是かるしむるにはなきか、惣して其方は、わらくち申事すきにて、わらへらし候、大身ににやはさる儀にて候、以來たしなみ可_レ申候、先日も如_レ申、今迄の事忘れ申上は、かやうの義被_二仰聞_一と御意被_レ遊る、

出羽申上候は、難_レ有奉_レ存候、御意之通心まいり、たらさる事も御座候て致_二迷惑_一候、存なからは不_レ仕候とて、誓言を立御前を罷立、

一伊木長門を召被_二仰聞_一は、其方事、我等爲に隨分能候哉、十月十五日、霜月朔日、極月十五日、一人して三度書取は、右三通之諫文の主、其名字之所を詳にしるして、又諫箱に入に、猶尋候ふへき事なり、あらわるる事いやに存候は、近習の者を以て、竊に可_二相尋_一候、若憚心ありて、其名を不_レ申候は、初の諫し本意可_二相違_一候也、

翌年正月十四日、伊賀殿前に板に書立、高させいたけにして、竹にて挾立申候由、

承應三年十月六日、年寄中組頭物頭不_レ殘御城へ被_二召上_一、御直に被_二仰出_一候條々、

一近年家中過分に借銀仕候故、面々手前組頭吟味仕候様に申付候得とも、今よりは勝手吟味仕候事、無用之事、扱作廻は、人々手柄次第に借銀出し被_レ申候、手前へいきつまり、何とも可_レ仕様無_レ之者は、兎角之義なく、在郷望可_レ申候、人馬へらし在郷仕からは、人馬持詰奉公仕候者と同前に心得、内所自由に仕、在郷にても可_レ樂と覺悟候は、不忠たるへし、人馬持申者に對し、隨分艱難迷惑可_レ仕候、初より申出ることく、屋敷知行共に指上、其作廻人に任せ可_レ申候、組頭は人馬持候多少と、同人馬持役之善惡と計、能存知申候而

家老にて候、先りちきに候と存候、併きすひに不行儀なる事候條、以來たしなみ可_レ申旨御意被_レ遊る、

長門難_レ有奉_レ存候旨申上、涙を流し御前を罷立、一池田伊賀を召被_二仰聞_一候は、其方事、對_二我等_一大逆は何としても有ましき仁と存候へは、たのもしく存候、併惡敷心得違候と存候、おちかたの者をは不_レ捨□□心得此所迄申候、今迄夫一度遣候は、二度遣候は一段能候、又いふりなる心候、是大きなきす也、女や童のする事也、大身とりつけ用聞申仁、此やまひ大きにあしく候、能々たしなみ可_レ申旨御意被_レ遊る、

伊賀難_レ有奉_レ存旨申上、御前を罷立、一土倉淡路、池田下總、日置若狹を一人つゝ、召、銘々少つゝ、惡敷事共被_二仰聞_一、たしなみ候へと御意被_レ遊る、

三人共、難_レ有奉_レ存旨申上る、

一承應三年八月廿日比、一つの諫文あり、望初の句に云、螢飛去ためしもこゝに有世哉と有_レ之、又十二月初めに一通あり、其中の詞に、たとへは能猿樂をからやの外にて聞居たるに似たりと云々、又右之内にて

居可_レ申候、天下の人の所帶算用を詰て合申候は、百人に壹人ならては無もの、由に候、我等を初其通に候、昔之侍のことく、勝手事など申は耻と存様に有度事に候、左候は、自から侍中手前もなおり、風儀もよろしく可_レ成と存候、やう所なく唯今如_レ此申付は、道理の無理と存候間、在郷をやり所に仕候からは、侍共迷惑有_レ之間敷候、公儀假之奉公かきなから、かゝざる者同前に心得、艱難を迷惑に存候は、沙汰の限たるへき事、

一老中より外妻子等、絹物させ候事、并しんめうをのり物に乗候事、老中も面々心持次第に、家内にて法度可_二申付_一事、

一娘祝言仕候刻、着類諸道具、其役人に書付を以見せ可_レ申候、其上にて、なくて不_レ叶物於_レ有_レ之は、此方より出し可_レ申候、借銀無_レ之、手前人馬をも持申者は、構無_レ之候、

一老中より下と計にては、歩侍も物頭も同前の様に可_レ存候得共、是程公役か、し候上之事に候故、分かたく候、女の衣は男の具足にて、禮も有_レ之事に候間、曾而不_レ持ものには、此方より遣可_レ申候、其時大身小

身、位高下有可申候事、

一 吳服屋之分、絹者賣候者、當所を拂可申候、但前の賣物仕可有之と申候は、其通に仕置可申事、
一天地の氣も、陽の春夏は賑やかに、陰の秋冬はさびしく、鳥なども男はかさり有て、女はかさりなく候、全此國面は逼塞にて、内所はゆたかによし、人により知行は、女のけはひ田と成候かと存候、亡國のそふにて候條、此段急度誓紙を以申付候事、

右之條々、能心得可仕候、ヶ様之風俗習たらは、なをりかたくと存候、人により餘成義と存候者も可有之候、左様の習心を變せん爲、急度誓紙申付候也、

誓紙前書之事

一 老中より外之妻子衣裳、持掛或はもらい物は各別、只今より已後仕候着類、木綿より外仕間敷候、但手織のつむきは不苦事不及申、しんめう下女持掛もらい物は各別、其外は木綿きせ可申候事、
一 しんめう乗物に乗せ申間敷事、
一 縁に付候娘、母親之着類道具遣候敷、只今迄の持掛の外は、一圓仕ましく候、着類諸道具有體に書付、其

役人へ見せ可申事、

一 妻子一門之間、其外へ參候に、何にても持參無用之事、并振舞無用、但仕候はて不叶儀に候は、□□にて尙儉約に可仕事、

右之條々於相背者神罰、白紙血判なしに可仕候事、

承應三年十月十八日

名判

代官へ申出る覺

承應三年十月廿四日

一代官共年内者、大形郡に罷在、無油斷可申付事、

一代官所村々へ打はまり、小百姓に至迄、藏入給所一同念を入、萬事可申付事、

一 萬事に付理申小百姓有之候者、自分能吟味仕、其上にて郡奉行にも可申談事、

一名寄帳早々具に吟味仕、其内年貢調かね可申者、庄屋組頭にしるしを致させ、成かね申候者の手前、早早埒明、其身之仕廻仕らせ可申候、今迄の代官なども、人により米かさの入候にと存候故、成申者より先取立候由聞傳候、成候者は、いつにても調申へ候

事、

一 皆濟難仕百姓於有之は、郡奉行遂相談、重々吟味の上、無據子細有之候は、少もはやく加損可遣、先立候ては、以來くせに成候とて、むり取立申間敷候事、

一 百姓心根惡敷、いたつらにて、萬事偽を申と存候ゆへ、萬々あてかひ少々にては事はか參間敷と存、思案調議を以て、まはら立仕、夫故權高く、上下遠して、何事も得不申様に、人に寄仕掛候由、此故小百姓なと申度儀もならず、下民迷惑したにかくれ居申由に候條、何も代官共心得、慈悲正道を以萬事取行、其上にて二三度もいたつらを申、脇々の民迄引崩候程の者候は、郡奉行申談、籠者可申付事、

一 納米殊外吟味つよく申付給人有之由聞傳候、能々承合、左右なみに可申付事、

一 田島賣買之事、代官に斷申、吟味之上にて、賣買候様に可仕事、

一年貢等免割之外に、横役といひて、地下中萬事の諸遣を、高へ割府仕、小百姓共に高に掛出候、村に寄借遣、殊外いたみ候様に聞及候間、横役帳前々のも見

申、吟味可仕候、是は法も有之事に候得共、左様に調候村は無之候由に候間、定之外不叶入用之義は、公儀米を以て、横役を勤させ可申候、并大庄屋共に、横役の内を以て、馬に乗せ申間敷候、但老人或は自分の馬は格別たるへし、
一 唯今之大庄屋小庄屋共、正路不正路成者、能見聞仕可置事、
一手前に餘り候程、田地抱候百姓於有之は、聞届可申事、
一 其村穿鑿仕候時は、其村へ罷越可申候、他村に居ながら、萬事申付間敷事、
一代官所へ罷越候時、道夫人馬日雇に可仕候事、并庭夫遣間敷候、薪雜事は其村々にて可遣事、此外課役かけ申間敷事、

右之條々、堅可相守者也、

一 飢人扶持方渡候用、郡奉行共面々作廻次第之事、但月を越重ね渡し置候事尤之事、

一 飢人扶持方米、其郡々可然所殘置渡可申事、
一 當春之夫銀利なしに、來春取立置可申候事、
一 來春之借米能致吟味、貸可申候事、

一種糶之義無之處は、其村々田地相應之種を調させ可申候事、其代米かし遣へき事、
 一夫銀の事申村々へは、吟味之上に而貸可遣事、
 一當春之貸米捨可遣事、
 一當年中に皆濟仕候様にと申付候得共、年々春給に仕來候、俄に私に申付候條、行當り可致迷惑、其上當作存之外惡敷、旁以二月中迄相延候事、但當年皆濟可仕と申者は、其通に可申付事、來年よりは急度年内に皆濟可申付候間、此旨可申聞候事、
 承應三年十月廿四日

覺 承應三年十一月十日

一給所山林竹木之事、只今迄のこと可爲支配、但給人用にて、竹木伐遣候時、郡奉行へ相理可申候、薪者主人伐可、用、但うり木には仕間敷事、今迄は其村共に給人支配故、百姓か、りに成候竹木たすけ可申候、今よりは物成平之上、主々左様に有間敷候へとも、下々其用捨なく、切あらし申事可有之候間、其旨堅可申付候事、
 一面々給所山川之運上可被召上候事、
 一新開之儀可指上事、但在郷に罷在、自分手作仕候

は可遣之事、

承應三年霜月八日、御郡奉行へ被仰聞候覺、
 一此度代官共にも如申付、百姓を惡人僞者に定置、おのか才を立、思案調議を以廻し立仕間敷事、二心を以人を廻し候事、下民に僞を教るにて候、一兩年を廻り可申候へとも、善惡共に誠は無隱候間、後には民も存候而、又僞を以奉行を廻し可申候、慈悲正直を以萬事取行、其上にて二三度もいたつらを申、脇々の民迄を引崩候程の才於有之は、籠舎可申付事、是第一可爲心得事、

一國中のくたふれ様子、何も申候は、近年の天氣故と申、尤左様にも候へとも、國替已後、村々の様子具に承、百姓の増減、加様之義に付、能々承届候は、仕置之故か不然哉知可申事、
 一郡奉行共郡々へ引越罷在、春夏秋冬の景氣、又者百姓の成行見及、田地の上中下具に能見届、毛頭見合免定可申事、免相之事は、村々には寄へ候へとも、出免之刻、段々免念入定可然事、
 一飢人は過半田地少、口數多類にて候、生付田地少飢人は稀なる由、多分田地うり、惡田計故、其年貢返

辨口過難成類多候由、扱は仁愛明白の吟味を不不知、むさとせつかん仕、納所をせつき候ゆへ、可仕様なく達者成者は皆奉公人に出、跡に老人幼少計殘居候故、其一家皆飢人と成のみにあらず、其田地は世中能年とても、あれ同事たるよしの事、

一面々田地をかいもとし遣候事、今急には難成いきほいも可有之候、却而出入所も可有哉と存候、いつとなく郡奉行代官心得を以、救米の内なとにて買かへさせ可申候か、又は村々に有之惡所、地主迷惑かり申田地、少免を引さけ、飢人口數に應、地をあたへ候は、兩方之すくひ罷成へきや、ヶ様之心得、只さし當飢申者之扶持方遣し、不成者にはすくひ米遣分にては、已來たりに罷成申間敷候、其上近年の如くすくひ米遣候様にも、所により不念入由聞候事、又様子により賣替仕田地、引分免を上げ候は、おのつから賣替やみ可申候、仕掛も可有之哉、又は様子により買替させ可申候、田地の引分免上候は、買手おしみ不申返し可申哉、此段おんみつにて、面々可爲作廻事、
 一後家身なし子も、便へき筋なくては、其村に有かた

し、ヶ様の類、郡奉行代官心得を以、したしみ深く、筋目々々はこくみ可申候様に仕掛、便なき者は村中としてやしない申様に可申候、飢人をあらため出し候へは、只今の百姓のならないにては、心得惡敷者も有之と見申候、便なき者のやしない、村中も成かたき者は、横役の内入候へ而も可然哉之事、
 一飢人庄屋組頭に吟味仕候様にと申付候へは、過半おうちやく者いたづら者と申由、尤すくひ米など數度もらいとらせたる類も可有之候得共、兎角うりての後、救米かつて足りに不成と相見へ候、さし當りいたつら者の様に聞へ候へとも、多分地をうりたる者の行末と聞へ候、爰によつて此已後は、田地うりかひを代官へ相斷、吟味の上にて賣申様にと申付候事、
 一唯今の大庄屋、大形ならい惡て、小百姓の手前、其外萬事横道成事數多有之由聞へ候、爰を以郡奉行仕様惡敷と存候、萬事相はまり、末々の義迄自身承申付候は、ヶ様には有之間敷を、上下遠して、大庄屋まかせに仕まされ多ゆへ、横道のおこりを、此方よりおしへ候と存候事、然上は大庄屋なしに仕、五村七村に

ても組合候而、用之義有之候、其庄屋へ申遣候は、調可申候、又者出入なと仕候共、右之村組申とし、てあつかひ可申候、不_レ成時郡奉行へ可申候、但大庄屋なくて不_レ成子細候は、萬事只今の郡奉行心得にては、大庄屋なくはなり申間敷と存も可_レ有_レ之候、心得を仕替候は、可_レ成と存候事、只今の_レ大庄屋共、正路成者、又は横道成者書付可_レ上候事、

一何方にても、大高作候者を庄屋に仕候と見へ申候、小作の者にても、正路成者を見立、庄屋に仕、代官郡奉行念比に候仕は、成可_レ申哉之事、

一右にも有_レ之如く、手にあまる田地をかへ、耕作可_レ仕様無_レ之者は、又はけんみ見違候而、大きに不能高免故か、加様之者過分に未進仕由、此者は何とかせき候ても不_レ罷成_二事_一に候、此類毎年有_レ之といへ共、すくひととも、少々すくひにては逆も成立事成間敷候、過分には例に罷成とて不_レ遣の由事、結句ゆへなき未進を、又言なしによりて救も有_レ之由、是以郡奉行自身こまかに無_レ之故に候、か様の事ゆへ、百姓の心根尙々悪敷罷成候と、又間に子共多持申候百姓、子を奉公に出し、未進猥に仕可_レ申と申者も可_レ有_レ之事

に候、加様の所に念を入へき義に候、小作の者にて、人数不_レ成者は、手前に抱置ては、却而可_レ致_二迷惑_一候、ケ様之者子を奉公に出させ、未進を取立可_レ申候、又田地多持、人不足之者は、自然子共多共、奉公に出し候ては、跡の作不_レ可_レ成候間、ケ様之者にはすくひ可_レ遣事、ケ様之段、猶以郡奉行代官よく心をつくし、人々手前承尤可_レ仕候事、

右之外にも、面々存寄、又者此内にも不_レ可_レ然と存候事候は、心底不_レ殘可_レ申候、此書付惣郡奉行中寄合、能心得仕、一同に此旨可_レ存事に候、

承應三年十一月十一日、町奉行共へ御直に被_二仰聞_一候、

一捨子養ひ申儀、此方よりの擬作にては、其者迷惑仕候由被_二仰付_一候、惣様迷惑不_レ仕候様に、上坂外記と申談可_レ遣旨仰也、其内すくれて不便を加へ養候もの有_レ之由御聞被_レ遊候と御尋被_レ成候得共、二三人有_レ之由申上に付、其者共へ奇特成事之旨、銀子壹枚つ可_レ遣旨被_二仰聞_一候、

一當年之物成、思召之外悪敷、何も迷惑可_レ仕と思召候に付、御上銀江戸へ被_二仰上_一候得者、相調候は、

平免之外可_レ成可_レ被_レ下と思召候、右之段御公儀いた不_二相調_一候得共、面々下々かくまいの心持にも可_レ成候間、唯今先被_二仰聞_一候由に候、

一他所より妻子取むかひ無用、他所へ呼候はて不_レ叶子細有_レ之においては、人により老中番頭へ相断へし、并他所へ娘遣候義者不_レ苦候、

一來年下々奉公人給分、先年大形極り被_二仰出_一候間、此度改り不_レ被_二仰出_一候、面々相對次第可_二召置_一事、

一男子他所へ奉公、或は養子、何事にても遣候は、家老中番頭迄可_レ申候事、

一家中縁邊取結、家老中番頭きもいり無用に可_レ仕候、兩方互のあいさつ次第に調可_レ申候、加様に被_二仰出_一候は、家老中或は番頭きもいり候得者、心に不_レ應縁邊も取結ひ候様に内々聞召候、婦妻者子孫相續之爲に候得者、心に不_レ叶縁邊者不_レ宜義と思召、如_レ此に候、互のあいさつ次第相濟言口未_レ進候、則家老中或は番頭迄可_レ申事、

右番頭物頭へ、若狭守殿口上に而被_二仰渡_一候、
承應三年十一月十五日

承應三年、又奉行之外諸士を撰ひ、國中之善人を尋ねしむ、夫常人は難に當つて節を失ふもの也、こゝに於て操を變せざる者を得かたしとす、故に或は旅人に似せ、或は獵者にひとしくして、詳に一屋に至り其實を尋、以て其實に隨て、金銀米錢を出す、郡縣奉行をして、數年之行實を考へ、洪水之厄はせんと、其儀を正しくする者は、一々顯出して言上すへし、嚴命輕からざるゆへ、郡縣之奉行、在々所々の善人を撰ひ尋獻書す、又岡府諸士之下人に至まで、忠臣孝子烈婦貞女なる者、具に推求て獻書す、太守様彼數年の實行を聞察して、或は金銀を賜ひ、或は米錢を與へて、其徳を賞す、本朝孝子傳國鑑等に詳なり、其最勝れて厚く賞し賜ひし、備中國淺口郡柴木の甚助、備前國邑久郡福岡村實教寺に下し賜りし御判物を書載す、

備中國淺口郡中大鳴柴木村内抱分田方三段島方二反、都合五反、依_レ感_レ有_二孝悌之行_一、永代與_レ之、素僻地之民、雖_レ不_レ知_レ有_二孝悌之教_一、誠天質之靈妙也哉、郡中皆至稱_二其美_一、是又天之靈也、故以天祿賞_レ之者也、

承應三年十二月十三日御判

柴木村甚助へ

夫大慈悲者、諸佛之本心也、棄捨濟度者、如來之德行也、布之名、妙法、覺之號、妙覺、修之謂、淨業、寫之謂、爲、妙典、于茲我備前邑久郡福岡村實教寺、是素有慈眼、視衆生、好布施、而救苦厄、嗚呼庶幾修大乘之妙法、而行無緣之慈者乎、可謂眞覺佛之徒也、是以頗雖有學于閭里、然實知其人之者鮮矣、天不蔽、頃有乞者、來而詳顯其誠也、予於是驚歎深感之、故以米五斛、每歲供食于當住持之慈心、以奉行于天之明命者也、

承應三年十二月十三日 御判

承應三年十二月廿五日被仰出、

一御郡奉行共に被仰付候は、只今之飢人あてかひにては、中々續申ましく候、おそく御心付候、秋より連々飢來候上に、此中之寒氣にては、殊外迷惑可仕候、然共唯今の如く方々は、かり申と、け候様にては、やたけに存候ても、事はか參ましく候、然共手前銀子過分に無之候ては、難申付候に、江戸より過

分に拜借銀調來候間、思まゝに救候半と、満足申候、然上は一郡に銀子三拾貫目つ、渡し置候間、面々作廻次第に救可申候、こゝへ之者には、或はふるて買遣し、家なども風のかこひもなき家は、かこひも仕遣し可申候、左様之段は、面々作廻次第たるへき事、此銀子之義、百姓に知らせ候事無用に候、右之救郡奉行かする事やら、上から申付事やらわけなしに、民困究不仕様に可仕候、又例の忝からせ候事、必仕ましく候由、御直に被仰付候事、ケ様に申付上は、壹人にもかつへこゝへ死候は、皆共越度たるへく候、是にて不足は如何程成共可遣候、左様に可心得候事、

承應四年正月二日、從江戸御拜領之御鷹之鶴、

年寄中番頭諸物頭頂戴、終而何も不殘御居間へ

被召出、御直に被仰候は、何も召集候事非別義、去秋歸國之砌申聞候通、家中作法萬事、又追而可申聞候儀も可有之と申聞候、此中連々御聞届候に、我等の憤と相違之輩、又は風俗惡、何も心得そこなひも在之儀に候へは、其惑を申候事、口上申聞候覺、

一我等隨分謙り、艱難を以國中をはこくみ可申覺悟に候間、士共も分々に隨ひ、其心得尤に候、人々の心得何事をあらはと申候、其何事を鼻にあて、平生士の作法にはつれ候輩は、士にあらず候、腰刀をはさみ候からは、武道は其役にて候間、不仕しては不叶儀に候、窄人さへ陣屋をかり罷出候、况や常々扶持を受罷在者是不及申事候、た、平生作法よきを以て士とは可申候、何事あらはを鼻にあて、常々猥成をさうしきわさに候、人にはより可申候得共、大形は士の吟味寄もあらずと存候、しりたると思ふものも、能自反可仕候、心かこと多く可有候、欲心利得之事はかり口利様に申ありき、去人は苦勞に可仕とも、難義に逢候共、諸友に難に逢へき覺悟は、夢にもしら

す、我身欲の事はかり申て、風俗をみたし候輩は、あほふ拂にも可仕義に候へ共、惑と存候へは、無是非堪忍仕候、已來たしなみ眞の士に可罷成候、併すくれたる者は聞届、曲事に可申付事、

一大人は言信を必とせず、行果を必とせず、唯義の在まゝにとへは、過ち改て吝ならず、隨分善に移可申候覺悟に候へは、家中の者共、今日申出候義も、又明日替り候、何を可頼様なしと申由候、あなたこなたとはいもなきと存候哉、申事のそろはさるは、又格別の儀に候、愚にして慢心ふかく、情のこわき者も、心の定て物にみたされさるも、同人たるへく候哉、但善にうつり候と存も、善にてなく、同事にかなたこなた仕候哉、其事をあげ候ていさめ候は、忠心たるへく候事、

一家中士共、百姓計を大切に仕、士共をはあるなしに仕と申由に候、扱々愚癡千萬成儀に候、當年去年士共迷惑を仕候、百姓のならさるゆへとは不ぞ知候哉、米之出來君臣町人共に養はるゝは、民か藏なる事不存候哉、如此民に力を盡すは、當暮より士共も物成よくとらせ、町人も賣物をしてすき、飢扶持をやめ可

申ために候、其上士はかつふると申事はなきものに候、夫々頭あり家老あり、親類知音皆まのあたり知行取也、さて城下にては、我等ましかく聞及候、頭も家老もかつへを見てたゞに居可申哉、民の如きはみすみす飢死候、然るを民はくつろき候など、見も不仕、鼻の先もくろみ申候、左様之者に一郡あつけ候は、定うへ扶持すくひ米なく、物成も過分に取立可申と可存候、申付て左様に成候者、智者にて能目のあきたる者にて候、若他邦と違ひ、かつへ死候は、其身妻子共におもき死罪に行申度事に候へ共、大勢かつはかし候はん事必定に候へは、其手本に逢候者不便なる儀に候得者、其通に仕候、仁政を申亂し候罪壹つ、大勢の人を殺候罪二つ、大悪人として又有ましく候、たとへはぬすみおいはき辻切なと仕者、尤悪人とはいひながら、仁政を云みたす者に對しては輕き惡也、又岡山にて百姓共買物を仕候を、證據に申由候へとも、其故を聞は、みな子細有事共候、又一人の百姓かさつを申たるを、おこり候證據に申由、左様の者はいつとも有へく、第一物の分をしるへき士共さへ、對主人無理非道を申候間、下民の事に候へは、

左様にも可有と存候、乍去是も百姓の心いきのやうに候間、重而悪き慮外百姓候は、則おさへ置、奉行所へ斷可申候、聞届存分可申付事、一民を救といふ名は高く候て、今迄眞の救と有事は無之候、唯今迄申付候は救にてはなく、ケ様に申付、當夏秋の麥米は、我等と士共とこそ取可申なれば、利錢同前の儀に候、如何程欲ふかき小人にても仕事候、一士共人により不足申由候、眞の救は士共計に有之候、昨日の事は定忘可申候、大分の銀子貸候のみならず、人馬をへらし、公役をへらされ候事、大方年に高十萬石程は損有へく候、人によるへく候得共、大形面々知行所、無理非道なる仕置仕候故、當年なども非人多く候、其證據には、常に草臥たる村は、當年とももさのみ非人も不出候、右之ゆへに用銀をも費し候事、左様の給人故に、我等小身に罷成、軍役をか、し候損有之、得なき救にて候へは、是か眞の救たるへ候哉、是程大なる不忠を仕ながら、家中御救とは被仰候得共、御かし候銀子は、年々返候へは、救にて無之なと、申者有之由候、義を好家中ならば、加様の

者は中間の顔よこし、士にてはなく候條、つきあひを絶可申事に候へとも、還而尤と存るやうに風俗有之事、不及是非候、以來を吟味可仕候、爲令見急度可申付事、

一知行半分にて、在郷仕らせ候士共、此上に借銀を仕、以來罷出候時、人馬不足仕、手前不成と申者候は切腹可申付事、

右申出通、人々急度改可申候、但大身小身舊功新座によらず、此度申出す事、ひか事と存候而、又は左様には成まじきと存者は、暇可遣候、面々氣に入たる所へ參奉公可仕候、我家中に居ながら、種種に政事を申妨罷在候者は、士にあらず、大盗人たるへく候間、人々可得心事、

同日於御城御意之覺、

一三百石已下、或は知行麥成取越、或は洪水之節、供米多仕、或は人數多者、手前迷惑可仕候間、扶持方無之候者、米貸可遣候、當暮より三年に二割の利足を加へ、返辨可仕候、當暮不殘返上可仕者は、勝手次第之事、

一三百石已上にては、掛り人多く無餘義斷於有

之は、右之如く貸可遣事、

右二百石已下三百石已上共に、京銀多有之上に借候者は、三年か五年も返上成間敷候間、左様之者も在郷の覺悟をすへ、かり可申候、

一千石取は、たとへ京銀有之ととも、去年迄遣候からは、當年三つ貳歩の五百石取と覺悟仕候へ者、いか様にも罷成義に候間、千石已上は貸申間敷事、

一三百石取は、三つ貳分の百五拾石取と覺悟候而、作廻仕候へは、可成事に候間、詰て借不申候様に可仕、三百石已上は、猶以仕能可有事に候、去ながら千石までは、右に書付る如く、理次第たるへき事、

一在郷仕候者も身代半分、無左者も身代半分同事に候様に候へ共、在郷者之外は、當年壹年の儀に候、四百石取候者も、去年壹つ六歩の物成にて、當年作廻仕候へは、三つ貳歩之貳百石取にて候、其外此例之事、一四百石已下には、馬扶持を遣、又はかさみ可遣候、四百石には貳百石の馬扶持、三百石には百五拾石の馬扶持、貳百石百五拾石已下は、無足の馬扶持可遣事、

一五百石も、物頭組頭には、貳百五拾石之馬扶持可

遺事、
 一大身用銀持候は、當年之義に候間取出し、家來の者共はこくみ候て不苦候、不足之所は、家來之者共も、隨分艱難を可仕候事、

一大身小身共用銀無之者とても、家來の者其身妻子飢こへさる様に、主人あてかひ申候へは、一年之義に候間、切米之構なく奉公可仕候、但其段は主人と相對次第たるへく候、此度家來下々によらず、奇特成もの有之候は、兩人の老中迄可申届候、兩人方にも書留可申候事、

一小者共は、例年よりやすく召置候共、少は切米取候はては成ましく候、夫も居掛りの奉公人、主人なつき、小者方より口の上計にて居可申候は、各別に候、若左様之者候は、是又兩人の老中迄可申候、

覺

一給所敷請銀、當年より致停止、百姓入用之節、郡奉行聞届、伐遣申候様に可仕候事、

一給人より洪水以前に貸候物は、何によらず捨可申候、洪水已後に貸候物、郡奉行代官聞届、百姓相對仕、元分にても連々を以取立候様に可仕事、

郡中法令

承應四年正月十二日 日置若狹殿被仰渡候、

一なくれ鐵炮之者給米、三代一ヶ月に十日つ、普請仕内は八合五勺扶持之事、但三十人に小頭壹人相夫貳人たるへき事、
 一なくれ小人給米壹代半、一ヶ月に十日つ、普請仕内扶持方右同前、但三十人に小頭壹人相夫二人たるへき事、
 一去年小者之小頭仕候内にて、能者は當年も小頭之内へ入可申候、然者扶持方小者同前に被下、外に米三代つ、可被下候事、
 一若黨奉公人、當年者他國御免被成候間、勝手次第かせき申候様可仕事、若なくれ候者有之候は、扶持方計被下、在所に御入置可被成候間、改書上可申事、
 一右なくれ若黨之内、在々に有之鐵炮小者、普請之小頭に可成者有之候は、改之節吟味仕可申上候、扶持方之外に、米壹石つ、被下、小頭に可被仰付事、

一入國已後、借物方に取候田島買立、久々作候而、元利に徳取返し候義に候間、賣主へた返し可申事、

但郡奉行吟味之上を以、兩方不致迷惑候様に可申付事、
 一かし銀借米はいくの利足にて、年々夥敷取候事に候間、今日切にすぎと捨可申候者も、返し申間敷事、

一當年より横役なしに申付候間、小百姓共手前横役未進少も出し申間敷候、庄屋共取申間敷候事、

一村々にて救の爲召置候月十日之奉公人、并岡山へ出候奉公人切米、たとへ公儀の未進たりといふ共、さし繼申間敷事、皆々奉公人手前に仕らせ可申事、

一當年より、村々の高により公役により、庄屋給多遣可申候間、給米にて萬事仕廻可申候、しまつ仕候而、内所のたかに可仕は、銘々次第に候、爲其定米遣候事、

一郡奉行代官村廻り、處々に家立置、米大豆を入置、薪萬事自身に相調、少も村々の横役入候様に仕間敷事、

一家出來之内は、庄屋方に木賃にて宿可仕候、薪雜

事は、庄屋馳走可仕事、

一海陸共に、道中筋公儀之役に入候義者、所々に米と銀子をとめ置、庄屋頭百姓裁判可仕事、

一只今より田地賣買三年切に可仕候、三年に請返不成なかし候は、又三年買主作り可申候、其後者元利はいく取返し候義に候間、た返し可申候事、

一庄屋之儀、惣百姓之いやかり候者、替可申候、入札之様、村中好みの者を可申付候事、

一免定人々出し米、有體に小百姓中へ可申聞候、唯今迄萬事に付、庄屋横道成仕掛有之、穿鑿候は、眷屬迄死罪に可行義必定なるへく候へとも、穿鑿なしに如斯申付候間、此上異義に及者於有之は、曲事可申付者也、

一國中麥相捨遣候事、
 一在々の借物、唯今より米は月壹歩半、銀月壹歩たるへき事、

一今より譜代として取候者成共、男は三十、女は二十五を切て、主人より有付、或は暇を遣し候様に可申付候、今迄取遣候者は、十五より内から取候者は十五年、十五より上から取候者は十年にて出し可申

候、他國へ賣遣し候者は、法を背過錢首代に請返し、親類方へ多く返し可遣候、但奉公人方より主人になつき候て居可申者は各別之事、

右之旨早々可申渡者也、

承應四年正月廿一日

承應四年正月廿七日被仰出、

一郡々飢人之義、その分にては、事急成者之手前無御心許思召候に付、馬廻りの内中小姓之内、又は士鐵炮之内、又は徒之者之内、又中江虎之介所に罷在候牢人共之内御撰、壹人に銀子百目宛爲持、在々へ罷出、村々家々へ踏込、能穿鑿仕、救落し急にかつえ申者見計、少つ、銀子遣、隨分可入情旨被仰渡候以上、中江氏は太左衛門といふ人、小名虎と碑文に見へたり、此人成へし、

一當町末々又は山々乞食、殊外草臥申者有之由、町奉行も手不廻、飢人奉行も行不届者多候由、幾度被仰付候而も、慈心少き者は行不届と思召候故、銀子五貫目、中江虎之介方被下、皆共救漏候者共をすくひ候様に被仰付、

一池田伊賀、日置若狹御前へ被召仰云、國中之義、種々に被仰付候へとも、萬事思召様に不_レ行足候に付、御前に御自身御廻り可被遊か、無_レ左は伊賀若狹兩人之内御廻し被成候様に共思召候得共、此段若只今之勢不_レ成事に候間、熊澤助左衛門を御廻し可被成と被思召候旨被仰聞候へは、御尤に奉存候旨申上る、則助左衛門に委細被仰付、銀子も持參し、救漏候者有之候は、可救之候、萬事郡奉行共可申談候、郡々より指上候目安共數多被下、唯今穿鑿被仰付候は、差當る大義脇に可成と思召候間、可濟事は濟し、不濟事は罷歸申上候様にと被仰付、

承應四年三月

但密事に

一郡奉行代官、只今より在々へ入はまり、百姓つよきよわきを見知、土免を本として、青いねより見廻候て心覺を仕可申候、代官は郡奉行よりこまかふ可存候間、其段郡奉行遂内談申付候は、郡奉行裁判として、土免或は加損を遣し、かりしほのおくれさるやうに可仕候、檢見之造作、又は蒔時分におくれ

候ついへ、誰のやくにも不立すたり候て、此方を免にさけ遣候、又は青いねはよく見へ申物に候間、其心得仕候は、檢見なしに成可申哉、

一庄屋頭百姓小百姓一村切に、其村において集、下帳をひかへ、年内皆濟の者に、春のひと無餘義子細有之、捨可遣者と、横道にて未進仕候者と、四つに分、面々名之上に書付を仕、夫々に可申付事、但捨米は代官吟味之上、郡奉行改、すて遣可申候、

一借米は初納にて、急度取立可申候、利足は國中法のことく可爲候、

一郡中へ借候米麥銀子、去年より只今迄之分、郡中貸物に付置候間、代官切手、郡奉行與書にて、次左衛門手前より請取可申候、捨申候分は、年中のを惣目錄に仕、郡奉行代官判形之上、老中與書を以て勘定に立可申事、

承應四年四月九日被仰出、

一同四月九日、年寄中番頭物頭共へ、御口上に而被仰聞候、番頭共少々減候に付、御備少被遊替候條、何も拜見可仕旨被仰聞、

一去秋より折々被仰付候事、又御書にて被仰聞

事、大方者何も勝手に成候事、又は心得に可仕事のみにて、法度かましき事は、二三ヶ條四五ヶ條ならては無_レ之候、然を惡敷心得候ものは、何も法度と心得、事多せわしく難きに存候ものも可有_レ之候條、左様に番頭中心得、末々へも可申聞候、

一此度委細采女改易申付候に付、去秋申出候者、舊惡を可捨よし申聞候、此義も只今之儀にては無_レ之條、不審に存候ものも、人に寄可有_レ之候、舊惡を捨と云は、縦は逆心に存知候者にては、其心を變、唯今忠義を存候は、古の逆心を捨可申と申事に候、采女義は、下々にても有ましき不義之仕合、其身に疵付たる事候へ者、舊惡を捨といふとは、脱カ違し、人おやをも仕者、右之仕合にては、其儘おかれぬ事ゆへ、改易被仰付旨被仰聞候、

一久敷御留主之事に候へは、番頭中其外末々迄、作法能嗜可申候、猶以年寄中專に候、老臣は家のおもせにて候に、年寄中より不作法にては、末々作法よく可成事不可有候、年寄中專一嗜、家中手本に罷成候様に可被心得候、

一來年歸國も程無_レ之事に候條、老人共も養生能仕、

待請可申旨被仰聞候、已上、

一同日、池田伊賀、日置若狹に被仰聞候は、此已前より度々の事に候へ共、又申聞候、惣而人毎に和し候様に仕度は、おしなへての事と候、乍去取分兩人のこたく用をも達する人不和にしては、國家不調事眼前に候、今よりは兩人心を不置、平に助合、伊賀失念之事は若狹云、若狹失念之事は伊賀云、あやまちを互に申合候様に仕度候、理屈といふものは見事なる物故、我を是とし彼を非とす、此心にては、事は理にても實は非に成候、此所を能心得候而、常々用ひ被申尤に候、

一伊賀は病者にも有之、年も被寄候、然る上は近所牧石邊鷹場免候條、左様に心得へく、遠所へ參候而者、留主之内など、用もかけ可申と思召候由被仰聞候、已上、

一同日伊木長門を召被仰聞候は、去秋も申聞ことく、其方義、うちき成仁に候へ者、頼母敷存知候、就夫よき上にも能様にと存申聞事に候、其方儉約といふ事を心得をこなひ被申哉、家中へ之當り殊外しはき由聞及候、儉約と云は、無欲を專とし、自分の事を

つゝまやかにして、其財を下へ施す事にて候、省み少く候へは、誰人も儉約といふを取違、やゝもすれはしはく成者に候、又知行所より米麥之納様、事外吟味強、百姓共迷惑仕候由に候、其方は不_レ知事、奉行共大體に申付候へと被_二申付_一尤に候、爲_二心得_一被_二仰聞_一旨、御直に御意被_レ成候、已上、

承應四年九月廿三日

一去年より當春に至迄、國中民共救に付、民への施計にて、士共へ之申付様龜略なる様に存者も、今以可_レ有_レ之と存候、當春書付并直にも申聞候通、能々心得可_レ仕事、民少力付候て打置候は、今迄の救無に成事に候、民強成候へ者、連々士共の爲宜事に候、當分は可_レ致_二迷惑_一とは存候へとも、度々如_二申聞_一可_レ成程儉約に仕候は、飢に及候程之義者有_レ之間敷事、不心得成者有_レ之候て、政道の妨成事申出者候は、大小によらず、急度可_二申付_一事、爲_レ其郡奉行代官督紙申付候事、

右之旨、番頭物頭可_レ被_二申聞_一候也、

有斐錄貞

申出る覺

◎此覺書は有斐錄亨(三八四頁下段)に載せたるものと同じければ省略す、

覺

◎これも同卷(三八六頁)のと同じければ省略す、

明曆二年丙申極月朔日家中に申渡覺書

◎これも同卷(三五五頁)のと同じ、故に省略す、

覺

◎これも同卷(三九〇頁上段郡々日用云々の條)のと同じ、故に省略す、但し最後の「一侍中大小姓に云々」の一節はこゝには無し、蓋し此一節は別項ならん、

此冊是迄三卷之終始にて相濟、

一萬治元年己亥正月廿三日、津島之山に於、公山鷹野被遊候處に、山三分一程之時分、南東西より雨ふり來らんと見へしにより、諸人雲色を見、今降來らんかと心の内に人々氣遣しけれども、公少も御心に掛る體なく、只常の如く御下知被_二仰付_一、自由自在に御下知に付御機嫌也、雨強く降れ共、箆箆をも不_レ召し

て、其儘御濡被_レ成、御膚迄雨透りしとや、山を如何にも御心靜に御仕廻被_レ成、常に少も不_レ替御下知被_二仰付_一御仕舞被_レ成也、諸人下々に至迄是を見て、我濡候事を少も厭ふ心なしと也、

一同二月朔日、御遷廟之時、前より雨降り道惡し、公御城より御廟迄御徒跳にて御供被_レ遊、さて末々の足洗ひたる水にて、御足御洗被_レ仰なり、

一同二日、御祭禮之時、雨強く降りけれ共、御廟之御勝手にて、衣冠御裝束被_レ召、御勝手口より直に御廟へ御詣あれは、雨に御濡被_レ成候事はなけれ共、神明御敬ひ厚きによつて、本御門へ御廻り、御廟へ御上り被_レ成也、御歸にも本御門へ御廻り、又御勝手へ被_レ爲_レ入、御裝束被_二召替_一候也、

一萬治四年壬寅正月廿七日、自_二江戸_一兩御屋鋪燒失之旨申來る、公は御鷹野に御出被_レ成、則御鷹野歸へ申參る、御歸被_レ成候ての御機嫌之程、人々氣遣仕居申處に、御歸城之時の御機嫌常に少しも替る事無_レ之、御入之時分五郎八様并老中への御意は、皆火事故御上り候敷、下々迄無事之旨申來、満足に候との御意なり、扱御入被_レ成、五郎八様并老中を召御意は、皆

家を焼は立るか迷惑と云迄なるか、加様に御静謐に無_レ之か氣之毒なる儀との御意也、

一公於_二江戸_一福照院様へ毎日一度二度つゝの御定省被_レ成候、御膳の御相伴は二日に一度、或は毎日も被_レ成、福照院様嚴なる御人之由なれ共、公御順かひ御慕被_レ成との事也、御煩の時は夜も御寝不_レ成、御就き被_レ成_二御座_一、毎月忌十三日には、前十二日の夜より定まつて御上下被_レ着御清靜に被_レ成、十三日の朝も如_レ此也、

一公の御忠徳自然と人を感じ、末々に至る迄御心根を不_レ知者も、被_レ對_二上様_一御二心は無_レ之と何れも信し存する也、或は鹿狩、山鷹野、鶉鷹野を被_レ成人を御廻し御覽、又は御出陣の時之人積り、人割、小屋割、舟割、馬積り、扶持方積り、荷積り、用銀積り等、年々に御點檢あれ共、上様の御奉公の爲と人々存する由也、一去る承應二年備前洪水之節、爲_二御救_一御藏之金銀不_レ殘士民に被_レ下候へ共、中々足り不_レ申候故、東丸様御口入にて、御老中に被_レ仰上、金子四萬兩御拜借被_レ成御國中に被_レ下、安藤全金子裁領仕罷上る、士町人には家之破損書出し金子被_レ下、百姓には郡奉行代

官之分にては不足可_レ有_レ之歟と思召、學に志有_レ之士共被_二仰付_一、御國中へ金銀錢を持出て、民之家々に入て一々見聞して、金子銀子錢を遣し通る也、岡山に出る非人共は、上坂外記小堀彦右衛門に被_二仰付_一、伊勢の宮河原に假屋を立て粥を被_レ下、扱他國の者は、其前々ね狀を添送り届、又御領分の者には其在々に扶持方を添被_レ返候也、此時より郡奉行共郡々に引越、随分救ひ民不_二飢寒_一様に仕る也、郡奉行の料簡にて米を幾程にても借し、或は救米とて與ふるも有_レ之、郡奉行手前に藏を作り、民の糧の便りに可_レ成物種々用意して納置、自_レ今御國一年不作にても下民飢に及間敷由何も申也、此年田地へ沙入たるを取除るに、何者にても除る者に錢を奉行遣すによつて、女童迄小の器に沙を入れて運び錢を囉ひ候、普請も出來賑にも成也、好事を仕出し賑に成しとの御意也、此年國中の飴を被_二禁止_一、是幼き子共飴を見て欲かり、錢或は古金などを盗み出し買喰仕候故、小き子共の習悪く成との事なり、一或時、福照院様公被_二仰上_一は、召使者には間に怒る氣色仕り見せ候か好御座候と、時の興に御語り被

成候、其時信濃殿側に御座候、福照院様被_レ仰候は、信濃腹の立つ氣色して見せ候へとあれ共、信濃殿御笑有て其義なければ、公御怒り御氣色被_レ成被_レ掛_二御目_一と也、

一或時の御言に曰、軍中に世上の習にて血氣を專として、明日は死する程に、今日は雜言を吐き何事を爲ても大事なしと云、哀哉迷へる事、明日なき故今日一入敬義を行をこそ誠の士成へし、

一御言に曰、世上の者の忠をするは、譬へは灸をすへたるをたのみて毒を食し無養生なるにひとし、吾はよく奉公仕たるによつて、何事を云何事を爲、無奉公を仕ても不_レ苦と思わり、右の如なるは君子の道にあらず、舜や周公の忠孝は、何程御盡し被_レ成ても、御心には不足に候と思ひ給わり、是こそ誠の忠孝成へし、前の如くの振舞は、少しの忠を頼みほこる心より、却て不忠に成て、前の勤し奉公も無になりし也、一御言に曰、權現様仕へ奉りし平松金十郎下人、道中荒井の舟渡しにて或者と諍論す、或者の主人則金十郎下人を討捨る、其比諸人の曰、金十郎我下人を目前にて人に討せ、何とも不_レ言事、臆病者哉と譏りけ

り、其後金十郎於_二戰場_一に一度々一番鎧をしけり、其時金十郎か曰、惣して我は喧嘩下手にて嫌なりと云へり、此れ眞の勇士と可_レ謂、いにしへの韓信と同意の士なり、

一御言に曰、平松金十郎喧嘩は嫌と云て、毎度の御陣にて一番鎧仕る程の者なるに、關白殿より一萬石にて招きければ、一萬石の祿に引れて大事の御主を捨つる事、大なる臆病と可_レ謂也、主君を捨て他へ行を、人皆きたなき者といへ共、世間の習にて弱き者なる事を不_レ知、哀哉、もし此者一萬石にて被_レ招に、主君を捨て行事不_レ成と云て、其節儀を不_レ違、誠に強くして觀へき事成へし、

一或時、荒尾平八郎殿、三宅可三に公御語りあり、惣して罪人の罪輕き者にても、死罪に不_レ行して不_レ成品の有_レ之者、其折節何人にも佗言を申候、悦しきもの也、今度備前にて備中の百姓訟を仕、死罪に行はるへき所は彼是と相延し、東照宮御祭禮の日に、備中のシンケイと云僧疏狀を以て伊賀まで佗言申すを聞き、甚た悦しき心出るなりと、如_レ此小民にても其命を重く被_二思召_一事、誠に生を御好みの徳深きと、末々

迄感服せし也、

一御言に曰、人々天道は尊きものと云事は知れ共、天道一體の我本心を尊ふ事を不_レ知と、

一又曰、古へ同役の者あり、一人の相役を君へ讒しけり、或とき彼讒者に悪事あるにより、或者の曰、其方を讒せし者悪事あり、兼てのさへにつき事に候に、何とて其方又彼か悪事を不_レ申や、讒せられし者の曰、前かと我を讒せしを悪きと思ふや、又善きと思ふや、或者の曰、何そ人を讒するを善と云へけんや、讒せし事悪き故に、其方又さへへられ候様との事也、讒せられし者の曰、左様ならば我は彼をさへましく候、前かと我をさへし事の悪しき事を知て、却てそれに似する事はいやなり、善事ならば似すへしと云しとなん、誠に尤なる事と御意なり、

明曆三年十月廿六日夜、

一御言に曰、二人同様に召使に、其中にて一人は加増も取仕上候へは、殘一人の者知行ほしきにはなく候へ共、皆人に右の如くの仕合にて面向へき様なしと云、是を皆人名利の士と云、是は利の士成へし、名利の士は右の如くの仕合にても、心には思へと少も色

へ不_レ出、心に懸る體をするなり、是名利の士也、名利の士は中士と人々云ふも是なるへし、行は君子にも不_レ違、然れ共君子は己不_レ足と自反するなり、

萬治元年八月廿四日、

一御言に曰、譬へは三味線の音を聞く時、三味線は羨敷もなきと思へは、善けれ共惡む心生するゆへ、是に引れたる物也、惣別嗜り事にてもなく惡む事にてもなければ、事に能く應ずる者也、

一又曰、奪首なとするは、大に鄙怯成事なるに、不_レ苦様にいふ、譬へは扇にても奪候は、^{オウキ}黒士と云へし、まして首を奪は士の所爲にあらず、

一又曰、權現様之御家士に夏目長右衛門といふ人あり、長右衛門味方か原の御陣に、權現様御敗軍危く有_レ之に付、引かへし御打死可_レ被_レ成との事なるを、長右衛門曰く、殿はたはけたる事を御申し候とて、御馬を引戻し、跡より我鎧の石付にて御馬の尻を突き、御城の方へ追入、其身は跡へ立歸り防ぎ戦死を遂る也、跡に歸りし時に、天を三度拜して曰く、我等式の鎧の石付を當奉りし事、誠に冥加なし、御運の盡たる事也、御免被_レ成下_レ候へと云て死となり、誠に善に不

矜明士なり、

萬治二年二月十五日、公香菴老と於_二御燒火之

間_一御同座の時、

一御言に曰、昔し齊の國の君、齊の大山に登て其大夫に語らく、我國是上々國にて、景の勝れたる事他國になし、國には心に懸る事なけれ共、死るといふ事ある故、何事もおもしろき事なしと云々、大夫の中に其言を聞て笑ふ者有、君の曰く、汝は我言を笑歟と云て忿られけれ共、尙々笑、君のいはく、其笑ふ仔細を聞んといへり、笑ふ者の曰、死といふ事ある故、君の御手へも齊國入候也、死る事なくは、齊の先君齊國を治給ひて、君の御國とは不_レ成故に笑ふと也、公の曰、右の如くに不_レ成事をさへ世人願ふに、成りそう成事を願ふは餘義もなき事なり、

一又曰、顔子一簞の食一瓢の飲も、それを好み、面白にてなく求むる心なきゆへ、是程なる樂はなく候、凡情の樂は何そに心を寄、面白く樂と覺れたる者也、故に君子の樂は、淡していつを限ともなく候、小人の樂は一旦は殊外面白けれ共、頓て厭き、却而くるしみの本となり候、君子とても樂み外にあるにてはなく候、

又面白き事にてもなく候、譬へは貴殿牟佐より是へ御越候に、如_レ此く風吹時は、免倒成風吹と思ひ心をくるしめ給ふ、君子は風吹よと思て、心に懸らず候は大なる樂に候、諸事皆如_レ是に候、又譬へは乞食、腹に物をさへ食へは、雨風は厭ふ心なく候、我心に面倒なる風吹と倚る心あれば心苦み、乞食に劣りたる心に候、唯其境界に居て其境界を安し勤め、外を不_レ願程なる樂はなく候、

一香菴老曰、私共惡敷習來る者なれば、一色辨へても又一色生し候、公曰、一旦に除くへきと存候て、去り見候得共除かすとして捨置候得は、永く不_レ成候、不_レ怠ひたもの心掛候は、除へく候、譬へは木の如し、木の枝彼へ出たるを切れは、又是へ出たる枝あることくに候、そろ_レと根を掘返し候へは、後には出へきものなく候如く、根の慾をそろ_レ去候は、後には誠に反り候半と存られ候、根を掘返し候人を見て、彼の如く成初より成へきと思へ共、不_レ成とて捨置、我は根をも掘て不_レ見はひか事に候、又惣而貴く富者の子程習あしく候、ためして見たる事にて候、譬へは何にても取らんと云物を不_レ遣時は泣候故、貴く富る者の

子は、乳母を初め側に居る者何にても遣し機嫌を取候、痛くも悲しくもなき事に、右の如くに泣をもてはやす故、ひたものそれより奢りの心生し候、又賤き者の子は、右の如く泣候ても、泣なりにして不_レ構置候、後には獨り泣止み候、又重而泣をもいつも其如く捨置候故、其後は取らんと云心もなく、奢りの心生すへき様もなく候、

一又曰、生れ付ねはき者、又さへたる者有り、所_レ求ありてねはき者さへたる様にし、又さへたる者ねはき様にするは諂ひ也、學問と云て、ねはき者か好く、さへたる者かあし、とするにあらす、又さへたる者かよく、ねはき者か悪しとするにもあらす、只ねはき者はねはき質に引れ、義にはつる、所を、學問にて知て力を入引立、又さへたる者はさへたる質に引れ、義にはつる、所を學問にて力を引立るは、是か學問にて質を變したる者に候、惣して當世にのみ譽られ名を取は、義者にては無_レ之候、故に孝經にも名を後世に揚て父母を顯すと云いわり、義の有ま、にして當世を不_レ願行ふ者は、當世に毀る、事もあるはずに候へ共、後世必人々思ひ慕ふ者に候、然るに専ら世人に譽

られんとするは、必義を枉る所あるへく候、

一又曰、ねはき事もあり、さへたる事もあり、進時もあり退く時もあり、何とて名付へきなきは君子也、譬は戰場にて先手に鎧合へき時、旗本大事に見ゆる時は、其儘先を捨て旗本へ參り、君の難儀助るは義を質にしたる人也、名利の心有ては、右の如くなる仕方は成ぬ事に候、尤君子の道を不_レ知者も、先を捨て旗本へ歸る者も可_レ有候へ共、義と云ふまへなければ、世人毀たる時は不_レ入事を爲候と思て、重而より不_レ爲様になるへし、學者はふまへ有て爲る事なれば、千萬人毀るとも少も心に不_レ懸候、誠に是程なる大勇は無_レ之候、又先を捨て旗本へ歸り、あしき時有り、唯其時の義に従ひ、外見を心に懸間敷事也、凡士たる者は武勇を第一とす、然共大に心得損ひ、小勇にのみ心ありて大勇を不_レ知、譬へは爪弾にても當られては堪忍不_レ成と云、又義と心得て爲る事をも、世人毀る時は不_レ爲、是程成臆病なる事は無_レ之を不_レ知、人々不_レ苦と思へり、千萬人毀とも可_レ爲義は爲し、千萬人勸る共不_レ可_レ爲義は不_レ爲、誠に是こそ大勇成へし、又譬へは金銀にても知行にても、人與る時に可_レ取義あ

りて取たるを、世人貪りたると云へは、取間敷を取たると後悔し、又不_レ可_レ取義ありて不_レ取を世人取てもくるしからすといへは、可_レ取物をと後悔す、凡見るに聞もいふも皆同し、是皆義と云ふまへを不_レ知して、唯世間の口舌外欲をのみ本としたる者にて候、右申如く義を主本として外に不_レ奪は、誠に君子の道をまなふ人成へし、

萬治二年二月廿二日御燒火の間にて、

一御言に曰、於_三戰場_一士頭たる者、其士を引廻し備を堅し、譬へは士廿人あらは、廿人を一致になして役に立様に可_レ爲事也、士頭ひとり高名を心懸、組を心に掛さるは、何程なる高名をしても、誠の武功とはいはれ間敷事也、足輕大將も同事也、譬へは鐵炮十人あらは、十人の鐵炮を役に立るこそ、鐵炮頭の本意たるへきに、我高名を心懸なは、十人の鐵炮は役に立つまし、備崩れて鐵炮も不_レ入時は、獨高名可なり、惣して獨り高名は士の役也、少にても頭たる者は、其組を役に立るこそ頭たるの道にして、獨高名とは隔別の事也、是に因て思ふに、組の少き程引廻しよかるへし、然るに我組少く被_三仰付_一なと、云ふは、鼻の先なる

事也、此志ある者は組之少き程満足すへき事なり、一又曰、惣して敗軍は三つの内なり、一つは見逃け、二つには聞逃、三つには推立られて逃るなり、頭たる者心有へき事也、譬へは先手より敗軍し、二番三番無_二是非_一推立らるを、何之心もなく推立られ候事は、無_二心懸_一故なり、心懸さへありなは、たとへは先手敗軍と見は、二にても三にても、左にても右にても引拔、敵追懸るを横より取て懸りなは、追崩す事必定成へし、

萬治二年三月三日、於_三御燒火之間_一、安藤奎、田中九郎兵衛、土倉登之助、水野三郎兵衛、青木善大、夫御前に候候す、

一御言に曰、昨日の狩に付て思ふに、昨日の如く餘り好く無_レ之か、又稽古になり候、中島にて貝を祇園の方へ遣候は、後備へ聞え間敷候、又旗本にてたて候は、祇園の方へ行先手へきこへまじきと思ひ候へ共、最早可_レ爲様無_レ之に付、旗本にてたてさせ、先手へは聞へ次第と思ひ、旗本にてたてさせ候得は、案の如く祇園へ行先手は貝聞へす、漸々三番より後鐵炮つるへし也、後に能々思へは、三つの貝を三所ね賦ら

せ、先々にて貝たてさせ候は、惣方可聞候、是迄も則貝の遠く聞へさる事を知候故、後覺になり候、一又曰、唯今御長久なる御代にて候故、用に立者なしと人々いふ、然れ共唯今にても用に立つ様に可成は、人々の覺悟次第と思ひ候、其仔細は若き者にてても常々心掛、備の立様、組の引廻様をも心に入、加様な時は加様に仕なと、思ひ、我所作を精に入者有之は、譬へ何方へ成共可遣と思ひ候、常々遊にのみ心有りて、曾て如右なる事を心に不掛者は、如何にしも遣候事難成、然る時は常々心懸ある者ならては遣事ならねは、是則用に立也、先を行て逃へきも不_レ知とも、如右心懸る士は逃間敷と思ひ候、惣して如昨日一悪しき所を見て、我仕候は、如_レ此してなとと心掛るは尤なり、君子の道を行ひ給ふも同し、人のあしき所を見聞給ひて、己か身の省み責給ふ也、然る時は日々に改まるへし、

一又曰、人々誤りたる事有、譬へは他所へ行而、又は何方に成共饗應に行たる時、濃茶の飲様を不_レ知して飲損ひなは、耻をかきたるとおもひ、歸りて數寄を精に入て學ふへし、又頭たる者組を引廻し様を不

_レ知、譬へは基石にても、組の引廻し様如_レ此時は如何せんとの人のいふ時に、悪なりにも日頃心懸、加様な時は加様にと答へなは見事成へきに、曾て不_レ知して耻をかき候共、數寄にて耻をかき候程には思ふ間敷候、是誤る事甚しき也、數寄坊主なところ茶の飲様を知らざるは、耻をかきなは面目なかるへし、士の數寄にて耻をかき候事は、如何にも不_レ苦事也、惣して昔の士の事簡なるも、加様成事なるへし、士の要なる事計に心懸、加様の不_レ要事には心を不_レ懸、何としても守る所多くては事に不_レ成者也、只士の要なる事のみ心掛へし、君子の事簡と云も、義の有儘にして外事を不_レ思不_レ爲ゆへ也、是も右の事と同意成へし、

萬治二年六月三日夜、於_三江戸御書院_一中川佐州君、牧野數馬殿御同座、

一御言に曰、雷なとを恐れて色々才覺を以て用心すへき事にて無_レ之候、人作の分にては天災遁らる、者にては有_レ之間敷候、

一又曰、雷を君子は恐れ給ふと見へたり、論語郷黨の篇に、迅雷なる時は、孔子夜にても起給ひて、衣服冠して座し給ふと有、凡情の恐るとは違ひ候、凡情の雷

を恐る、は、心をくれて恐る、も有へし、又惡を行ひ天命を畏て恐る、も有へし、又病にひきて恐る、も有へし、君子の恐る、は、それにては有_レ之間敷候、天の怒なるに依て、我は何の惡をも不_レ爲と云て、恐さる事はなき理也、天御怒ある程にと思召、御心に不_レ安、彌形容正しく敬み恭して被_レ成と見へたり、譬へは公方様にても御機嫌損ね候時、我は何の覺も無_レ之とて、上の御怒を心に不_レ掛事はなき理也、又は我等か召使者にても、某か怒る時に、我は何の覺へも無_レ之とて、恐る、心なき事は有_レ之間敷理也、我は何の覺もなければ共、殿の御機嫌損ね候とおもひ、敬み畏るる心は人々に可_レ有_レ之事也、凡情雷は恐敷者にて無_レ之といふは誤成へし、

萬治二年六月廿六日夜、於_三江戸御書院_一草加兵部、尾關源次郎、富田宇庵、横井玄昌御前に伺候す、

一御言に曰、今鐵の玉出て干將莫邪か劔に可_レ成といは、一門共をはしめ、皆々是は如何成けちにて候哉と云て、祈禱をし恐れ哀むへし、今人々我は何之役に可_レ成、又知行可_レ取なと、云は、鐵の玉干將莫邪か劔

に可_レ成と云と同事也との譬あり、誠に人々我は何之役に可_レ成、知行可_レ取と云をは恐れ戒候者なし、鼻の先たる感なり、

萬治二年七月中旬、於_三江戸御書院_一三宅可_三、横井玄昌、富田宇庵御前に伺候す、

一御言に曰、惣して我親佛法を尊ひ、死なは焚き候へ、又は佛法に如_レ此取置候得と云、又は日頃佛法を等く信し候共、葬送の時は、親の感に不_レ從、子たる者我死なは如_レ此に取置れて快きと思ふ程に、心を盡して葬るか好るへき哉、可_三奉_レ答曰、此儀御尤に奉_レ存候と云々、

同年八月朔日、佐々又兵衛殿來儀於_三戴安道の間_一に御咄、

一御言に曰、太閤秀吉匹夫より興りて、日本を悉く治め給ふ、尤信長公逝去之後、秀吉世を治め平らけ給ふ事、其功大にして見つへき事也、於_三是に_一信長公御子の中、何れにても賢成を取立て、唯今迄は精を出し治め平らけ候、最早大方治まり候と被_レ申、世を御渡しあらは至極なる忠臣なるへきに、左様に無_レ之事數敷事也、又兵衛殿曰、此義至極之御言也と云々、

同十七日夜、於_レ亭信州公、小堀彦右衛門、草加兵部御前に伺候す、

一御言に曰、信玄の軍法は楠の軍法に劣るまじけれ共、徳なくして、唯法度の厳しく、謀略の巧みなるを以て爲したる者也、然る處に信玄一代計にて終り、勝頼の代になりては、謀叛人多く散々に壞亂せり、誠に楠殿は徳の厚き故、其身一代はいふに及す、子孫末々迄終に謀叛の心なく、正儀は代々忠臣なれ共、一旦の讒にて大將を被_レ取上、人の旗下に屬し候得共、少しも怨る心なく彌忠を盡たる、誠に子孫迄左様の風俗の残る事は、ひとへに正成の徳の光なり、

一又曰、惣して軍法は大勢によらぬ者也、長久手の戦に秀吉方は大勢也、權現様方は小勢なり、然るに權現様方の者は、下々に至る迄、今日の軍は敵は身方一人に十人當なれ共、なんても十人などは切殺し_ヲ殺すへしと思へりとなん、然る故に權現様御勝也、其時長久手の近所口城に本多中書籠置るに、秀吉大軍十二萬の人数にて後詰を可_レ爲として押來りしを、彼城より中書僅五百計の人数にて出て附けたり、秀吉是を見て、不敵者哉、猪武者なりとのたまひしと也、中書後

に此由を聞き被_レ申けるは、我は意あつて附けたる事也、仔細は我小勢にて大勢に向ふ事は、敵を可_レ討爲にあらず、惣して鼠を殺にさへ少しは手間入る、我を秀吉殺さる共、少の内には皆絶されまし、暫手間の可_レ入なれば、其内には於_レ長久手我君の御軍御勝可_レ成と思ふて附たる也と、誠に見事成忠深き士也、一又曰、惣して人々常に心得可_レ有_レ之、譬へは道中にも心懸、加様なる所にて敵來らば、人数を彼方へ繰り、足輕を何方に可_レ繰る_ニ、所々にて氣を付なは、其所も能覺ゆへし、又は心の働共可_レ成也、

同十月廿二日、水野周防守殿、松平長三郎殿、荒尾平八郎殿來儀御的場御咄、

一御言に曰、惣して平八などにも如何にも有_レ之事也、其方の人足にても同し事也、我内の者の悪事を聞付候時は、彼様なる悪人を不_レ知して使候に、聞付満足なりと誰人も思ふ事なり、然共左様に思ふべき事にては無_レ之候、悪人を聞候は、不便成事と思ひ憂る心こそ可_レ有_レ之事也、

萬治三年正月十五日朝、於_レ御居間中川土佐守殿に御咄、

一御言に曰、此中間候日根半助被_レ死去候に付、跡目之事、側腹に圖書として十六七なる子あり、又本腹の子に十二三なる有_レ之、半助内々此十二三の本腹の子に跡可_レ譲として、上様の御目見も去年仕候由、然る所に今度半助死去に依て、跡目の事に付、此十二三の子は兼松又四孫にて有_レ之故、又四被_レ申候は、長子にて候に付、圖書の跡目被_レ仰付候様に可_レ申上候得共、

弟早や御目見申候事なれば、調問敷候、左候得は千石を二つに割、五百石圖書、五百石本腹の子にて可_レ申上との事に候得は、半助一類衆被_レ申候は、尤にて候へ共、半助千石の知行所悪敷候故、千石にてさへ手前不_レ成、御用を勤る事成兼候、貳つに分ては、彌以御用勤候事成間敷候間、本腹の子に千石其儘被_レ下候様に可_レ申上と被_レ申由、又圖書も自分に跡を少も取間敷由被_レ申旨、夫に付石谷土入に又四被_レ申候は、兩人申分御聞、可_レ然候様に御指圖書申由被_レ申候得共、土入被_レ申候は、我等被_レ頼候事に候間、我存知寄可_レ申候、尤二つにして手前不_レ成御用調問敷事なれ共、心に懸る事をしては、一代心に懸り候間、氣味よく二つに分被_レ下候様に被_レ申上可_レ然候、手前はともかくも成

者にて候と被_レ申候得は、尤也として其通に成候由、誠に又四土入圖書言分皆以聞き事なり、

一又曰、此中間候、石谷土入被_レ申候は、此間井伊玄蕃殿にて、猿樂共に銀を遣すを聞候に、夥敷事、扱々分にも不_レ宜事に候間、奉行衆に申、減らされ候様に可_レ仕と存候、脇にて聞候者は、隠居して不_レ入指手を申、今に世間を仕たると定て可_レ申候得共、某思ひ候は、何程引籠可_レ居とも、天下の食をはみ居申からは、御爲に好と存知候は、何事によらず可_レ申覺悟也との由、誠に尤なる云分なり、隠居して最早よきとして、主人の爲に好き事を不_レ構事は無_レ之道理にて候、

同正月廿四日夜、於_レ御焼火間三宅可_レ三、大須賀宗傳、久世三四郎殿より罷歸、三四郎殿御死去之由申上る、

公殊外御悼惜にて、御言に曰、三四郎殿之様に江戸中の者に惜まる、事は、古今に少き事也、予なとか如く咄候者の惜むは尤成事に候、不_レ咄者迄も惜み、三四郎死せられは江戸市中の者力を落し可_レ申候由、誠に徳ある見事成儀なり、此人與力同心家中は、百姓迄も

親に掛りたる様に候はんに迷惑可仕候、惣して三四は剛強成歟と思へは溫和なり、溫和成歟と思へは剛強なり、生質何共可名付様無之人なり、

萬治三年六月廿六日、於備前御城月の間の縁、津田重次郎被仰聞、

一御言に曰、松は君子に譬へたりしと、誠に左様に可有之候、何れの地をも不嫌能をたり、餘りけやけく見事なる所も無之、夏冬共同事にて候、草にては蘭をも君子に譬へりと、是も誠に左様に有之候、尤見事成所も無之、近くにては香も無之、遠き程にほひたけく、葉の伸様も漸々に少つ、伸る者也、竹をも君子に譬へしと、誠にすらりくと直きは見事なる者にて候、梅を賢人と世間にていへ共、心得損ひと思はるゝ也、つんとしたる者を賢人と思ひ、梅のつんとしたるに似たりとて、左様にいふけに候、誠の賢人は唯つんとすへきや、大成る心得違ひなり、

同七月五日於北御居間に、津田重次郎に被仰聞、

一御言に曰、此様に石の悪きを擇^テつる如く、凡情の心の悪をひたと擇捨てなは、後には悪き心はなく成

へし、

同八月十五日、於御國御數奇屋、備後守様、五郎八様、香菴様の御咄、

一御言に曰、常々恐敷といひし墓原の先に、敵陣取て居るに、夜忍ひ物見に行て其墓原を通候時に、何の心も不付之由聞候、其故は先に大きに目付候處有之に依て也、心も目付候所有之候は、少々事は心に不懸答にて候、

萬治四年二月三日、於備前御焼火間、五郎八様、信濃殿、八之丞殿、猪右衛門殿の御咄、

一關ヶ原御陣之割、大坂諸大名衆人質之事御咄に出、津田左京大坂の御留守を首尾能仕廻候とて、輝政様殊外の御機嫌にて有之しと、其左京は左源太か爲には何にて候哉、父歟祖父歟とて重次郎を被召御問被成、祖父にて候と申上る、父は何と云し哉と仰に付、彌二右衛門と申候と申上る、其に居て聞候へと御意にて御前に伺候す、御言に曰、其左京楚忽者にて、輝政様へ、加様に御前御全盛なれば、追付天下は御前に可參と申上候得者、輝政様殊外御機嫌損ね、常の者に候は、成敗も可申付候得共、左京は少仔細有之

候間免可申候、重而者免す間敷候間、嗜み可申と被仰由、仔細と被仰候事は、彼大坂御留主之事に候、此事に付能覺咄候、誠に其時分は、輝政様御威勢夥敷事にて候、姫路の事は置き、備前も諸大名上り下りに被寄、又輝政様駿河の御越之節にも、尾張様紀州様など阿部川迄迎に御出被成由也、

同年二月廿四日朝、於御焼火間、伊木長門殿、池田信濃殿の御咄、

一御言に曰、惣して書物を寫し候に、書落し候事は有之の間敷儀也、早く書仕廻度と思ふ心より落候かと思候、一字々々に心を付書候は、退屈も不仕、字も落間敷なり、司馬温公は、通鑑と云大分の書を自筆にて被書候に、一字も不落草字も無之と也、

同三月十五日於御焼火間、日置猪右衛門殿に被仰命、

一御言に曰、伊賀方より申越候、指上ケ物之事無用と可申遣候、火事に逢候者は無用に候、上様よりも火事に逢候故、參勤御免被成候、江戸より申來る屋鋪石垣切り合せ之事は、如何可申遣哉と猪右衛門殿被申上候得は、仰に曰、常の石垣に可仕候、惣して

悪き所へ皆心行候故、相違成事多く候、造作不^レ入様にとて、そうくにすると思より、世間並を見くらへ好く仕たかると思候、瓦葺などは火事之爲に能候故、早々申付好く候、石垣は切合にして何の益も無之候、其様成益も無之所へ造作の入事は不爲者にて候、

臣思ふに、無用の所を財を御費し被成候得は、民を御助被成事も不^レ成、其上民の精を出し候物を無益の事に御遣被成候は、天道の御恐れと被思候故也、毛頭財を御惜み被成にては無之事也、

寛文元年八月十八日、於備前御數奇屋、香菴様の御咄、

一御言に曰、凡そ軍中にて物見程大事なる事は無之候、物見か勝負の本にて候、權現様の御使番兩人物見に先手被遣候、罷歸申上候は、殊外馬煙立候、多分味方敗軍と見へ候、かれに見候松山を敵取らざる先に御取被成候は、御勝にて候半と申す、今一人の者はと御尋被成候へは、今一人の者は先の様子を委く見可申とて先を參候、敵方より二騎にて付け候

體に見へ申候、彼者馬強く候間多分被_レ打間敷候由申上る所に、追付今一人の者罷歸、初め申者の如く申上候得は、松山を此方に取らんと被_レ仰、御取被_レ成御勝に成候由、是物見功者故也、又或御陣に物見被_レ遣候得は、罷歸申上るは、敵の大將殊外せかれ好き、兵士を皆ひたと先手被_レ遣様子に相見へ候、唯今御旗本を以て敵の旗本の御懸り被_レ成候は、御勝にて候はんと申上る、其申上る如くに、御旗本を以て敵の旗本の御懸り候得者、即時に御勝に成しと也、是亦物見の功者故也、物見に行て先へ不_レ行して歸りて、耻もなき事をいふは、不_レ見より劣り也、先へ不_レ行して不_レ知と云へは臆病者と云れんとて、知さる事を必ずいふへし、是殊外妨なり、

寛文三年於_二備前御焼火間_一、五郎八様、香菴様、並老中_二村山越中事御咄_一、

一御言に曰、越中喧嘩嗜きにて有_レ之由、誠に如_レ斯成者は己か身を殺すのみならず、人を害ひ又家中の風を悪敷仕候、

備藩典録四冊、令_二門人梁信卿謄寫_一也、信卿已逝

矣、手蹟如_レ新、逝者不_レ返、嗚嗟、

朝黃裳文若記

古者國君即位而爲_レ桿、出_レ疆必載_レ之、蓋先王之成法也、故備前國主羽林源君諱光政、嘗好_二古道_一、喪祭之禮、一從_二先聖之舊典_一矣、於是造_二桿二箇_一、一置_二于備陽西城_一、一置_二于武江館_一、以預爲_二送終之備_一也、臣永忠嘗承_レ命主_二其事_一、命_レ工作_レ之、材必擇_二其美_一、工必致_二其良_一、明考_二舊制_一、詳盡_二善術_一、而使_二之無_二毫髮遺憾_一也、既而羽林君以_二天和二年五月二十二日_一薨_二于備陽西城_一、因用_二西城所_一置之桿、以葬_二于和意谷敦土山_一矣、乃遠致_二武館之桿_一、以藏_二諸閑谷庫中_一、以備_二乎永世之觀考_一者也、桿棺其目、

○一枚七里板○十九箇假榎○二十一箇眞榎子○一包喪桿袱子白木綿、有_二二重_一合_レ之○四條結袂繩桿布繩、縦者_一○一横者_一○一箇納_レ桿桐質具_二鐵鎖鑰_一○一箇鑿桿棒_一○一箇居_レ價臺

有斐錄終

松のさかへ目次

卷一

東照宮様御文
本多忠勝公聞書并御遺書
黒田長政公御遺言

卷二

井伊家藏書寫

卷三

井伊直孝公御夜話并御遺訓
建康様御武勇咄
久留米候條令

卷四

西山公示家臣條令

上杉公政事

卷五

福井侯行實
白川侯御意書

松のさかへ卷一

家康公文のうつし

一筆申入候、まつく日増に暖氣に成候て暮能候、その御程彌御無事、和子達も息才に候哉承度候、冬年はゆるく御目に懸り、何角御兩所かた世話にも、老後のたのしみに御座候、其趣表へもよろしく頼入候、一竹國殊の外成人悦入候、夫に付先頃其地へ參り候節、竹も附人の義被_二申付_一候様申置候、定て被_二申付_一たるとそんし候、一國事は一體發明の生れに付て、重疊の事、其御方別て御秘藏の望、左様に可_レ有_レ之事に候、夫故存寄を申入候て、能々御心得生立候様可_レ被_レ成候、一幼少の者利發に候迎、立木の儘に育候得者、成人の後氣隨我儘ものになり、多くは親共申事さへ聞ぬよふに成候へは、召仕者の申ことは猶以不_二取用_一候、左候へは後に國郡を治る事は扱置、身も立ぬ様に成り申候、一體幼少之節は、何事にも直をなるものに候ま、如何様に窮屈に育候ても、最初より仕付次第により、存るより太義にもなく候、これを植木に喩候へ

は、初め二葉の節、人の生立と同じ事故、随分養育をいたし、最初一二年とやら枝葉多く成り候節添木致し、直に成候やうに結立、其内悪敷枝葉はかきとつて年々右之通手入いたし候得は、成木の儀直なり、好木に成り候、人も其通、四五歳より添木の人を付置て、悪敷枝の其後に育ぬよふに致せば、直に能き人に成申候、幼少の時は、育さへすればよきと心得、その儘に致置、年比になり、急に異見を致候ても、我儘のあしき枝はかり茂り、本心の本木は失ぬ事故直り不申候、是に付今存寄候義有之候、三郎生れ候節は、年若には子供珍敷、其上初めひかゝるすの生れ故に、育さへすればよきと心得、氣のつまりたる事は致させず、氣儘に育、成人の後急に申聞候得共、兎角幼少の時、行義作法ゆるやかに捨置ては、親を敬ふ事を不存、心安そんし、後は親子の争ひの様に成候間、毎度申ても不聞入、却て親をうらみ候様に成ゆき候、夫に困り、外の子供は幼少より我等前にて行儀作法よく仕付、若し少しにても不行義我儘の事は、我等へ隠し不申、一々申聞候様申付置候て承り置、我等前へ出候度毎に叱り、又はケ様には致さぬものと一々

申聞候故、影日向なく直に育申候、第一親をおそろしかり候得は慎よく、親に孝行を致事を覺申候、其上に小身ものと違ひ、召仕候もの、申立を能承り候様專一に申聞候、親の有内は慎候ても、親のなき後は我儘に成り、國郡を失ひ候もの古より多く有之候、兎角常々側にて召仕候守りの者、第一孝行と天命と下へ慈悲を心懸、武家の事幼少より申聞候得は、自然と身持も能成もの候、君臣と申事は定りし事候得とも、君たるもの臣を君と心得候事專一のよし、我等幼少の時安部大藏毎度申聞せ候、尤老臣として君に仕候事、如何に無理なる事を被仰候とも、無是非承り、無道の君へ事へ候得共、夫にてはまさかの時用に立ぬものにて、兎角何事によらず、上より慈悲をかけ、最負偏頗なく、賞罪を正し、臣を君の本と心得候へは、能心付臣の有之ものに候、大名なれば召仕候者なくては大名の詮なく候、兎角幼少之者には、召仕もの、申立を能聞て、た、御申聞せ被成候事專一の事に候、人を鏡として身を正し候より外無之候、一我儘にて我願望叶事決てなき事候、第一我儘にては親を恐れず、第二に親に疎まれ、第三に朋友に疎

れ、第四に召仕の者に疎れ、第五に我身の願も悉く叶はず、右五ヶ條の通成行候得は、天道をうらみ、後にはこゝろ煩しく、心亂るゝより外無之候、幼少より物毎自由にならぬこと、能々心得させ申度事に候、一大名は惣領は格別、次男よりは召仕もの同様に心得候様、吳々被申付一度候、次男の威勢つよきは家の亂の基に候、一幼少の節は萬事右様に、輕きも、の言まねさせぬ様に心得候事、併あまり右様過ては、又下情に委しからず、慈悲の心薄く成り申候、常々の遊にも、國の名産或は大名の家柄の事、并家來共の内にも、あれは何の代より譜代の者、何の節何の手柄を致し、何の節何の高名致し候子孫坏と咄し候得は、幼少より家中の者に如在にならぬ事とも聞覺候故、成人の後自然と政事の仕置行届申候、大名の自身嗜候事は弓馬第一、次には長刀鎗劍術心得可申候、心懸なくてはならぬ事に候、一學問は大名の自身博學に成候事は及ぬ事に候、學才有之者に常々其道の講釋承り、其外物に正理善惡の事、善人の行義作法、名將忠臣の道等、又佞人主人

の眼をくらまして國を亂し、代々の國郡を失ひ候事は常に承り置、我身の曲尺ゆるまぬ様心懸第一に候、一兎角人の道は五常を守るに懸りて、其外にも我身の鏡ならては何事もしれぬ物、常の鏡と違ひ、外より磨く事はなく、我心を心にてとき立候事故、我身の行ひ惡しきは、鏡の照らぬ故にて候儘、其曇らぬ様に致候事は、常々の行ひの善惡、人に尋るより外無之候、且善惡を聞事を歡ひ、其座にて其惡を改め、善を作るものへは褒美を與へ、召仕候後は次第鏡は照し、身の善惡はその序にて知れ、家中のよしあし民百姓の取沙汰、居なから知る事にて候、身の善惡を聞事を好み候得は、佞人も氣に叶はず、日々に遠さかるもの也、身の善を聞事を悅へは、忠臣は日々に進み、忠言を聞時は、一身の行天地の道に叶ひ、民の主たるもの第一に候、召仕もの利口にて、きてんもの、取入處にて、何事も正直成ものを撰ひ召仕候事第一の事に候、一井伊兵部事、平日言葉少く、何事も人に言を承り居、氣重く見へ候得共、何ぞ了簡決し候得は、直に申ものにて、取分我等何ぞ了簡決か評義違か、爲にならぬことは、皆人の居ぬ所にて、善惡を申ものにて、夫

ゆへ後には何事も先内談いたし候様に成り申候、
 一身の嗜の事、人の好嫌得手不得手有之事は、兎角
 もの、片よらぬ様にいたし候事、譬は四季の花いろ
 いろに咲申候て路有之候、其中にどくだみと申草花
 香あしき物にて、何の用にも立申さぬ草のやうなれ
 と、濕の薬にて候、煎し用候へは、殊の外能薬にて候、
 其如く何藝にても人の覺候事は承り置、何かなの時
 入用の事あるものにて候、第一自分に不得手の事は、
 人の致も忌嫌ひ候もの儘有る事に候、夫は大名の別
 て致さぬ事に候、我等中年の頃迄は、碁を一向に不
 存、人の打さへ無用の氣つまりとて、眼の毒様にお
 もひ、うつけ物と思ひ居候處、近年少覺候得は、雨降
 の徒然折は慰にも相成、先達てうつけ者の様に存候
 者は相手に致し候、是にて察し候、何事もせんなき事
 は往古より致置ぬ事に候、くれくも自分氣に入り
 し人を善と存、氣に入らぬ者を惡と存せぬ様に致す
 こそ專一の事なれ、且身の智慮屈ぬ事を、朝夕に存る
 事に候、

一堪忍の事、身を守る第一と、何事の藝術も堪忍なく
 ては覺ゆる事ならぬものにて候、天道に叶ひ身の我

儘を致す堪にんは地の理に叶ひ、先祖より傳りし一
 郡一城失はぬ様に堪忍の人和を得、我氣隨を出さぬ
 様に心懸、身體悉堪忍を用事に候、仁義五常を本とし
 て、召仕ふ者并民百姓、賞罰を正し、疎きを惠み近き
 を罰す、其仁の堪忍也、君に仕へ身命を顧す、一度約
 して變せず、是義の堪忍也、人の事を先にして身の事
 を後にし、起より寝るまで行儀正敷するは、是禮の堪
 忍なり、我に慢して人を蔑にせず、是智の堪忍なり、
 君父に仕へて、假初にも表裏輕薄をなさず、古法を以
 て智をみかき、美器并美服美食に心を動さず、是目の
 堪忍なり、美好を好まず穢しき匂ひも犯す、是鼻の堪
 忍なり、雷また戰場にて弓鐵炮の音にも恐れず、先
 陣に進み高名を遂る、是耳の堪忍也、酒を過さず美味
 を好まず、是口の堪忍なり、其外手足にも堪忍あり、
 右堪忍を一生の間全守る人は、大身は家を起し國を
 治め、小身上を起し家を治む、堪忍の成事は十分に致
 すにしたかひ、致さぬものは家をも國をも起す事能
 ず、譬は十の内八つ九つ守り、末一つ二つ破候得は、
 悉破りし様にて、夫迄の堪忍は徒に成行ものにて、大
 方の堪忍はつらき物、是迄は致し候得共、最早堪忍な

らぬと申事ま、有之候得共、夫も議に依て破るは破
 るといへ共行る、物にて、多くは我智慮の短より國
 郡を失ひ、譬は弓を克射る者、手前をよく曳渡し離に
 て馳之、又は持出るとして初のよき手前徒に成様な
 る者にして、兎角十分ならぬは、堪忍の程はなき者に
 候、日本にて堪忍十分の者は楠正成壹人にて候、勤
 めに向堪忍の氣なくて言葉も出し行しは近世武田
 勝頼にて候、夫故一生行ひ道に叶はず、先祖より數代
 の家を失ひ、身を果し候眼前也、織田殿は近代の大將
 にて、人をも能遣ひ、大氣にて智勇も勝れし人乍ら、堪
 忍七つ八つて破れたる故、光秀か事も起り候也、太閤
 様は古今の大氣、智勇至て堪忍強かりける故、卑賤よ
 り出て、貳拾年の内天下の主にも成られ候程の事に
 候得共、餘り大氣故、分限の堪忍破れ候、大氣程よき
 事はなく候得共、夫も身の程を知らず、萬事華麗に過
 分の知行、其外何にても人に親すは、大氣にて成る、
 奢物と申もの、事にこそよれ、其外人に施には、所有
 其分限に當るこそ能事に候、奢心なく物毎儉約を用
 ひ、常にその程をよく知を以て、政道正敷と申すなれ
 は、下々は過分の知行其外給りもの其分限に應し與

れは、奢ものに引當て、恪齋者杯と取沙汰致し候者過
 分にては、右より明君賢主の過分に、のり物萬事華麗
 の行ひなく、身を慎み儉約は用ゆへき事に候、
 一惣して召仕の者の、何ぞ仕落不調法有と唱る事、其
 者能心得とく心致し、向後は改させ候様に致す事、主
 人たる者の專一に候、我等若年より專心懸候故、異見
 を加へ候者、皆誤りを不改正者はなく候、兎角いかよ
 ふにも人のす、めぬ様に致候事、まつ過ち候者へ、其
 事はかり申てしかり候故、心得違いたし、主人を恨み
 候様成り行、夫迄よく勤候者も、不足の心出て不勤と
 なる、主人を疎む様に存候事、全く異見の致方あしき
 故、人を捨ると申もの也、惣體異見の致方は、其者を
 呼出し側に壹人取なす者を置、外の者を退け、常より
 も詞を和け、前方其方はケ様の節も何の手柄をいた
 し、何の節能勤め候杯と、其ものへ心を悦せ、其後ケ
 様の不調法、其方に似合ぬ事と克々申聞せ、吳々も此
 後は相改、前々の通心懸候得と申聞せ、其利に附て身
 の過ちを取分相改候ものに候、主人たる人壹人にて
 も能人出来、如何様の輕きものにて、科人出来ぬ様
 心懸、身を慎み候事肝要にて候、如何の行届かぬもの

口、まして並々の者は決してぬけ勝の事に候、その行届ぬ所は、主人より行届候様に心懸、不調法に成らぬ様に致し、召仕候事心懸の第一に候、召仕候者の科を申付候は、多くは主人の科にて候、

幼少の者、得手氣に入らぬ事を申聞候得は、側に有あふ器物杯をなけほふり物を損る事、幼稚の虫氣故と斗り心得捨置申物に候、虫氣に候は、灸治薬用致し、募らぬ様に致へき事なり、成人の後氣に入らぬもの有之候節、物を損ひ候事ま、有之候、これ全く我儘の募り候物也、器物は損候とも、其通の事に候得共、後には召仕の者の氣に入らぬ事申候進、手打に致し氣さんしと致したる様に覺申候様に成行事に候、病根深くならぬ内早く直すへき事に候、

一主人たる風儀は、側廻り召仕の者の風俗大切に候、一體上みの事下へ知れぬ様、下の事能上へ知れ候様有度候、とり分氣に入りし者の風俗心懸肝要の事に候、其者壹人にて、一家中の風俗變、善惡有事に候、一治世にも身を樂に持事保養あしく、何れにても業無時は、好色其外いろく、の事出来候ま、朝起より寢までの行規を定め、日々その通に致候事、食事も常

常美味はかりたへ候ては、うまさものにあらず、平日の食物隨分輕き味のもの宜候、月に兩三度は美味も給て、能々承りおよひ候、

一近年日牌念佛六萬扁口口唱候事、老人の入らぬ課役にて候間、遍數へらし候様皆々申聞候、成程へらし候は、樂に成候得共、幼少より戰國に生れ、多く人を殺し、責て罪ほろほしにもなり候半と、且若年より一日も隙に暮し候事無之身故、當世は靜故隙過て困り入申候、なんその業を致度候へとも、文も入らぬ事ゆへ、念佛を日々の稽古事の代りに致候故、毎日朝起致し、夜も早く休不申、怠らぬ様に心懸、夫ゆへ食事のあたりもなく健なれば、まつ念佛の蔭とそんし候、古より申侍候は、先人の行義を亂さんと思は、平日の起臥の刻限と、食事の日々同刻には、多少の有にして、行儀の作法の正不正知れとかし、左様に可有之事と、惣して氣丈夫過はあやうき事に候、勇氣はわけてなくてはならぬ物と、且和に大様に有度事に候、側に召仕候ものかさつ無之様可被申付候、右の通能々御申聞せ被成旨、直に父母兄弟の禮儀亂さぬ様、吳々御育可被成候、此文は國に御渡置、成人の

後も克々相心得候様御教訓被成度候、かしく、

二月廿五日

尙々、くれくも國事隨分御心得可被成候、右の通御育被成候得は、案事申事無之候、已上、

右は神君大御所駿府御城御安座之砌、二世將軍秀忠公之御臺所被進候御書拜三寫之、忝可奉拜誦一者也、

秀忠公御嫡男 竹千代君 御腹 春日局

三世將軍家光公也、左大臣

同御二男 國松君 御腹 御臺所 駿河大

納言忠長公也、從二位

本多平八郎聞書

我若年より大君家康の御近習に侍り、幸ひに御心に合て、憚なく相勤るを以て、學問なとするに暇なし、文旨至極なりといへとも、大君の金言を不斷承りたれば、家を齊一國を治る事、少しは心得たるやうなり、大君天下を知召に至て、我等も御慈意の御惠みにて、

大身となし給ふ、如斯御厚恩なれば、子孫の汝等忘れ奉らざるやうにと存し、則ち承り覺たる所の御意に、大より小に至るまで、先づ心得へき事あり、第一に人として恩を知らずんは人にあらずといふ事は、誰もくいふ事也、然れとも是に近道のある事を知らず、主を主とし親を親とすといふ事は、いかなる愚鈍なる主にも無理なる親にても、やれいとしやれ笑止やと育て、如何にもして主は主の道を立、親は親の道を立るやうに、寢ても起ても思ふか第一の事也、扱左様に思ふに付て、わか身持をたしなますしてはならざる事は、勿論其中にあるなり、一旦の欲心にて、莫大の恩を忘れ、おのれおのれか身を立る心にては、何としか脱字アラン我心を知こと守らんや、この心よりおこれば、誠にも叱るにも皆欲心也、此心を辨へされは、褒るもいとしかるも、みな己か欲心なりといふ事を知るへし、能々こゝを辨へ、深く味ふへき事なり、

又御意に、文旨なるもの、心得へき事あり、其心得といふは、我は御取次の役人なりと合點すへし、その義いつれも合點仕候哉との御意なり、何も指當り合點

不仕と申上る、其時御意に、いや左様に深き事にてはなし、先昔先祖のその初めの世に、天道より命令をうけて人となり、それより段々父より我までに成り來れり、さて子孫に繼ぐ事は、我より繼にあらすや、然る上は先祖より下は是子孫の取次役にてはなきか、扱又取次といふ事は、天道の命を段々に守り繼ぐ事なる故に、御の字の一大事の處なり、その爲に天道我を生して役人として立置るゝ也、疎かに心得る時は、仕置にあふ事明らかなる道理なり、

又御意に、侍たる者は常の者に替る所一つあり、恥にはなるまじきと思ふ處を恥る事眼前也、其譯は、心底の所はたれも知らされは、恥なき處なり、然れとも後人よりこれを見れば、前なる事は何としても知るゝもの也、人の知不_レ知にかゝはれば星にあたらす、車ひしの萬病圓といふは、誠を守る一種の事なり、これを夫々によりて名を替る時は、主には忠親には孝、臣には禮子には慈、同體異名なり、然れともこゝに一種の子物あり、信しやと思ふても、誠の信やらん知るもかたし、こゝに一つの工夫をなし置たる事あり、殊の外自慢なりとの御意なり、某平入進んで、願くは承知仕

に入らざる事なりとも、臣下家來の忠臣の心を以て申事は受る筈なり、何事にも己か氣隨を立、人の異見を聞さる者は、大家は上下の心放れ、善き人は何方へ行やらん、家中次第々々に人なくなりて、後には人を持たずに、家は人の出入薄くして、われ口人になりて、果は家を破り身を失ふ事、近代いつれゝの家を、まのあたり見さるや、第一この處を恐て、深く心を用ゆへし、三つには、たとへ堯舜ほどの智慮ありとも、己か心をたのむへからず、天下は天下の智慮を用ひ、國家は臣下の智慮を用ひ、夫より已下は家内朋友の智恵をよく用ひて、おのれか智恵をたのむへからず、我等より大まてに味ふ所、天下を治る事は、取分我智恵を立てはならぬものなり、人の智恵を受けて用ゆるときは、日本に唐を添て治めてもつかへなし、小人は自慢して智恵をかさり、何事も人のいふ事を防ぎて聞入す、高慢をおし立るものなり、これを獨夫の桀紂ともいふ、大惡人なり、四つには、内升の事を能く聞てをき、さて人の非をたやすく取擧へからず、人の善を助けよき者を好むときは、風俗自然と直るものなり、古人のいふ、賞は小に輕も賞し罰は大に重き

度奉_レ存候と申上る、その時御意に、これ我秘藏の事なれとも、達て所望なればいふそとて仰出されしは、信すきにひたと味へは、眞の法を知る事其中にあるそとの御意なり、

又御意に、大身小身とも、家中扶持する程のものは、守りにして首にかけて居るへき心得、大かた五个條あり、我常に是を用ゆ、汝等に傳受するを、一には、人を撰ひなり、よき人を持つ時は、一切我は云に及はず、思ふほどの事叶ふは其中にあり、善き人と云に心あり、男ふりあしく、公儀向不調法に、物言少なく心正直にして、主人の爲を第一に大切に、身に替て謀をなすものを上とす、譬ひそのもの分別なくとも、諸人の手本になるを以て我擧用る也、次に諫を納るゝほと、の智慮なくとも、奉公疎略なく、精を入て勤るものの中とす、我得たる所を賢く勤め、又それほと◎誤脱アラン私も多、今にもき、心もさわかしき者を下とす、我この曲尺を以て目利するに、勇も大方夫とはあるものなり、二つには、我心の極めやうあり、先家の爲ならば、當時の善惡をかまわす、何事にも替られすと主本を立へし、斯の如く義立つ時は、いかやうの氣

を罰せよとあるも此こゝろなるへし、五つには、内外の事に數多の心得あり、必一人を用る事なかるへし、又倭婢の心なと少しにても有ものとしらば、堅く用る事なかれ、一遍聞て極る事なかれ、我氣に入たる如わらへの内縁を用ゆる事なかれ、心を直ふして耳に聞目に見、脇にためて實を取へし、子細はその諂に乃もの君子にあらねは、心に合せて告るものなる故也、道には違ふ事多し、毛頭依怙ある時は、大に違却するものなり、ある人義經の歌とて見せけるに、

見ぬところ見てこそゆかめ大將の

かけのまなこの目にて見るなり

この歌を感するや、實は大國を治るもの、おのれ一人にて何も角も見聞せんとは、十か一つもかなふへからず、正直なるものを五人も十人も目付にして、しかも銘々にしらすへからず、一人々々に言譯を能聞て揃は、實正也、少しも違あらは、よくためして後に事を行ふものなり、是は小身家の事にて、天下を治るには目付も色々入もの也、

又或時御意に、金言耳に逆ひ、良薬口に苦しといふ事、子供もしるといへとも、實は歴々もしらぬなり、

其故は大名かあまたの家來にもてはやされ、不圖のり、殿様風を吹せ、氣隨か増長して我儘になり、我心をも取留めず、何もかも氣まゝに成行なり、時に其方などかやうなるもの有て諫言すれば、聞か否や無正に腹を立、此方の情に戦ふ故に、めつたに憎く成て、眼くらむほとに成行なり、然るを能と心を取かへし、氣を鎮めてみれば、慥かに家の爲國の爲には代られず、さても是か我儘かな、これに負てはむさとしたる事とて氣に勝て、苦けれとも一口飲て見れば、怒熱さめ、情も靜になり、快氣するなり、扱無上に事の受たる事は、身を捨て藥を捧る臣もなく、又怒る氣の中に耳を開く主人もなし、もしなくは天下の稀ものぞとの御意也、

又御意に、愚人小人といふものは、他人の惡を手本とし、何某は箇様々々なり、我ほとにはなと、云、君子は他人のよきを手本とし、惡きをは始よりとりあけず、何としても古の聖人君子には及はれずと、身を慎み行ふなり、兎角智慧の自慢の有ほとは、愚の九つ時分也、

又御意に、我妻子家來までも其情を察し、かくこそ思

ふらめと推量して、その心根に恥て、我身をたしなむへし、何と思ふともかと思ふとも、我は我次第と氣隨に任せて振廻ふ時は放逸になり、後には必人を取失ふもの也、

又御意に、物の本を讀事は身を正しくせん爲也、うつしこゝろにて讀は、強ち何の用もなし、一句先ては我心頭に引受、一言聞ては其まゝ、用る筈なり、歴々の物識り、一句も我物にならず、これを論すれば、只物識といふまでにて、何の役にもたぬなり、

又御意に、天性勝れたる人は少く、大かた百萬人並なるものなり、然るを能々墨曲尺をあて、去り嫌ふては、人は大かた無きものなり、是に二つの目の付やうあり、大工の木を遣ふやうに、夫々に用ひ、また大道中の如く、何もかた通る工夫あるへき事也、

又或時御意に、何と見ても女はかしこきほとすまぬものなり、かしこくて能すむ女も、有まじきにてもなければとも、七人は賢女とて、昔より少なき事なり、男に賢人のなきか如く、女には猶稀なるへし、必々物の密談など聞すへからず、只愚人同然に心得て、それを相應に育てよし、油斷すれば氣を取られて、惡事

の種と成るもの也、

又御意に、主人か家來に加増を與へ、或は褒美など取らするを、其分に過たるやうに覺候は、大本ト愚痴なる故なり、加増を遣し褒美をやるへき筋違の事にて遣れば、先に倍して萬事よく調ふものなり、常に賞なく罰のみ有時は、家來の心違ひはなれて、後には其家傾く者なり、兎角大家ほと、家來に心を付る事第一の義なり、家來の心はなるゝを、力業なんにて能する事は我は成間敷なり、

又御意に、我好て書物を讀せ聞には、六國家を治るものは、四書をよく見聞せすんはならざる事也、是も長々しき事にてならずん者、墨子をとくく味ふへし、但し人にもよらんか、我は左様に思ふ也、

又御意に、我近頃書物を改板さするは、何れも古板はあしき故にすると思んか、左にはあらず、斯の如く古板を改板させ、字義の間違等に心を付改さすれば、人道の吟味是より起ると思ふゆへ也、天下其風になれかしと思ふて也、

又御意に、國々の大名惣て天下取口云に及はず、高祿知行を取事は、身を樂をする主本にてはなく、入らぬ

者と覺へたり、是始終を勤さる故也、先に我目利を以て、國主或は大名にて人の上に立置は、國家を守らせ、民百姓を安からしめん爲なり、天道も又斯の如し、さらて身の歡樂か本意にあらず、歡樂か本意ならは、皆々天道より服種にしたまふ筈也、

又御意に、男は男の心持たるかよし、歴々の者か、女童子に氣を奪はれて、業平侍となると見へたり、左様の風有て之者は、我堅く嫌ふなり、昔よりの説に、武士の武士くさきと、味噌の味噌くさきといけぬものなりと、下劣の諺にもいふなれと、先は脇よりみての事にてやあらん、定て公家か町人の評判なるへし、武士はなるほと武家くさく、味噌はなるほと味噌くさくあれかしとを思ふ、武士は何くさくしてよからんや、公家くさからんか、出家くさからんか、職人くさからんか、むしろ百姓くさくてよからんか、味噌も腥やさくも、こねくさくても、血くさくても、腐くさくても何かよからん、た、味噌の生徳味噌くさきかよかるへし、右の武士は武士くさくてよからぬといふ説は、武士きらひのものか風と云出したる言なるへし、左やうの者はふんとしを除てさやふをくれたし、

是平生疊の上の事に習て、肝心の大切の時は、其様な
 る心にて、強き事は中々ならぬものなり、其時は身つ
 くりいをする事必定なれば、我常に嫌ふ也、一通りの
 風儀は、常はともあれ、自然の時はといふものあり、
 先は平常武士道不心懸の言譯にて、非を飾ると云て、
 極意は武士道さらひ、不心懸もの、言葉なり、馬を立
 おくは、不吟味の大將の下にある事也、常々心に懸す
 して、俄に成る事にては更になし、我幼少より諸國の
 侍の義と不義と剛臆を、よく吟味して聞事好きなる
 故、普く聞及たり、天地を盡しても、武士の有んかき
 りは、この道理すたるまし、常の心懸といふ事は、手
 近く手輕き證據を以て言は、灸は飛火の十双倍な
 れとも、覺悟する故、女童も見事こたゆるなり、飛火
 は覺悟もなく不意なる故、鬚男のたまける事その證
 據なり、武士たるものは、一本鎗の小身なりとも、武
 士の心を氣高く持て、十二三四もならば、早く右の品
 を心付、能々云聞せ、先にうつらすは、出家か町人に
 なして仕廻ふへし、さなくは左様のもの武門に有て
 は日本の患なり、

いふものか書たるを聞つるに、三要三切といふ事あ
 り、先三要とは衣食住、三切とは軍資旅也、衣食住の
 三要は人々常の用也、この用意専一なり、さて軍道具
 客道具旅道具、是又武士の肝要なり、右の品々を分限
 相應にして後に、外の事をなさすへしと云たり、是は
 聞えしこと也、一言にても用に立事也、我幼き心にも
 肝に銘して聞覺へたり、我是に全註を加へたし、三
 要三切三行としたし、三行とは道藝儉なり、武士たる
 ものは道にうとくしてはならず、道義を第一心懸へ
 し、又道に志し賢人の位にても、武藝を知らねは軍役
 に立す、又不勘辨にしてすりきり果てはならず、

遠州中泉御殿に被_レ爲_レ入御意を爰に録す、
 鷹野は筋骨を働し、手足達者になり、風寒に觸習ひ
 て、身健にあた病なし、朝起に宿食を消し食味よく、
 日中の働きに身も草臥て夜遊なく、能寝て女色に遠
 かり、自然の養生壽命の持藥を用る心也、
 大將以下の諸士若殿原の美服着し、駕籠乗船乗往來
 するは、公家の流れの様にて弱く見ゆ、年五十より内
 は、絹袖木綿などの地ふとなるを着し、素足にわら

し、馬上或は歩にて往來するは、勇々敷見ゆるもの
 也、女の物詣などに、顔をあらわしたるは、茶屋の女
 遊ひもの、類なり、かつきふくめんにて顔隠して、人
 を恥たる體にて通るは、女らしく尤に見ゆ、併武士の
 女房は上臈めきたるより、少し顔付あらしくしきか
 相應なるものなり、古へ武道を専らにせし世は、女の
 容色の第一とする大切の眉毛を剃落し、顔あらしく
 敷見ゆる仕方、女も武を専らにせしなり、銘々戦國の
 時は、女は今時の男子の働より勝れしなり、
 男子の下帯、木綿布白より淺きに染たるかよき也、
 或時御小姓衆御廣間にて角力取たきとて、御坊主衆
 を以て御伺ひ申候へは、御意に、角力は武藝にて、心
 得へき事なれば苦しからず、但し疊をうち返して取
 へしとなり、
 刀柄、鮫は大粒なるより小粒なるか、漆にぬり柄を櫛
 木にて少き込、小き目貫打たるは用方によし、
 酒は陽氣を盛にする物なれば、遊ひ口れに多く飲へ
 からず、必喧嘩仕出すもの也、鷹野か軍陣などの時
 は、下戸も酒を飲めは氣強になり、一働き精出るもの
 也、小盃にてなか／＼しくのむは、祝言の座敷めひた

り、上戸の茶わん酒引受て、すわ／＼と一息に飲たる
 は氣味よきものなり、
 武士の智慧才覺は、有て調法のものなれとも、又なく
 ても事缺ぬもの也、義は直なる道を行やうなるもの
 なれば、智慧才覺の手傳にあつからて、只義を以て武
 士といふ故に、武士の義の缺たるは、打物にやきのは
 つれたるやうなるもの也、
 古より、代官と徳利の首には終に繩の付ものといふ
 事あり、代官役する者は、大名狂言の役者のやうなる
 もの也、烏帽子直垂着て、太郎冠者次郎冠者召連出た
 るは、實に大名のやうに見ゆれと、その狂言終れば、
 元の何右衛門何兵衛になる、代官又左の如し、預り所
 は己か知行の様と思ひて支配する故に、百姓共は、殿
 様々々といひて、女房をは奥様御前様など、尊敬す、
 故に自然と奢出て、家内萬事大名風にて、預り物の年
 貢金等を遣ひ散し、三年目の勘定には、四年目を取
 越、先操に間を合する故、早速には引負は知れざるも
 の故に油断して、代官上り、惣勘定の刻、大分の引込
 儀に驚、親類縁者に助力を頼み、手前の財寶は賣代遣
 るも間に合さる時、首に繩か付もの也、

本多忠勝公御遺書之寫

寛政五丑年、忠顯様於御書院、拜見被仰付忠勝公御遺書、

惣まくり

侍は首とらすとも不手柄とも、事の難に至て不_レ退、主君と枕を并て討死をとけ、忠節を守るを指て侍と申也、義理恥を不_レ知輩は、物の吟味せざる故、幾度の首尾有候ても、一つも床敷は思はず、祿を以て招く時は、譜代の主君をすて、二君に仕る輩あり、某申心は物にふれ移り安きものなれば、假初にも侍道の外を不_レ可_レ見聞、朝夕身を習し、武藝を心かけ、學文するも忠義大切を聞、甲の緒をしめ、鎧長刀太刀を提げ、天下の難義を救んと志すは侍の役也、

黒田長政公御遺言

遺言覺

一我等死期可爲不_レ日候、生死は覺悟の前に候得は、改めて申置事なし、右衛門佐若けれとも、各家老共堅固に相從ひ候へは、國之政、又は武者事有_レ之とも、心懸りなし、但我等か子孫末々におひて、如何様之惡

人、又はふつけもの出來し、如水某の大功を無になすへきも計りかたし、後代之事を氣遣ひ思ふなり、依_レ之一つの遺言あり、何も能々聞置、各か子孫にも申傳ふへし、若後代我等の子孫、何ぞ不慮の不調法惡事有_レ之、黒田家之一大事此時なりと存る事あらは、其節天下の老中之内所縁有各へ此内之ものとも參り候て可_レ申は、抑御當家天下を御取被_レ成候は、家康公御武徳故とは乍_レ申、偏に如水長政か忠功を以、御心安く天下之主とは成らせ給ふものなり、其子細は、去る石田か亂之時、如水九國を切したかへ、某は關東へ御供申、關ヶ原御一戰前、關東より先立美濃之國へ馳せ上り、加藤福島淺野藤堂等と申合、武を張り候故、其勢ひに恐れて、石田方川を越て働_レ事不_レ成候、尤口を一番に渡し、敵を切崩し、關ヶ原一戰之日、粉骨を盡し、石田か東陣を迫立候、然れ共是等は不_レ珍事に候、第一某智謀を以、毛利家并金吾中納言を味方となし、是に付其外味方仕もの多く相成候、先達て美濃路へ馳上り候輩、多くは太閤御取立之大名ともなれば、此時我等心を變し、かくとす、めは、福島加藤淺野藤堂をはしめ、何れも悦ひ勇み、即日大阪方と可_レ成事

案之内なり、右之ものとも上方勢に加はり、島津毛利等先手として打出るものならば、其外之東國勢、一戰に不_レ及敗北眼前也、其上大略大阪方も日和を見たる大名に、各悉く大阪方に參るへし、されは家康公も我らか心中御氣遣ひ、□□□□りたる大部に先手斗り被_レ遣、其後各の無二の働を御見届候てこそ御出馬候なり、然れば右之通某諸大名をす、め、島津福島加藤淺野浮田を先として押て下らば、關東方より誰か此もの共に打向ひ、快く一戰をとけんや、家康公弓矢の御長者と申とも、御自分先手被_レ成候より外はあるまし、萬一右之大名とも、縦ひ關東方にて、我等上方勢に加りたらば、毛利家と金吾中納言其外之者共も安堵にて、無二の大阪方可_レ仕候、島津某浮田等諸勢を働かし、先手として打出は、岐阜之城責はさておき、誰か一人美濃路に是をたむへき、這々關東へ引取候が上之仕合なるへし、是等をたやすく追立は、諸國之大阪方、日々に蜂起すへし、さあらは家康公箱根より西に御出馬思ひもよらす、扱又西國にて如水と加藤肥後守申合は、清正無二之大阪方なれば、同心はいふに不_レ及、已に豊後立石にて、如水大友と合戰之時、肥

後より大勢大友加勢として差越候へとも、某着以前義統を生捕し故、肥後とも其不_レ及_レ力、如水への加勢參候由使を立候得は、如水合點にて追返し被_レ申候事、各存たる事に候、されは如水大阪方と申遣さは、清正悦ひ一味申へし、其外九州大名島津鍋島立花等に至るまで、堅く大阪方なれば、西國一同し、如水清正押登らば、中國所々の軍勢等かと凡拾萬騎に可_レ及、上方之大勢此大軍一つに成、家康公一人と戰ん事は、たとへは玉子の中に大石をなけうつか如し、若萬々一家康公御良將なれば、三河遠江へ早く御打出し、不思議にも我々一戰に負たるとも、同勢の大名とも志を變すまじければ、中々關ヶ原敗北之體に、きたなき負はすまし、仕損したりとも江州邊に引取、所之城を堅くし、島津を大阪に籠め、我等と浮田伏見に相さへ、家康公を待候においては、關東勢勢田より北方にづら出し成る間敷候、島津初め歴々大阪に在て、我等伏見之城に居、扱又西國より如水平正大軍にて後詰せは、日本はさておき、縦へ異國之孔明大公項羽韓信か來り向ふとも、我陣に對して勝利を得ん事思ひもよらす、我朝近代之武將信長信玄謙信等を

家康公へ加へたり共、無事にて引取か十分ならんか、然は家康公の御浮沈危き所にあらずや、是は堅くあるましき事なれとも、萬一如斯は次第なる事を各にも語り聞せ置、扱は如水我等之忠義なるよりと合點させ置度思ふゆへ、かくは語り聞するなり、武に於て偽りなし、更に廣言にあらず、其時を見聞候ものは、うたかひなき事共、各も存之通りなり、爰を以家康公之天下を知給ふは、我等を初め武勇譽之大名とも五三人味方仕たる故とは言なから、つまる處は如水某貳人か力にあらずや、實にも關ヶ原御勝利申上、家康公某か手を御取、今度之御利運偏に長政か忠義故なりと上意有しも是也、豊前六郡を轉し、筑前の國を賜しは、誠に大分之御加恩なれとも、右之大功にくらふれば、相當之御恩とは云かたかるへし、然は後代我等か子孫末々に至り、大なるあやまち、國家の大事に及ふとも、此大功を思召さは、上に對し逆心をさへ企不申候は、其外之義は御免許を蒙り、筑前一國の安堵は相違あるましきと存候なり、右之趣我等申置たるよし、詳に可申述なり、扱又筑前拜領之前、四國筋にて兩國も可被下哉、又筑前にて一國可被

下哉、又筑前は古來探題之所にて、各別之國なれば、我等を被差置一度思召候様内存御尋之よし、本多中務を以被仰聞候、我等申上は、兩國は可奉望事に候へとも、如是天下平均に成候間、日本國中において、家康公に敵し背き申ものあるへからず、差たる御奉公可申時節有間敷候、筑前は大唐之渡口にて、殊に探題所にて候へは、他之兩國にも増申候と存候、大唐之御先手と思召、筑前を被下候は、可爲本望由申上候得は、思召上意に相叶候由にて、筑前之國拜領被仰付、外に如水へ別段領地可被下候、如水可奉望由御内意被仰付候へ共、如水老體、聊領地之望無之、安泰に餘命を終申度候由重々御斷被申拜領なし、箇様之御約束とも、天下の老中も後代には不被存様に可成行と存申置也、扱箇様之事を無分別なるものに聞すれば、心公義之御奉公をゆるかせに仕る事あるものなり、各家老共此旨相心得、必我等子供に申聞すまし、但各方子孫之内、銘々家を繼可申もの斗へ密に相傳へ可申者也、此義國元之家老共へも具に可申聞也已上、

元和九年八月二日

長政

小河内藏之丞との 栗原大膳との

井伊記
かよ本

松のさかへ巻一

井伊家藏書寫

家康公より井伊萬千代へ、甲州士七拾四人武藏上野の士四十三人、都合百十七人、爲與力被仰付候事、
於甲州尊體寺萬千代に後號兵部被仰付候、甲州士の内石原主膳、孕石備前守、廣瀬左馬助二人を被召出、被仰付候は、萬千代義各へ預る處、偏に武功を感するによつてなり、可然士大將に取立候義、三人のもの并百餘人の覺悟たるへし、此上は心底を不殘、軍立萬端、甲州越後信州の内にて、度々見及候所の戦功の内にて、悪きを捨善を取、今以世間靜の時、兼て軍法并諸道具等を定置、本參新參の諸士、連連能知るやうに可被致事、

一大旗小旗足輕旗六具の義は云に及はず、鞍籠等まて赤く可仕、三人のものとも、毛頭所存を不殘、相談を可遂旨、誓紙を定置可申上旨被仰出、依其三人のもの愚案を盡し、本參新參與力之面々吟味仕、於其上誓紙を以言上可仕旨申上、正月十一日より二月廿八日まで、諸士老若參會相談せしめ、軍法并諸道具等之一通を記し、上覽に備、

軍法并諸道具品々

一纏は四幅にして五人、地赤中紋金の井字、竿黒塗之事、
一自分の御旗絹二幅長一丈、赤く紋なし、塵き七尺、八幡大菩薩の文字白く、竿黒ぬり、
一馬驗金の蠅取、竿黒塗、
一使番淺黄鬼灯、出しは金にて思ひく、但慶長の頃より、金の出しの下に、面々の名字を黒く書、
一具足甲鞍までも赤し、但家中の具足は、主人家の紋にて、金にて可顯、
一出陣之時、私宅より六具を堅め、指物をさし、甲を不可持、面々組頭へ集り、其組頭の可應差圖、一持鎗馬の右脇に可持、

一人數押の時、馬上之者用所有之立、馬は其押前に牽、用所調へ追付可參、
 一沓かけさせ候時は、道脇へよけ沓をうたせ、本乗前へ可乗入、
 一はりつく時は道脇へよけ、跡に乗入る、先之馬次間を置可乘、其後前のことく乗入、常の次第たるへし、
 一無下知て陣屋へ不可入、同小屋へ道具不可取、
 一弓鐵炮の頭、各苗の羽織、異に鐵炮大將は苗の羽織、弓大將は同羽織、後に金の丸の事、
 一物頭分、何れも赤き差物思々、
 一馬上の士、絹二幅長五尺、金にて面々の名字を可書、
 一家中の旗自分に同じ、但麾下の地赤く、面々家の紋白く可付、
 一家中の陪臣、馬上之指物、昵近の士に同じ、但直は名字を金、陪臣は名字を白染、其外主人家の紋可付、
 一甲の前立物、天つき三尺、是も直の士は金、家中の指口は銀たるへし、
 一足輕の腰指三本しなる、絹幅長五尺、直の足輕は無紋に赤く、家中のは主人家の紋を白く下に可付、

一在陣中、下々人返し停止之事、
 一武者押馬次の次第は、組頭年々正月十一日に書記可相守事、
 一一頭に物見六人つゝ、軍勢一里先の様體可注進、又旗本の使者、右の物見に相加り、二人つゝ口て行、様子次第旗本へ可歸、一二三は圍取なり、但敵の備物見の時は、功者の者は跡に留り、若年次第先へ可歸、若し手前持の爲に無注進は、妻子從類令成敗、名字を可絶事、
 一小使番健なる歩士二七人、是は本使番法度同然之事、
 一物頭使番物見の事、手前の様體無心元、不存自分の心懸に分敗而於討死は、兼々の法度之如く申付、其家を可絶事、
 一時にとり使番一人、小使番壹人つゝ可往行、壹人の往行停止の事、
 一駈り口にて指物落とも、不可爲越度事、
 一家中の被官馬上は一日替りに可仕、三十騎つゝ、人夫小荷駄可召連、此行義は、先は二十騎、中に夫小荷駄、跡に馬上十騎、持鍵鐵炮三十人宛異に鐵持に二十人に行な

り、兼て一番二番書記可置、
 一寢陣の所にて、一番太鼓に起、二番太鼓にて支度し、三番太鼓にて可押出事、
 一備の内にて、夜馬を放候は、拍子木を三つ可打、夜討の時は鐘を二つ衝、拍子木の時は諸手に拍子木を合せ、鐘の時は鐘を可合、夜討入たる時に、專に作法を不亂可相嗜事、付馬取放之主人、爲科錢銀子一枚、馬取候者の代可申付事、
 一戦之時は、先手の先は鐵炮弓、其次に旗、其次に馬上の士、左右を分て可下知、
 禁制
 一拔駈 一喧嘩 一大酒 一無下知 二武器脱事 一馬鞍取事
 右五ヶ條、堅可停止、於相背は、可處罪科者也、
 一當家中差物以下まで赤を用ひ、色替りたる武者は、新參のか又は當分軍場をかり有之ものたるへし、左様之者は、先手より旗本まで、一編に差物具足を見せ可斷、其斷無ては討とも越度になるまし、たとへ親類兄弟、敵討の沙汰に不可及、若し敵討仕におひ

ては、從類を可討果事、
 一大將先手の様子一覽のため乗出し給ふ時、人指の外供之馬上壹人も不可出、旗本先手まで氣遣ひにか仕間敷候、家中の被官下々まで不可騒と、常々可申合事、
 一一手組頭陣取供立、又は自身物見に出るとも、與力同心も人指の外不可出、不可然、
 一敵合近くなり、たとへ旗本を立置し、足輕をくり返し、物頭夫々に爲下知乘且か同候口も、惣勢再拜次第可懸、再拜振か又は太鼓か、此二つの外不可進、駈り再拜の時に、いか様の難になりとも可進、まとい再拜の時は、たとへ勝負仕懸候とも、頭の下知次第、一所にまとふへし、兼々家法也、異其身私法度
 一寢小屋にて俄に敵出るよし注進あらは、組頭は小屋にて具を吹へし、一番貝にて口拵、二番貝にて面々に屋の前に出、手鍵を持馬を前に立、静りかわり下知を可守、忍の者は晝は休み、夜は張番の内へ三人つ居て、繋りのもの、番所まで、一人つゝ可行なり、残る者は陣所の廻り可寄止、何の端逼々に可有事、一張番替り、いかにも忍やかに、夜中にも所により、

一時替りに可_レ有、其次第可_レ依_三下知_一、
 一刈田小屋落は下知次第に、騎馬一人より下人一人つゝ、足輕鐵炮廿挺つゝ、同弓十張可_レ遣、刈田凡稻新等出所にて割符の事、但敵合遠く候は、夫にしたかひ人數下知有へし、
 一敵近き所にての陣所は、石原主膳、孕石備前守、廣瀬左馬助此三人の内、一人て三番にして、馬上の役人都合十人同道して、萬事差圖次第の事、
 一小屋場定て後、夫小荷駄道具、暮にかゝり迎に遣す時は、馬上の歴々二十騎、鐵炮二十挺可_レ遣事、
 一小屋割前の備様、一番に鐵炮間に弓、其次大旗立堅め、其跡騎馬下立、馬を後にひかせ、道行の馬次の次第に、小屋割可_レ仕、小屋割候は、下知次第、面々の小屋場へ可_レ行事、計兵糧の事、都飯に一人三人前つ可_三用意_一、
 一合戦前に兵糧つかひ候事、同馬に物飼事、下知次第たるへし、
 一吸筒の酒多飲間敷事、戦之前勿論の事、
 一合戦前兵糧つかひ、馬に物飼候は、腹帯をしめ、小旗を能く指、鍵刀の目釘を能しめすへし、

一同時、足輕は火繩はさみ、火を三つ、付て脇にはさみ、口薬を繼かへ、下知次第に可_レ放、徒武者をは帯の上に目を付、騎馬武者をは、向の馬の胸かいの上、脇よりは乗人の膝頭の所を、片膝を突て可_レ放、其外足輕大將は、下知次第に膝突、膝臺にて可_レ放事、
 一敵味方鍵尺に相近付、弓鐵炮にて目前に討殺たる敵有_レ之とも、合戦大事に候間、首取に備を不可_レ出、但壹人出れば、續き出る者多、備續くもの也、
 一鐵炮たとへは五十挺あらは、二十五挺つゝ、互に薬を續候間は、小組頭見合、一度に不可_レ放、廿五挺放時は、残り火繩を挟み、最前の筒に薬を込濟したるを見て、小頭下知すへし、如是忙敷時放不得者、鐵炮兼て心懸へし、無_三其兆_一臆病者たるへし、
 一弓鐵炮を小荷駄に付候は、過錢として主人二百疋、足輕ならは銀子五匁宛出すへし、但大將心得ありて鍵馬に付さする事あり、是は外の義也、
 一平大鍵并諸道具をからけ馬につけ、又は一人に多く持せたらは、科錢右同然、但歸陣は格別、
 一物前にて甲不着、持鍵無_レ之、騎馬可_レ爲_三不覺人_一、一直の士家中の士ともに、金銀の鏝并のし付の鞘、又

鍵の上下金具を一切停止、金銀を付れば、必不覺を取事あり、

一金覆輪、并金具の道具仕間敷事、
 一旗本に有_レ之者、又若黨の馬上は、武者押の時は、旗本の諸手の間に可_レ乗、備立の時は、旗本之先手へ可_レ加事、
 一小小姓は、議備と旗本の左右に別れて可_レ乗、
 右之條々、大形存知寄候旨、書上候者也、

石原主膳正
 孕石備前守
 廣瀬左馬助
 横_れ修理進
 西郷伊豫守

謹而御披露

右之書立は、大守家康様御覽被_レ成、御褒美あつて、則其書立の裏に、三ヶ條被_レ遊、萬千代に被_レ下候者也、
 御裏書に
 右表書五十九ヶ條、意趣一々軍旅の作法に相叶者也、能々被_レ爲_三披見_一工夫をなし、無_三越度_一様に可

被_レ申付事、

一 一備の將たる者は、並の士の作法に不可_レ准、能柔剛の所を兼されは、將たる道にあらず、一鍵合の士は、強勇を表として、主の爲に命を不惜を名とす、又一備の將たるものは、命を全し諸卒をなづけ、懸引の作法を示し、可_レ勝を見て進み、勝ましきを見ては引取、後の勝を専らにする様に用候事法と云、此心を不_レ忘、老功の者ともと評議をなし、宜にしたかふ様に可_レ仕事、
 一 其方雖_レ爲_三若輩_一、予か當_レにも可_レ進、甲信兩國の士を與力に預る上は、いかやうの剛敵といへとも、致_三防戰_一越度はよし、心に不_レ及處は石原孕石廣瀬に致_三相談_一、進退道を以て、諸卒をそれ_レに可_三指遣_一事、
 一 諸藝ともに習なくては不_レ知もの也、況や戰の道は、其作法方便謀進退其所の品々を不_レ知之合戦危きもの也、予國を爭戰事度々なりし、其一度々々の勝負に付て、不_レ知しては難_レ成道理を知らは、それによりて其方へ三人の武功の者、并物數を見たりし士を與力に預候上者、二六時中戰の道をたつね極め、武を以心に不_レ可_レ忘事、

右之條々、不可有由斷者也、如件、
家康公在判

井伊萬千代殿

翌年三月、數ヶ條の書立を以て諫言之條々之事、
一去年從大守家康様一戰之品々作法の義、私とも
所存の通申上候へと就上意、任御意見及候處申上
候、旦那殿如御存知、我等愚痴愚盲に候得は、申上候
品とも如何に奉存候得とも、又不申上候へは、不
忠之義と存、如是書立を以申上候、

一旦那殿一戰の前、殊之外物軽く出せき被成候、去
は心の早る大將は惡敷事に候、悴士一本鎧の事にて、
大將には似合不申候、能大將は不引不進と、昔よ
り傳置候事、

一人には必向さすと申事の候、夫に付古主信玄は、若
き時、餘り能事の無き人にて候つれとも、常々の心さ
しに、謙信氏康信長を向さすと思召、武士の道無油
斷嗜なされ、下々までも賤き働き不可仕と被仰
合候故、信玄の義は不申及、其下の諸卒互に働きを
嗜申故、一代の間、一度も不覺を不被仕候、越後衆
の咄を承候へは、謙信も信玄を向さすと思召、武道御

吟味被成、御嗜被成のよし承候、去年六月、駿河江
尻にて大守家康様我等ともに御意被成候は、惣別戰
の道は向さすを目に不懸は、心懸もうすくなるへき
義なり、信玄在世の内、我には不都合剛敵なれとも、
信玄を向さすの目當にして、武道をも心懸、我家の諸
卒も、甲州勢には一入情を出すと見へたり、兎角戰の
道は、向さすに能大將を定め、色々思案工夫せは、方
便謀之道は日々に可出者なりと御意なされ候、旦那
殿も本多平八殿を向さすになされ、武士道御嗜尤に
候、平八殿は不引不進の士大將かと見およひ候、旦
那殿あまり輕々敷御覺悟無勿體候事、

一古主信玄は一戰にのそむ時は、物見の者を上道下
道南北逼之三里四里つ、遣し、返事を聞次第に出馬
被致、また返事不及、追々先にて返事を聞れたる事
もあり、其に依て終に跡をしかれたる事は一度も無
レ之候、使番之物見とも、必二人三人宛被遣、又見へ
たる敵には左のみ用心無、其も不苦、たとへは越後
勢出るよし聞れては、駿河口上道下道を物見と專に
遣し、又越後口はかりの敵と聞届たる時は、物見使番
三度まで、追々に先の返事不聞届候ては、合戰不

被致候き、旦那殿は一度の注進も御聞なく、味方の
人數の集るを待兼御駈出し、諸の體一騎駈にして、人
馬の息も切る様に見へ候、只今の御軍立にては、十三
十騎とも御引廻しはなにかたく存候、たとへ御合戰
候とも、勝利は有間敷事、

一謙信は物見の者を不定、手廻に居候ものを、老若
を不嫌、先々の模様見せに被遣故、若き者は後日の
人口を思ひ、千の敵は五百と云ひ、敵間十丁あれば二
十丁とも云、又重て被遣者は、最前の者より猶敵を
たやすく申により、謙信度々おくれをとり、敗軍被
レ致たると申候、此敵を軽く侮り候事、我身の爲はか
りに註進したる事にて候、左様に候ては、軍大事にて
候、或時謙信の味方に、奥州浪人相原喜平次、松代新
五左衛門とて、かたのことく奥州にて名有ものなり、
三年已前より越後に有之を、謙信越中出陣の時、彼
兩人を召て、先の様體見て可參よし被仰候へは、兩
人申上るは、敵の働き可申か、又時を移し可申敷の
目利は、物見使番の者仕と承知にて候、尤腹の内より
物見使番に生れ付者も無之候へとも、其役人に定り
候へは、一度二度に及目の功有り、不知候へは其道

を尋ね求めて、功者にも聞ならひ申事にて候、其上馬
の乗様、又付入になるかならざるもの、辨も有之と
も承及候、無左とも有合候人被遣事いか、敷候、
我等こときは御馬の廻りに控へ、御下知に隨ひ駈引
の外は無レ之候、其上敵を見知り不申候、但敵間何程
あるとはかりの義は、參り候て見候はんと申せは、謙
信尤なりと被仰となり、去は物見使番は軍の行事大
事に候、御家中にも御吟味なされ、又は武功の士被
召抱、物見使番二十人つ、被相極尤に候、其上使番
の役と、物見の業とは格別にて候、於御尋は、我等
承及候通り可申上候事、

一其後謙信も物見二つ三十人、使番二十五人、器用を
撰ひ被定候よし、慥に承り候、其時分天下を争ひ望
む大將多しといへとも、織田上總介、毛利元就、北條
氏康、信玄、謙信なり、去は互に國をならへ、五度十度
つ、十死一生の合戰不仕は無レ之候、中にも他所は
不不知、武田上杉兩家數ヶ度戰と云へとも、信玄一度
も負軍なし、時の運と云なから、前廣申通り、敵も大
事にとり、兼て前後の道筋、敵の可出處能見定め、軍
法正敷故にて候、謙信も初は方々の合戰におくれた

る事ありしかとも、右之ことく物見使番を定め、卒爾の働き不_レ被_レ仕候故、後信玄と河中島合戦の時、六分の負にては候へとも、信玄の舍弟武田左馬助をはしめ、一門の家中の歴々數十人被_三討取、大將父子ともに二ヶ所手を負ひ、大事の合戦に究り、四分六分の戦になり申候、謙信は名將にて候へとも、強みはかり本意と思しめしとり、合戦心持なき大將にて、何れの國にても、一旦切崩しなされ候へは、五度三度敗軍なされたるを見へ申候、しまりを専になされたるか能候と存候、

一大守も信玄を御稱美なされ候は、しまりよき大將と御意被_レ成候、且那殿も謙信の御形儀以強みはかり本意になされ候と見へ申候、無_三勿體_二御仕形に候、御嗜尤に候、

一信玄は戦に臨みては物見を遣し、物見の申分を使番能聞届、乗返し註進申上候、追々二度三度つゝ先々不_三聞届_二候ては、合戦不_レ被_レ仕候、方便は一度々々に替りて見へ候、

一旦那殿は馬をよく召候故、自由なる馬を無_三御定_二候、尤士は弓馬の嗜專に候、乍_レ去大將たる人は、曲馬

なとに乗ものにては無_レ之候、去は關東奥州は馬所に候へは、大名馬と申せは、千疋の中に二疋とも無_レ之候、馬の間上中下、いづれも三段つゝ、九段の内、大將の召候馬は、上間中間と申事候、此馬はそれす不_レ斷不_レ切不_レ驚つけすかゝらす物を不_レ見、上手下手にもよらず、乗人の心にまかせ、高み卑みのきらひなく、土井川を堀畷の邊、道の廣狭にも未練の心なく、長ヶ貳寸四五分にて、自由自在の馬を大將馬と申候、夫に付信玄の馬屋に五十疋つゝ、被_三立置_二候、されとも戰場に乗られ候同足栗毛中段とて、二疋ならては無_レ之候、馬預りかに米澤と云ものを、或時關東一戸と云所へ馬求に遣す時、信玄此歌を遣さる、

乗るへき馬と知るは武士

右の目足と云馬は、甲州山梨郡富澤と云在郷の百姓の馬なりしを、米澤_上永代の地五十貫の所を馬主に遣し候、如此馬は代高直にも被_三召上_二へ候、惣て賣馬をは買主よりは下手に乗てこそ、馬の心も見ゆへきに、且那御上手故、過馬曲てをも押付、上手に御乗候事無_三勿體_二候、馬と申は士は不_レ存して不_レ叶

義に候へとも、大將の曲馬など御用ひ候事、不_レ入事と存候事、

一上方衆の武篇と關東とは、同然之人數にて、兩方對對の大將にては、運次第とは云ながら、上方衆は五度に四度は敗軍いたされ候事、信玄の時代より已來、數度聞およひ見およひ候、惣別關東士とて、強勇計りの者もなく候、又上方侍とて、弱きものはかりも有まし候得とも、第一備立に吟味寡し、物見を大事にせず、物見武者とて不_三撰定_二日頃其道を嗜事なく、何者によらず物見はする事と、心なき人は存るもあるへ候、上方衆は物見に出て、遠きを不_レ計敵を賤しみ、荒言はかり云ひ、人を預ても、合戦の時は與力同心をすて、一人先へゆき手に合、拔懸をするを手柄と存するゆへ、心懸の者は預りの人をすて、先へ行、一番鏑を好むにより、名將に相、一二を捨三四を以て勝様にする時は、先はかりを切崩せは敗軍し勝になると心得、二三の備にて切崩され敗軍するものなり、信玄歌に、

軍には物見なければ大將の

石を抱て淵にいるなり

戦に日取時取さしおきて

物見を掛て兼てはからへ

此二首信玄公より勝頼へ自筆に被_レ遊、伊奈へ入城の時も遣候、物見の衆をよく御吟味可_レ然候、物見は少々習有_レ之由申候、甲州にて信玄の時代は、朝夕忙敷事のみにて候處、二三十まで善きとも悪きともいはれざる者は、女郎草と異名を付、人數に入不_レ申候、但此六人の者をも行末御用にたつへくと思召候はんか、終に六十四なるもの手痛き鏑など仕りたるもの無_レ之候、武勇の事も皆若き時の事と見へ候、我等とも甲州にての走り廻り、人に似たる申分にて候へとも、鏑先に血の付候義、みな若き時にて候、さりながら年寄も人により候、名ある武士はの人數を廻し、物見軍の品を存したる人のゆるす侍は、名高き事に候間、高知行にても被_三召抱_二尤に候、左様の功者の申事は、家中之若き者合點可_レ仕ため、又御城の留守居、さては境目などの押へに御置候へは、敵より向上に申ものにて候、左様の者聞出、軍の方便を仕るやうに可_レ被_レ成候、左様のものさふらへは、敵も必急に攻かゝらざる者にて候、年よりを御用ひ、用に不_レ立候

とも、世上に其家を深く存る者にて候、第一國持郡取の役にて候、其心持尤に候、我等六人の義はかり能義にては有ましく候、但此書立も、我々作り出したる義にて無之候、古主は其時分人もおそれたる大將にて候間、名高き家の衰へたる浪人の功者を被三召抱、軍咄し御相談なされ、悪をすて善を口御つき可被成候、軍の事は御吟味なくしては、敵を討謀はあるましく候、古主信玄常に被申候、

一大名にて人数多ければ、何れの軍にも大事あらんやと、大軍に切所なしと、無理に押懸可破こそ方便なれと沙汰有之、信玄の批判には、尤大軍ほと能き事は無之候へとも、軍法をしらす無體に切かゝらは、大方我等は少人数にて勝可申候、大軍とて自慢し猥りにあらは、小勢にも可被切崩候間、能御工夫なされ可然事、

一右申處は軍陣の義承及候通り申候、扱また大將は、大小とも小人の善悪をよく見しり不申候ては、何の詮もなく候、被三召仕候侍ともにも、義心直道の者も、輕薄佞人の類も同事に御覽候て、あしき士に、家權を取らせ候は、軍合戦までもなく、無事の世に家は

候義は御尤に御座候、此人武勇と云、其人體可勝候、去ながら跡備は少し心持有之、勿論先手とは替り申候由承候、武者押の時、山陰などの不用心なる所に、敵伏肝も横鍵を好み、旗本を見すまし、大將へ突かゝるものにて候、此時横鍵は諸備の防にて候、戦の時も、後へ廻り懸る敵は、跡備の受取にて候、加様の義も申上候事、御年若き主人に候間、日比御心懸無之故申すかと思召事も不存候得共、努々其義にあらず、何事も御不審は直に御尋あるへ候、御相談可申と存候、古主信玄老たる入道にて被居候へとも、不_レ知事をは誰にも被尋候、一年鹿島源五左衛門と申もの、其ころ老體ゆへ、法體いたし久閑と號す、此者を信玄三千石にて呼れ候へとも、老年歩行も不_レ叶、知行の奉公なりかたしとて不_レ參、伊豆の伊東に引籠有之、信玄また使をつかわし、可_レ尋事ありとて被三召寄、三月初甲府へ參り、九月下旬まで毎夜咄を被_レ聞、久閑物語を被_レ致節、珍敷義は自筆に書し被_レ置候、其寫御家中に有之、飯富持申候、先日所望申候へとも、無之とて見せ不_レ申候、是を御覽なされ候へは御心得になるへき事有之候承およひ候、如_レ是

破滅するものと見へ申候、老若によらず、心のしれたる者を御取立あるましく候、第一佞人は人をねたみ、心中賤しく人をたはかり、諸事に付惡口を申もの也、信玄甲州に被居候時、三州牢人山本勘介と申片輪ものなるか、軍の道をよく存知たる者なれば、信玄被_レ抱候、此者新參にて時家にある時分、家中の惡口も此體を見て、山本を半體と云、城中にても後指をさし、笑草にするを、目付のもの申上る、信玄事の外立腹ありて、笑候人数を一門追放せらる、及喧嘩一時は若き士を失る、惜き事なり、是は人喰犬を飼置に同じ、耻ある士こそ新參古參に不_レ限大事にて候へ、御家中にても此已前、長久保と篠島の喧嘩、篠島惡口申を聞かね、長久保篠島を討果す、是も篠島千人にも長久保は不_レ替士也、されは若きもの役にたつべきと能人の見たて候士に、役に不_レ立は百人に一人も無之候、惡人の花と見たる人は、實のならぬ先に散せたるか能候、去は若き人を撰ひ、大目付に御定、御一門衆をはしめ、家老出頭諸士器用御吟味あらは、御作法正しく成るへき事、

一當家御出陣の刻、御人数諸備に、山上殿を被_レ仰付

信玄などは、物事に功も入たる老大将にて候へとも、朝夕怠りたまはず尋給ふ、且那御若年、何事を御尋候ても不_レ苦候事、一數度申上候へとも、御失念か強みに思召か、御合點無之候、人数押之時も、御出馬立御馬常のことくに候、去とては無_レ勿體候、古主は自と同じ出立のもの三人、主と四人つゝ、人数押にも同もの馬にのり、いかにも目に不_レ立様に被_レ致、數度危き處を通られ候、謙信は一日に二度武者振をかへられ候と承候、其時分は越後より甲州へ人を付、甲州より越後へ付立、大将の出立を伺候へとも、兩將ともに不_レ見定候、この兩人に不_レ限、關東に北條、尾州に信長、何れも見定る事なし、且那は無類の強き御出故、左様の義惡敷とも可_レ思召候、御若氣にて候、心なきものは敵味方ともに勇々敷大将と申すとも、武功の者は笑ひ可_レ申候、尤大将先之様子見度ものに候、其時は古領之御具足を不_レ違様に拵たる御具足をもたせ、身近き侍に着せられ、旗本に御置、馬驗被_レ召置、大将潜なる御出立にて御下知尤に候所に、且那殿は朝霧の深きときも、先戸へ御乘廻し候、剝御馬驗まで被_レ爲_レ持候、向後か

たく御無用に御座候、霧深きに敵の伏せ候て、鐵炮なとにて見定めぬれば、ねらひ候事多し、御あやまち候は、未代の御越度也、また先年御覽之時も、組頭使番物頭、其頭はかりに御詞を懸られ、殘る士ともには御詞を不_レ被_レ懸候、御若年なるにより、諸人恨を可_レ申候、皆に御たしなみあるへく候、御用に命を捨る士も、御一言にも感して、一心を存定るものにて候へは、口の見に百年の命を捨ると申傳候事、

一近頃申にくき事にて候へとも、世上には人を御切候様に沙汰仕由に候、我等にても、他所の知る人よりの狀に、未生害にあひ不_レ申存命に候哉と申越候、大方の科を御堪忍なされ、五度に二度の命を助られ、追放あり、罪有内にも忠功あるは、前の科を被_レ捨候は、誠の大將と申候へ、殺害多き大名は善士を不_レ被_レ持候、先年當家へ美濃輪、橋田、秋山、戸倉、勝野此五人、上方にて名有士にて候を、千石宛にて可_レ召置と被_レ仰候、此五人のもの前廉織田源之丞一つにて、五百貫の分地なり、それを千石つゝ、にて召れ候へとも、上方にて望む所候とて不_レ參候、奥意は當家きつく候との分別にて候、其後千五百石まで可_レ被_レ遣

と被_レ仰候へとも不_レ參候、此頃承候へは、本多平八殿へ八百貫にて五人ながら參り候、惜き事に候、當家長久子孫武運繁昌と祈るも、長命を本と仕候、六年已前より御心懸かわり、物荒く被_レ爲_レ成候、家康様御意にも、諸事三度御相談ありて、被_レ召出_レ候へとの事に候、定而御覺あるへく候、

一信玄も在世の内、天下を望たまふゆへ、上方は織田上總介下知に隨ふか背かと有てを、隠し目付を置、日に註進を御聞、信長の作法に、上方のもの厭はてたると言を御待候内、信玄病死いたされ候、惣別大なる望ある時は、能士に情をかけ、親みふかく無_レ之は、望達しかたく候、天下を取人も、毎日人に物をとらせたるにあらす候、諸人を憐れみ、心を被_レ付候事肝要に候事、

事なり、山々に鐵炮を備へ、其善惡種々の吟味、玉の行所遠近の沙汰、平地を走る鹿討、鎧にて留、刀にて切すへ候事、偏に戰場に同じ、全く鳥獸取所存あるまじき事、

一古主は商人を二十人かへ、國々へ遣し、又醫者博勞を仕立、色をかへ様をかへ、大形一國に一人つゝ、常々おかれ候、第一は其國の守護の作法、第二は其家の歴々の士の覺悟誰と聞かれ候、國風土民の様子まで聞届られ候、天下を望ゆへと云なから、人の作法善惡、我鏡にもなる事に候、

一國により人の善惡生付有と申候事候、御仕置のため、諸士の本國聞召事もあるへく候、信玄或夜の話に、他國の大將、其國上下の心不_レ見不_レ聞とも知事あらんかたとつねられ候、伺公の面々、何として知り候はんとて叶、信玄の宣ふは、能々考候は、十に八九は違ましとおもふなり、日本の内にて、山城播磨近江越前此五ヶ國の人の心定ぬあり、其外は國主の作法にて考候は、當るへし、吾常々國々に人を付置見るに、右五ヶ國の人の心、其外日本國の人の心を、西明寺殿記し置れたる秘書を、羽州の家に傳りしを所望

して見るに、其趣不口なり、其書は人國記と名つけ、其後羽州國々を廻り、貞治元年の比、是を見合せ候と書留置れ候、去れば古より今にかはらねは、末世となる程、惡敷事はあれとも、善事はありかたし、此物語せんため、最前不思議を問なり、西明寺殿書置れたる書の拔書なり、是見よと被_レ仰、腰より扇を拔出し見せらるゝ、其扇に、右五ヶ國の人の心の善惡を記さる、西明寺殿書面にも、關東武者勇なり、京武士は風流なりと書れ候、又吾甲信の者の心不_レ直、因_レ茲晝夜心を勞すと謂れ候、惣て大將は國人に心を不_レ可_レ免、諸士の目利第一なり、義理と理非不_レ知ほと怖しきはなし、欲深き士倭人交り候は、國の亂となるへし、只耻有人を御用ひあるへき事、

一山城國生は、女は姿物言なども尋常なり、士は好しからず、中々不_レ及_レ子細、舞の本にも、京家の者といひなからとあり、自然男の心も有_レ之か、播磨國生は、中々不_レ好とあり、今に昔の風情ならば、若侍の風上にも不_レ可_レ置、子細段々あり、口傳、近江國生は、乃人は身持上手にして、士をかねにたとへたり、かねは金あり銀あり鐵あり銅あり、如_レ此士の心隔別にして一

同なし、半倭國と書之、百人に五十人如_レ此也、伊勢國生、南伊勢北伊勢とてある中に、南伊勢の士は、土器を漆にて能塗たるやう也、物言語體は柳の枝に雪折なしと言心にて、心安く申て欲深く、親は子をたはかり子は親をぬき、飾有て實なし、心萬事きたなくして頼なし、越前生は、士の智慧ありて、高慢にして倭也、意地悪く輕薄あり、心つれなし、百人の内五四七人如_レ是、されは奥州男に京女房と褒てあり、心は姿物言に相違して卑劣也とあり、石見國は偽て實あるものは稀也、丹後國は、隼鷹は能巢あり、人惡しとなり、石見國も一同して、曾て不_レ好と有、我國甲州は、山城播磨近江越前伊勢此五ヶ國一つになしたるより、尙不_レ可_レ然國なれとも、誠に晝夜此國の義さへ政道せは、餘國は物の數かはと存、人しれぬ苦勞第一と被_レ仰候、

十九ヶ條之書立

- 一合戦初前の弓鐵炮放し様の事
- 一夜討を入とき相言の事
- 一物見の習の事
- 一ウヲノミノ習の事

- 一敵馬を入る時の事
 - 一合戦初る時追立の事
 - 一鍵初る時を知事
 - 一追討の先の事
 - 一敗軍の時の事
 - 一頭取來る人の事
 - 一若武者の事
 - 一待伏の事に付山の事
 - 一仕寄品々の事
 - 一忍ひ知る事
 - 一敵陣馬入様の事
 - 一一番首善惡の事
 - 一敵の小屋火事の事
 - 一追討の事
 - 一一夜替りの事
 - 一大風の夜の事
 - 一大雨の夜の事
- 右の來^{◎書}立仕上申候、是は定りたる七番の理にても無_レ之候、此三人の老とも、近年見參能聞來候分を書立上申候、此理を御尋におゐては、三人之老罷

松のさかへ巻三

井伊直孝御夜話

出可_二申上_一候、兎角一備の大將は、道を能御存知なければ、戰たて人を御遣ひ候事不_二相成_一ものにて候、軍法を能示され、勝を御取候處は、別の様に存候、能々御工夫被_レ成尤に存候、ヶ様に書立上げ申所、御氣にも違ひ可_レ申と存候へとも、大守家康様度々此老ともに被_二仰渡_一候故、兎角を不_レ顧、如_レ是申上候者也、

- 石原主膳正
- 孕石備前守
- 廣瀬左馬助
- 曲淵宗定齋
- 菅沼雪仙齋
- 辻彌左衛門尉
- 横瀬修理進
- 西郷伊與守

今村小兵衛殿

一人間一生の勤は、忠孝之道也、聖賢千萬言のをしへも、皆忠孝の爲なるへし、忠孝を勤んと思は、主君并先祖の恩を常に忘るへからず、恩をしらぬものは、不_レ計の災難にあふものと古人も宣ひし也、油斷すへからず、人間の苦は飢寒より甚敷はなし、百姓町人の、晝夜となく骨を折、飢寒を防かん爲也、家職の勤に油斷して飢寒に及ふもの多し、然るに武士は生ながらの飢寒なし、みなく、父母妻子兄弟を養ひ、家來を使ひ、安樂にくらすは、これ主君并先祖父母の恩徳にあらずや、此恩を常に忘れずは、忠孝の道忘るへきやうなし、古老の物語等に、毎日食に向ひ衣服を着る時、主君并先祖父母の恩徳を思ふへきと也、
一主君へ奉公を勤るは、厚恩を報ん爲と心得へし、立身の爲と思ふへからず、立身の爲にする奉公は、我心の如くならざる時は、主君を恨み朋友を謗り、非義の企起る故、却而主君の心に背き、朋友にも見限られ、身を亡し家を失ふもの多し、君恩を報んために奉公

する者は、いつまで立身せぬとても、不足のこゝろなく、人を恨る事なし、自から天理に叶ひ、身いよく全く心も安かるへし、誰しも知たる事なれば、年若の者は能く覺悟すへし、

一奉公を勤るもの、誰しも主君の氣に入度と思ふものなれ共、道理を辨へず、一槩に氣に入へきと思ふときは、言ましき事を言ひ、なすましき事をなして、終に君の心に背き、人の謗りを得る事多し、只役議も能勤め、身の行跡を顧み、物事之差越さる實儀の奉公なるへし、

一親に孝を盡す事、その道品々あるへき事、

親に苦勞をかけず、親の心安堵する様に身持肝要なり、此心を本にして、一切の孝行をなすへきものなり、奉公をよく勤め、あしき義に交らず、行跡正しく養生を善くして、父母の心を安んずる事、第一の孝なるへし、

一兄は弟を子の如く憐み、弟は兄を親のこゝとく敬ふへし、朋友の交りは、心に叶ぬ事あれば遠さかる事、世上の習なれとも、兄弟の間は、心に叶はぬ事あればとて、疎くなるへき道にあらず、不快の事あるとて

も、互に堪忍して誠の志を盡すへき事也、

一朋友の交りは遠慮の心を忘るへからず、心安任せ遠慮の心を忘れ、不慮ある時は耻かしめをうけ、親きも疎遠になり、不慮の難儀出来るもの也、禮義正しき慎み深ければ、喧嘩口論なとすへき様なし、

但自分の不義にあらざれとも、是非なき義理に身命を捨る事、是は武士の習なれば格別の事なり、

一朋友の心を能察して、其者の嫌ふ事をいひて、口論など仕出す事、昔もある事也、慎むへし、

一上々のこと批判すへからず、朋友の事誘るへからず、思なるものを侮り、人を輕んずる事なかれ、あなとりて不覺を取りし事、昔もあり、能々慎むへし、

一短氣なる者は、事を仕損し身を破る事多し、我生質短氣なりと知らば、随分堪忍し心を用禁慎むへし、短氣は己か吾儘より出るもの也、能々慎むへし、

一人隠密する事を見聞へからず、人の秘藏するものを所望すへからず、

一假初に約束せしことを變すへからず、有ましきと思ふ事は、聊も約束すへからず、

一年若き時は、一旦の事に迷ひ、理非の辨なく、是非

我心の如くせんと思ふ事有者なり、其時父母兄弟朋友の異見によりて、心を取直し正道に歸るもあり、又情強して異見を用す、惡名をとりその身を失ふ者あり、この時一生の吉凶の浮沈也、一旦の怒によりて主君父母の恩を忘れ、一門の名を穢す事、非義の至りなれば、能々覺悟すへき事なり、

一財寶を貰ては其志を感すれとも、異見の恩をおもふ人はなし、少しの一言にて、一生の爲になる事有ものなれば、異見程の實はなきものと思ふへし、武藝を習ふ事器用不器用あれと、必しも上手にならんとにはあらず、只上下により武士の家業なれば、習はずして叶はぬものと思ふて勤へき也、

一武士たるもの武藝をよそにして、琴三味せん或は鼓太鼓とて、亂舞遊興に長するもの多し、甚慎むへし、かゝる賤しき猿樂の真似せんより、我家業の武藝を勤むへし、餘力有らば文を學へと古人も宣へり、上たるものは別て慎むへし、

一命を捨へき時に望み、一足も引す死するは、義を思ふ故也、勝負にかゝるへからず、義に背けば勝ても勝にあらず、義に中れば負ても負にあらず、

一學文をするは、忠孝の道を勤むへき爲也、詩歌文章はかり好んで忠孝の志なきは、無益の學なるへし、

一學問して人々身のほどを知りて、謙り禮讓すへき事也、然るに學文をして高慢になり、實の道理に背ける世間の事をいと嘲れば、自分忠孝の道おろそかになるもの、是世俗にいふ論語讀の論語知らず也、

一偽を言はんと思はざれとも、言葉多き時は思はぬ相違も有ものなれば、言葉少して有たきもの也、人多く集し所にては猶以慎むへし、

一不慮の仕損しは、能人の上にも有事也、我仕損しを人の仕損しにするは、大なる耻辱なり、人の仕損しを我身に引受ては見事也、

一苦勞を通れんとすれば義理に背き、不覺の名を得る事あるへし、人の苦勞をも我身叶はざる事也、然るに金銀米穀の事のみ心にかゝりて、世の謗り人の苦みをいとほざるは大なる不義也、

一諸事を思案するに、我爲に宜か悪敷かと思案すへからず、義理に當るか當らぬかと思案に、萬の事行ふに、初より心得なしと思案し、念入て行ふには、何損有ものなりと、古老の物語也、誠おもひあたる事多し、

一面白と思ふ事は、度々重らぬやうに覺悟すへし、何事をするにも、先其事の實を知て、能考て取懸るへし、害を知て能防くは、其事成就して後悔なし、一人の疑を受んと思ふ事はなきかよしに引うけんと思ふは義に叶ひ、人にも稱美せらるへし、出仕又は番代り等にも出るには、人より半時早く出、半時おそく歸ると心懸へし、歌にも、
早ければなす事ありて身は安し
遅くて急ぐ道くわしき

一刀脇差の鍔を拭ひ、錆を拂ひ置事油断すへからず、古老の語に持鍵のしまりとて、急事の用に立かたき事あるもの也、常々心懸へし、一家宅諸道具衣類に、分限より少し輕きはよし、分限より過たるはよろしからず、一人馬をもち武具を嗜み、武士は勤をか、すまじきと思はし、美麗を好へからず、無用の費をなすへからず、正[◎]平生儉約を守るへし、儉約といふは只わか身の不自由を堪忍するにあり、是則足る事を知る也、歌にも、
事たれば足るに任て事たらず

たらて事たる身こそ安けれ
一家を治るものは、金銀米穀の事を、知らずして人に言分せんと思ふことはせぬかよし、
一下人は、大かた理を辨へぬものなれば、心よく言教て仕ふへし、飢寒を察し、病氣を憐み、難義を救ふこと、下を惠むの初也、短氣にて辨なく、酒に酔て正體なきは、早々いとまを出すかよし、その外惡事は言葉に及はず、且下人を抱るに目利あるへし、諸方をわたり廻り、季を重て奉公せぬものは曲者と知へし、
一不慮の幸あれば不慮の災ありといふ事、かろき事に常に有るもの也、此理諸事にわたるへし、
一忠孝の道を勤て、暇ある時は、何にても害にならぬ事は翫ひて慰へし、しかし世の諸人の苦しみを顧すして、我心の儘に遊興をなす事にて本意に非ず、惡名を取家を破るの基と知へし、
一常に旅の用意有るものは、急事の時に事欠ぬもの也、旅宿に着ては、先案内を見置へし、案内を知られば、急事の時に不覺を取ものなりと、功者の物語也、
一先祖に戰功あるものの子孫に、我心に合すとて、猥に祿を剝へからず、又自分の愛にまかせて、高祿を與

も、

世の中のよしあし事を聞度

我身の上をかへりみよかし

鏡山人の志賀からさき見へて

我身の上をかへりみつうみ

ふしをかむ神のやしろは月なれや

心の水のすめはうつれる

あかつきの寢覺にせめて省りしに

日に／＼三度かへりみつとも

人はた、心ひとつのあしければ

よろつの藝はあるかひもなし

右者直孝公御夜話也、毎々御意被遊候、誠に恐
多くも御名言奉感、より／＼記置、永く子孫の
家門に残し置者也、

井伊直孝息玄蕃頭遺訓

覺

一上意之義不^レ單^レ申、御老中私にて、無心千萬成事御
申付候共、毛頭不^レ懸^レ心、一向に御奉公第一に相勤義
可^レ爲^二本望^一候、尤忠節又は我等之孝行不可^レ過

ふへからず、

一者頭は大切の役義なり、主人の眼鏡に違さる様に、
己か心を改め、行跡を朝夕に顧み、他の嘲をうけさる
やうに相嗜むへし、身持正しからされは、配下相欺て
服せざるものなり、左あれば公事調はず、然るときは
第一不忠也、常々依怙最負の心なく、勤め苦み實とな
るものには褒美をもあたへ、不行跡なる族は、時々異
見を申合めて、直格に至らすへし、支配は是一身の手
足なりと、古君も宣ひつれば、等閑には有ましき事な
り、

一侍は私欲の方術なく、をこらすして禮義を全ふす
へし、文字にも吉は士の口、志の[◎]は士の心と書事分
明也、

一昔數度武功の譽ある老士あり、若き人之武功物語
を所望しけるに、此士語て曰、我若き時より、さした
る武功もなくて、性愛敬あらず、人によく思はれし
故、少しのつとめをも能く取なされて、思はず譽を得
たり、人は只愛敬有かよしと語りしとかや、殊勝の物
語也、
一常に人の善惡を見て、我身の鏡とすへし、古歌に

レ之候、御代々の御厚恩、子々孫々迄、假初にも可奉
レ忘義に無レ之事、

一大権現様以來、泰安我等御用に相立來段、無其隠
候、其方事差詰之事候間、武道晝夜不有忘却候、御
靜謐故、大猷院様當公方様へ戰場之御奉公不仕、相
果候事殘心之義候、自然逆心之有レ之節、爲御誅伐、
其方被爲レ仰付候は、早速打立候様に、常々可
爲レ覺悟候、軍法之義、兼而定置候通、不可有
相違候、尤依レ所射少々見合有レ之候、相傳候軍法、并
別書一卷之通、合戰可然候事、

一其方縁邊被組候義、同者無用に存候、吉十郎養子
被仕、實子出來候は、一二萬遣し分家願可然事、
一若天下兵亂之時、勒負佐被立別旗之事被届候
は、全不可任其意候、金銀所望被仕候共、定置
員數之外、合力可爲無用候、尤一度被相渡間敷
事、

一縦家老之雖爲嫡子、其人之作法不宣候は、家
老職者可爲除候、物頭も可爲其通候、年若に候
付、武邊心懸有レ之者は、物頭可然候、其外諸侍之子
共之義、其身覺悟次第、諸役可申付候、惣而侍大小

レ知事多きものにて、此段別而殘多事候、又爲差義無
レ之者も、執成にて、能様に相聞候、目見仕義難成程之
者成とも、善人を撰出召仕事、大將之手柄之由、古よ
り申傳候、軍功之儀は不及申、常體之奉公少之事に
ても、其程々に可有心付候、少之義にて差置候得
者、奉公人之勇無レ之罷成候事、

一文通之義、不レ知而勿論不叶之由、乍去武道を忘
れ學文迄とかたふき候得者、出家作法の様にて、家風
惡敷罷成候事、

一彦根へ之御暇被下候得者、一段の仕合に而、繼目
之後、其儘江戸詰被仰付而者、在所之御暇被申上
候事無用存候、
禁中日光御名代、并火消番被仰付候共、萬端筋無
レ之様に被相勤尤之事、

一寺社建立、并法事祭禮不可有懈怠候、雖爲領
内之寺社公事、心儘落着可有遠慮候、依様體本
寺社へ可被任裁判之事、
一自分之行不正候者、下知諸法度立申間敷候、御奉
公之心懸、世上之勤、家中之作法、我等仕來候様に被
仕尤存候、兎角偽氣隨無レ之様、晝夜嗜肝要存候、申

共に、奉公振并身體之格定被申間敷候、格定候得共、
少之事恨出來、又奉公人の儀も無レ之相成候事、

一譜代新參共に、子共幼少に候て、跡目不可相違
候、人に勝不作法成輩を見合可被宛行一事、

一賞罰之義は不及申、乍去賞は厚、罰は薄く有レ之
度事候、可爲大將一人者、外様遠所能在者迄、善惡を
能辨へ、夫々に召仕事、本意之由に候、大體之人も宜
人も同篇に召仕候得者、善士退屈仕物にて、大形自分
召仕、侍之善惡可被伺候、及聞たる斗に而者、相違
有レ之、人を見損事多き物にて候、能々可有思慮
候、兎角大將は、欲を淺慈悲を深く可レ在義肝要に存
候事、

一武勇之心懸有レ之者見立、軍法可被感候、押込に
仕候得者、侍之心むさく、武道之嗜無レ之、商人の作法
の様に成行候、家の子他所へ遣間敷候、末々の者迄相
應に召仕可被申候、新參者抱被申事無用候、乍去
可然奉公人は、侍は武藝心懸、武具馬具嗜申様心得
可有レ之候、武具は一通之外無用之事、

一譜代新參之隔無レ之様に、諸侍善惡に隨可被召
仕候、能奉公人有レ之候而も、最負無レ之者、埋て不

置候趣無異義被相守候者、可有天之加護武道
之冥加候、以上、

月 日

彦根 中將

井伊玄蕃頭殿

參

井伊直孝公榊原公之御遺訓

何つそ緩々御目に懸り候は、申談度存候所、今日御
見廻に預り、大慶の至りに候、能き序に御座候間、御
話し可申、乍慮外極老の申事に候、能々御心を留
られ、御承知頼入候、明日も計り難き身に候得は、誠
に遺言同然と御心得候て頼存候、別の義にも無レ之、
誰々も存候御奉公の事候へとも、老耄の心底に、久し
く貯へ候事申置度候、輕き役々等の、公義へ御奉公と
申は、其役々の上の勤ある義にて、其儀を勤め、随分
と精力粉骨を盡し、懈怠なく相勵み申より外の忠節
も無レ之候、各や我等共の様に、御厚恩を以て大名に
も成候者は、御奉公と申物は、左様に輕き儀には無
レ之候、只下々へ愛憐深き事肝要に候、是は人君たる
者常の事に候、誰人も知たる事、言に不足と御聞可

有之哉、左様の儀は勿論に御座候へとも、一通り左様計にては、公義へ御奉公とも申難く候、左様計の事に候へは、只今事かましく御話し申に不_レ及候、我等の只今御自分へ御心付申味は、左様計の味にては曾て無_レ之候、侍分は沙汰に不_レ及、足輕等までを常に大切に致し、下々の者に候へは、理不盡なる事多く有_レ之者に候、男かましき罪杯は、一入秘藏の事、惣て目長に見通し候様に存、少々の過失は打捨、常々念比に召仕、随分力の及ふたけは、厚恩をあたへ候様に御心掛可有_レ之候、夫を如何にと申に、戰場等摠て事ある節は、頼と致者として、召仕の外は無_レ之候、常とちか_レい俄に大切至極に成る物に候、矢玉の掛る節は、足輕は一番の垣のに候へは、大切至極に成、鎗前に成り候へは、最早垣一重に成り候故、侍分一入大切至極に成り、采幣を持たなから、後を拜み候様に覺申候、其節は日比籠末に召仕候儀、常々懇意に可_レ致事、今少しにても加恩を加可_レ申事に候を、由斷致捨置候、只今にても加恩の約束にても致度様に存候ものに有_レ之候、此段は御親父公や我等共は、直に身に覺申候事に候、御自分や我等子共などは、未だ覺さる事に候へは、篤

と覺悟有_レ之、悴共などは永く御參會も有_レ之節は、無用の難談致さし候はんより、寄合の節は、必箇様の事被_レ申談候て、相互ひに勵み合被_レ申候事、第一の忠節と申物に候、一通りに承知候ては、是は一分の身の利害に掛り申候故の事、何の御奉公にも不_レ成事と御聞なし有_レ之へく存候、左様の事には、曾て以て無_レ之候、御自分の家や、我等共の家は、曾て以て無_レ之候、侍分は二番の垣に候、我等共は三番の垣、我等共の身は、公儀の御爲に身命限りと粉骨をさへ盡し候へは、職分は盡申様に有_レ之候へとも、左様にては無_レ之候、外圍より御馬所まで、随分丈夫に垣を致し申事、公儀への忠勤第一と存し申ものに候、此外の瑣細の小事は、大名の奉公に足り不_レ申は、此段までのあたりに身に徹し覺申事に候故、御話し申候、右も申通りに、御親父や我等共は、忘れ度候ても直に覺候事故か難_レ忘候、御自分や悴なども、直に覺へす候へとも、近き事にて、親々の話も直に承知、其上左右に居候者共も、父の共も致し、直に戰場を歴候者も多候へは、直に見候程にこそなけれ、猶其心得も可有_レ之哉と存候、御自分の子供、我等の孫曾孫の代に成り候ては、昔話草

紙物の本など聞候様にて、心に徹し身に染み候様に無_レ之、實もなき事、時の勢計りに引かれ、時のき候こと計り上へ御奉公の様に覺へ、召仕の下には、我家來我心の儘に致すものと而已存する様に成行者に候、御自分や我等の家など、左様に時の勢に成候ことは、則天下御微運に成候端と申もの、大切至極勿體なき事に候、此段随分常々忘却無_レ之様御心得、悴共寄合不_レ絶御申談兩家之子々孫々へも申傳られ候様に、心を被_レ用候程の眞忠の御奉公は無_レ之候間、左様御心得可有_レ之候、又大名は幸にして人多く所持致也、自由を致し榮耀榮花に暮し申爲に、所領を所持申味にては無_レ之候、無用の者を貯置候は、忠勤を盡す備の爲にて候、無用の費を致し候にては曾て無_レ之候、公儀よりの御厚恩を報し度被_レ存候は、下々の者を随分と大切に、常々撫育を被_レ加候様御心掛可有_レ之候、治世の御奉公は、此一事に止り申儀にて候、却て治世ほと忘却し易き物に候、随分御心掛可有_レ之候、治世の御城普請土居堀門塀等之圍を、念入御手傳等相勤候様なることには無_レ之候、此御心掛第一大切至極之御用心の事に候、必々失念無_レ之様、御心掛可有_レ

之候、

建康様各に御物語被_レ成候を承申候達

大久保彦左衛門殿横田甚右衛門殿米津はや之助殿小栗忠左衛門殿、建康様へ切々御出、武勇之御難談迄に御座候つる、蟹江に而者、御働無_レ比類、早速落城仕候つる、彦左衛門殿御申候、建康様御あいさつに、彼城へ乗込候時、我等にさしつき候て、石川伯耆守家老渡邊金内、又夫にあいつ、き候て參候もの村井源四郎糟谷十左衛門、此十左衛門は鐵砲にあたり討死申つる、我等大手へ乗こみ候へは、かふきつ候つる戸ひらはなく、竹にてかうしにゆひふさき置候つるを切をとさせ、城内へをしこみ候へは、敵ことくくからめ手へ敗軍いたし、手あはせ仕ものも無_レ之候つる、然處に軍法を背き申候早々あけ候へと、兩度之御使に付而引取候つる、是は爲_レ差事も無_レ之候、夫よりこまき陣之時、尾州と三州之境九子城、敵善惡に付而當候はて不_レ叶といひ、かたかたかなめの地にて候間、私兄弟に御預被_レ成候と被_レ成_レ御意、纔侍七十騎にて籠居候つる、然るに上方勢

おひたしく、御旗本心もとなく候、誰一人参り、御旗本之御様子見参候様にと申候得共、尤可参と申もの無之に付て、我等参候處、權現様御具足を被召、牀机に御腰を懸させられ、被成御座候つるか、我等を御覽候て、何とて参候哉御意候間、上方人數おひたしく相見候間、無御心元そんし参候と申上候得者、大事之所を預置候に、不入参様曲事に而候、早々かへり可申旨御意に付て、早々いそぎ罷歸候處に、敵備を立かため候つる、本多中書物見に被出、高へあかり居被申候か、我等を見出し、何とて参候哉と被申候間、御旗本へ御見廻に参候へは、早罷歸候へと御意に候間、唯今歸候と申候得者、中書被申候は、敵備を立かため候間、まわり道いたし候へ、爰を通し候わんと存候事ふかくにて候、無理に参候は、討死疑ひなく候とて、我等へか手をとらへ引留被申候、我等申様は、至此時一まわり道仕事、中中存よらす候、我等一人を討取候はんとて、備をみたし候は、又立なをし申事早速には成ましく候、左も候は、御軍可爲御勝手候間、討死いたし候而も本望たるへきと申候得者、其上は是非不被申とて、手

をはなち暇乞仕候、若萬一に無相違通り行候は、何にてもさしあけ候へ、左候は、むちをあけあいついたし歸り可申、夫まては爰に居可申と約束いたし候而、馬に乗出候はんと仕候處に、方々より御見廻に参る、右馬上四五騎通りかねひかへ居申つるか、我馬参り候は、同道可申と申候間、尤に候、左候は私次第に参候へ、馬あひとをくまはらに乗り、又は備之先を通り候て乗り候は、追討にいたさるべく候間、いかにも乗あいをちかく乗候て、備先をすりつけ候様に馬を乗候へと申、我等先乘に通申候得とも、敵少しもさわり不申通り、約束の如くむち高さし上候へは、中書もむちあけ歸り被申候、然兄雅樂頭七十騎を召連て、大手の門をおしひらき、武者たまりへ出候而居被申、是は何事に而候哉と申候へは、大方其方討死たるべく候、左も候は、敵備亂可申候間、其方討死と心得、いつれにても一かわふみやふり、一と討死と思ひ如斯候と被申候つる、此時は私いてかしたと存候、御四人衆被申は、七度の鍵はつくと、夫はなるましき御事と御申つる、又尾張前田の城を、明日一時責に可被成候間、かへりに見分いた

正徳四年午八月廿一日被仰出御條目

耕作間 菊間 御居間書院 皇帝間 四處に而惣家中大小不殘拜聽

條々

し参候へと被成御意、中書私被仰付候、其時分は中書小身に、殊更事之外すりきりにて候故、武器馬具以下も悪候つる、我等は伯耆預にて、武器馬具以下も大かたに候つる、あし毛馬三寸四五分か四きも候はん哉、中氣には候へとも、乗あひよく候間、金のよろひかけ乗り、中書先へ立城近邊を見参いたしまわり候處に、彼馬のひらくひ鐵炮にて打ぬかれ、又みとを打ぬかれ、血にそまり候て乗廻り候内、いかにもいさみ候てあるき申候つる、陣屋へかへり、手をい馬にて候間、くらをおろし候、はつ共抜かけをいたし立置候て、御本陣へ罷出之内落申つる、其時私乗り候鞍のまへわをうちかき候て、玉刀之なかこに留り、身もあたり不申候、此段中書御前にて被申上候へは、あふなき事に候、惣別具足、後は何様にも不苦候、前をはつよくいたし候而能候、扱不思議なる事に候、其方親雅樂頭も鐵炮にあたり候つるか、刀のなかこにて留り、身へ不當候つる、然其方家吉例にて候と被成御意候つると、建康様各へ御物語被成候つる事、

五月十日

一天下一統御命令之趣、一々謹之守るへき事、一切支丹宗門舊制之如く、念を入相改へき事、附り奇異妖怪之新法を唱へ、俗を惑し黨を結之類、一切に嚴禁すへき事、一文武之教を勵み、人倫忠孝の道を明にし、尊卑の禮を立、少長の分を正し、職祿の格式を定め、農民を愛し、賦斂役者を、常數之外相増へからさる事、一軍法之制、器械之類、平日其職掌のもの、一々點檢儲置怠るへからず、臨機應變之方略は、あらかしめ議するに及はず、其時に當て指揮を受へし、留守中は、家老之輩相はからひ、申渡旨違背すへからさる事、一武器馬具は、堅利を第一とし、人々職祿に應て貯へ置へし、分限に踰たる花美を用へからさる事、一四百石以上のものは、乗馬を繋き備ふへし、其以下は其意に任すへき事、

一家老頭人奉行諸士末々に至るまで、人々其職務に精を勵み、少しも怠慢有へからず、支配頭に組下之優劣善惡詳に沙汰し、諸役人等廉潔にして、是非明に裁決を執行ひ、賄絡因縁最負の沙汰有へからざる事、

附、凡事は簡に成り、煩に敗れずといふ事なし、諸役人等能々此趣を辨へ、煩を省き害を除き、事を簡便にして、條理明なる様心を付へき事、

一家老并支配頭に申渡旨違背すへからず、頭は以下を親み、組下は頭を敬ひ、或は同列たりとも、少は長を尊ひ、長は少を慈しみ、新は舊を敬ひ、舊は新を愛し、平生互に和睦一致すへし、或黨與を催し、姦邪をなすの類は、重法に當すへき事、

一品々の勤番晝夜怠らず、怪異之ものをあらため、非常之變に備へ、勤番上下之宣期を亂るへからざる事、一非常之變出來之時は、勤番之ものは彌惣して面役義の筋に心を用ひ、支配頭之差圖を受、妄に動き噪くへからざる事、

一喧嘩口論固く禁制すへし、若其期に及ふ時は、同所への者早速押留相斗ふへし、或は見遁し或は荷擔する輩あるに於ては、本人同前罪たるへし、并面々屋敷

前喧嘩出來之時も同前たるへき事、

一博奕諸勝負并亂防狼藉放火等、一切に禁絶すへき事、

一本主へより其仕途を禁する浪人、出處知れざる輩寄宿せしむへからず、事故なく明證あるに於ては、其頭たるものに相届、差圖を受へき事、

一他土他領へ行事を許さず、若故有においては、支配頭を以相伺ひ、裁許を得て行へき事、

一婚姻は聘財資裝の多少を論せず、婿婦之人からを擇むを第一として、互相伺ひ、裁許を受けて取結ふへし、其義式等分外之花美を用へからざる事、

附、凡禍は閨門より起れり、閨門之内萬正しき時は、萬事終らすといふ事なし、第一夫婦之別を立、男女の禮義を正し、家内一切不法之事嚴に戒むへき事、

一繼嗣は其子孫相承る事、古今之常也、五十已上の子なきものは、同姓之中又は其筋目あるものを選択ひ、現存之内に養子の願を立へし、縦實子たりとも、邪惡不道はいふに及はず、痼疾愚昧等、勤仕成かたき輩は、家督たる事を許さず、早速養子の願を立へし、或は其

子身體不具たりとも、才德器量あるに於ては、相續せしむへき事、

附、同僚中相應の養子たるへきものなく、由緒ありて他國より養ふ之義、又は他國へ養子に遣候義も、其様子詳に書付、支配頭へ差出し相願へき事、

一居室衣服飲食の制、節儉を專とすへし、分限に應せざる結構花美を用へからず、交際宴饗、時分を踰たる盛膳、度を過たる亂酒等、固く制禁すへし、并音信贈答葬祭之類、随分節儉を用申へき事、

附、節儉を好み奢侈を惡は、治安の本也、凡戰領内之大小遠近ともに、衣服飲食居室器用等に至るまで、一様に美麗を除き、浮費を省き節儉を用ひて、人々分限を踰ざる様相心得へき事、

右之條々、遠近大小一様に相守り、遵行すへき事、
正徳三年癸巳八月

掟

一文武鍊達、才德出拔の輩は、親疎新舊之差別なく、非常之撰擧を蒙り、厚賞を受へし、其外小藝たりとも、衆に抽する輩は、よろしく相應の沙汰に及ふへし、多才多藝はいふに及はず、文武諸藝之内、一藝の奧義全

相極め、其師より印證を受候輩は、其趣支配頭へ相達すへし、凡生質明敏の輩多しといへとも、大器を成就するものなきは、皆不學無術の罪也、故に子弟を教誨するの道は、學を第一とすへし、凡女子は尊卑ともとまあるにおいては、絃歌之類をも教ふる事、元來其ならはしなるに、近來其道にたかひ、專琴瑟三味せんに遊逸の藝のみ習はしめ、裁縫の事は卑賤の業と心得、手にもふれざるやうに成行は、畢竟これ風俗のおとろへ、奢靡の弊へ、甚其道にあらざる事也、以後は家中之面々、大小一様に其趣を相心得へき事、

一羈旅往來之時、薙刀大鳥毛鑓は、家老職家老脇持すへし、其以下は是を許さず、家老職は大鳥毛ともに鑓六本、家老脇は大鳥毛ともに鑓五本、家老脇并は鑓五本、惣奉行職は鑓四本、千石以上并番頭は鑓三本、物頭并五百石以上は鑓二本まで許す、其以下は鑓壹本に限るへし、

附、惣奉行職他國地往來の時、故ありて家老脇の代等相勤る時は、大鳥毛を許すへし、用人職品により、番頭格の勤に准する時は、鑓二本を許すへし、

其外無足中小姓に至るまで、他國道中にて鎧持する事、人々其心次第たるべき事、

一平日城下諸士鎧持せ候事、本より其道なれとも、小身にて其力に及ひかたき輩あり、假に法格を立、年始は諸頭并三百石已上の平組にて持すへし、五節句は諸頭にかさるへし、惣して頭役たるもの、平生鎧持せ候事、勝手次第たるべき事、

附、二之丸の内門内へ、鎧薙刀持せ入へからず、但丸之内に屋敷あるものは、鎧薙刀ふせさせ出入すへし、惣して惣郭之外、鎧持せ候事、諸頭平組にかさらず、其意に任すべき事、

一乗馬備へ繫くべき輩、諸上納過分に多く、乗馬繫きかたきにおいて、其趣相斷裁許を受へし、或諸上納多くありとも、其餘自分の所入四百石に踰るにおいては其斷は許さる事、

一長柄之傘は、本丸之内へは家老共斗り是を許すへし、本丸之外は、物頭以上并嫡子其外平組三百石以上のものをこれを許す、然れとも若黨召連れさる輩は、遠慮あるへし、小姓組醫師之輩は、用事に對し制外たるべき事、

後、過分に妻子を装ひ繕ふの類、固く禁止すべき事、

一奉公願の事、番頭以上の次男は馬廻り、竹間以上の組三男以下は中小姓を願ふへし、諸頭之嫡子を若願ふ事あらは馬廻り、竹間以上の平組二男三男は中小姓組たるへし、夫より以下は徒組たるへし、若平組の嫡子を願ふ輩あらは馬廻り、竹之間以上之平組次男は中小姓組、三男より末は徒組たるへし、中小姓の嫡子次男は徒組を願ひ、徒の嫡子は徒組を願ふへし、惣して父祖之功業他に殊に、又は其器量あるに於ては、制外の拔擢を蒙るへし、醫師の子は家督相續定まらずといへとも、自今以後、此役のものは云に及はず、諸醫になるへし、扱醫者之輩は、醫術學術業にの優劣に隨ひ、其沙汰有へし、或は其子醫術未熟たりとも、學業人にすくるゝにおいては、相續安堵の沙汰に及ふべき事、

一名代願候事、愚陋或は疾痛、或は懶惰にして、職務勤らず、無益の祿を費し候輩は、一族相談を遂、名代之願を立へし、其餘は七十以上より名代之願を許すへし、縦ひ七十以上たりとも、其身健壯にして、勤仕

附、杖を用る事、五十以上これを許すへし、五十以下之輩は、職祿によらず、三丸の門内杖つくへからず、或は五十以下たりとも、疾痛ある輩は、裁許を受て用ゆべき事、

一城下往來乗物之事、用人已上は、年齢にかゝわらず是を用ゆへし、其以下は五十已上、或醫師之ともからこれを許す、疾痛ある輩は、其支配頭へ相達して用ゆへし、村野在々に至ては、職務年齢のかまひなくこれを用へし、下乗の事、家老共は本丸之外瓦坂之上を限り、家老脇は瓦坂大鼓矢倉の中間を限り、家老脇並は大鼓矢倉之下を限り、其外は二之丸の門外を限るへし、醫師は大鼓矢倉の下を限る、是制外なり、下馬は三丸の門外を限りとすべき事、

附、家中妻子乗物之事、用人以上并五百石以上内妻子は是を許すといふとも口にて用へからず、其以下は婚儀年頭の類これあるにおいては用ゆへし、平日故なくして用ゆへからず、惣して職務ある其身は、若黨下人等まで省略せしめ、妻子の他行には、乗物若黨下女、品々無量の人數を増し召連候段粗相聞へ、甚不相應の至り、其理なき事也、自今以

なるべき體あるにをいては許す、家督相續は未だ申付すといへとも、名代申付候迄は、其祿全く名代のものに相渡し、三百石以上は十分一の助力を受、二百石以下は相應に軽く受へし、前々より閑暇を好み、名代を願ひ、過分之助力を受、奢侈放從を事とし、或は自分其祿を裁判して私用に費し、名代の名は貧窮難儀におよひ、勤仕成りかたき輩まゝ、相聞へ、甚非道の仕形に候、以後は嚴に制禁たるへし、違犯之輩あるにおいては、其時其沙汰に及はずとも、家督相續之節、或は減地之沙汰にも及べき事、

附、父母之養に、孝子之心限なしといへ共、公事を差置、私用を第一として、過分に父母を奉する後父其義なき事にて、眞の孝にあらず、其親子たる者之間、何と和順ならんや、しかれとも隠居の祖父母父母たるもの、よろしく此旨を辨へ、儉約を以て安穩に餘年を暮し、子孫の繁榮を願ふを第一とすべき事、

一養子願之事、五十以上の子なきものは、同姓の中を撰ひ、養子の願を立へし、同姓なくは、母方或縁者或は實姓にても、其人からを見立、是を願ふへし、五十

以下之ものは許さすといへとも、生質愚陋、又は疾痛ありて、其證顯然たるにおいては是を許す、或は大病平復なりかたき様子にて、養子を願ふものは、支配頭へ相達し、目付役之者支配頭へ差出し判形見届へし、惣して十七歳以下の養子願は許さすといへとも、父祖の功業甚だ大に、又は其いはれ有ものは、其姓名を断絶せざる事、臨時之恩裁爾たるへし、五十以上の子なきもの、兼而其願なく、臨死之養子願は相許さる事、

附、中小姓已下病氣危急之時、俄に養子を願ふは沙汰に及さる事、

一病氣にて節日の禮式に出さる小輩、無役之頭役格已上は、當番之奏者番へ相達し、奏者番より用人まで申断へし、平組之輩は支配頭へ相達し、支配頭より奏者番へ相達し、用人に申断へし、

附、節日病氣にて出仕せざる輩は、快復のとき、頭役は月番の家老中へ相達へし、諸役諸番の輩は、快復之時出勤せしむるにより、支配頭へ相断に及ばず、無役の平組も右之通、支配頭へ相断るへき事、一看病にて出勤断の事、家内の父母兄弟姉妹妻子ま

一自分召使之もの慮外に及び、當座に差赦しかたく、手打に及ふに於ては、其意趣支配頭并人奉行へ相断、檢使を受裁許を相待へし、或は其身の邪惡をかくし、下人に罪をおふせしめんかため、少々の事を申立、手打に及ふ輩あるにおいては、越度たるへし、惣して下人自分の仕置一切停止せしむ、仕置に及ふへき事あるにおいては、支配頭へ訴へ下知を受へし、或は下人不届に付暇差遣し、先々奉公相構においては、其意趣を書付、人奉行へ相達し、人奉行より目切に右之書付とも、惣奉行まで差出すへき事、

一欠落ものは穿鑿を遂げ、呼戻し裁許に及ふへし、他所より參候ものは、理非詮義之上、或留置或返す事、支配頭へ相達し、裁断を受へし、并欠落のもの其身の非のみにあらず、他人之罪をも我身に引受、其いゝわけ成かたき品により、是非に及はず欠落する者もあるへし、一旦出奔の罪通れかたしといへとも、前非を悔て直歸るにおいては、分明に詮義を遂げ、恩赦之沙汰に及へき事、

一大事之時は、前々より定置所之面々、役所或は其場所へ遅滞なくかけ付へし、惣して無用之輩、火事場

ては、支配頭へ相断、引籠保養せしむへし、祖父母伯叔父母舅外姑之類、看病人無においては、其段支配頭へ相達し、差圖を受へき事、

附、諸番所當番のもの、急病人出来に付、仲間へ番代頼遣し、許諾の返答あるにおいては、代りのきたるを待す、用人中へ相断罷歸候へし、相番ある輩は、相番へ達し代りを待す、用人中へ相断罷歸るへき事、

一陪臣の事、家老家之おとな馬乗格之者といふとも、元來名位之差別同しからざる事、左候へは直參の中小姓徒組まで對し候とも、謙讓を專とし、禮貌あつく、書札對話に至るまで、重く敬を加へし、諸家の馬乗は、猶以直參に對し、禮貌敬を重すへし、以下之從僕末々に至るまで、其主人たるもの、無禮を戒禁すへし、若違犯之ものこれあるにおいては、其主人越度たるへし、直參の輩輕き扶持等に至るまで、陪臣に對し、其禮格を亂るへからざる事、

附、輕き扶持人并家中奴僕之輩、町人農民を輕しめ、横虐を加ふるの類、又は其主人の權威をかり、狼藉不敬を働くの輩、固く制禁すへき事、

へ懸出る事、固く禁絶たるへき事、

一家中之輩、男女兄弟姉妹等手前に抱置、家累多く窮迫し難義に及び、勤仕成かたく、諸願指出候輩、甚不埒の至りに候、前々より男女子供を同僚中へ奉公させ相預候事は、其道にあさる様に風俗なり行、出國禁止之上は、是非に及ばず、手前に抱置段相聞候、自今以後は、相對を以同僚中へ預け、奉公せしむへし、其後直に召出候とき、卑賤の構なく、職祿あて行ふへし、預り置候ものも、常々若黨同然に召仕ひ、江戸往來にも召連、外も其隔あるへからず、其後直に召出さるゝにおいては、早速相改め教を加へ、同僚之格式を以相交るへし、女子も預り置候内は、下女同然に召仕ひ、若同僚中へ婚禮に取組遣し候よりは、諸事相改め、夫家の格式を以相交るへし、并其男女を養子に願候ものも、其隔其憚あるへからざる事、

附、惣して婢妾の類、男女子を設け、或は其人から妻に成へきものたるにおいては、支配頭へ相達、家老の輩へ相訴へ、寺社奉行へは家老中より申渡すへし、人別帳面是を相改むへき事、

一弓鐵炮修練にかこつけ、妄なる殺生を好みて、不埒

の事に及び、或水稽古に事よせ、釣網をもてあそびて、法令を犯すの類、禁制たるべき事、

一家中末々に至るまで、奢侈を除き、諸事儉約を専とし、他人の嘲をも顧みず、費を省を第一とすへし、或面白儉約をしめして、公務を省を、家内の暮し等は奢侈を好み、過分之費多く、勤仕の諸願差出輩まゝあり、甚非義の至なり、或嫡子たりとも勤仕なき内は、衣類飲食等諸事に至るまで、随分軽く養ひて、勤仕之其身に准すへからず、次男三男に至ては、諸事に付猶以其心得有へし、召仕の下女童等は、分限より之を省き、表向公用之奴僕等は、減少なき様に召抱へべき事、
附、惣して町人百姓之類は、家來帳面にこれを載る事、彌固く制禁すべき事、

一家中の輩、自分之知行と號して、或少々の由緒を申立、町人或は農家へ罷越、不相應の宴饗をいたさせ候事、以後は固く禁絶すへし、縦其者ともより相招といふとも、許容あるへからず、或は某々の親類縁者方へ行、一宿又は數日逗留の上、逸遊放蕩之仕方まゝあり、以後は用事に付一宿せしむるにおいては、頭分は仲間へ相達し、平組は支配頭へ相改達し、月切に家老

中へ相断るへし、或知行所の農民をかたらひ、押て金銀の才覺等申付るの類、一切嚴禁すべき事、

一家中在町に至るまで、俗家へ妄に出家を招き、親之歸依傳法に事よせ、閨室之内をも相憚からず、晝夜往來して、逸遊宴樂に法を踰、倫理を亂すの類まゝあり、凡沙門之身といふとも、情懇之念全く離れかたし、大小遠近ともに、深く是を愼み、嚴に制禁すべき事、

一宅普請之事、表通の見分を專一とし、勝手内證向に至ては、至極の儉約を用ひ、費を省くへし、材木板疊襖張付等は、中品已下を用ひ、縦當分費ありとも、多年相支へべき品、又は當時一通にて、再作を相期する品、此兩様を辨て用へべき事、

附、城惣堀まわり、屋敷より裏道付へからざる事、一衣服は絹類木綿等差別なく勝手次第用へし、絹服ありて綿服なきものは、新に綿服を裁製するに及ばず、有合たる絹服を用へし、綿服ありて、絹服なきものは、有合たる綿服を用ゆへし、故なくして新に絹服を裁製する事を許さず、惣して格祿に應せざる織物等の美麗を用へからず、浣衣籠服を憚らす着用せ

しむへし、勤仕の其身さへ浣衣籠服を用ひて、妻子家内の縫薄織物等美麗の衣服を着し候は、甚其理なき事也、自今以來、妻子の衣服は猶以美麗を制禁すへし、違犯の輩あるにおいては、再び詮議を遂るに及ばず、越度に申付へべき事、

附、輕き挨拶并陪臣家僕の輩は、絹服一切停止すへし、江戸詰の時、又は其所爲あるものは、制外たるべき事、

一飲食之事、交會宴饗の時、一汁一菜、又は一汁三菜など、器數の法を定むといへとも、一器に數品を盛り貯へ、其定法に准へ置時は、畢竟立法之本旨にあらすして、費を省に益なし、自今以後は、其器數にかはらず、人々の分限有無をはかり、嘉肴珍味の盛膳を禁し、一切儉約を本とし、庖人等を相招く事を禁止す、或は傍輩中之交會に、少祿のもの多祿のものに料理等相劣らしと争ひ競ふの輩は、其分限を忘れたる無益の事ともなり、嚴に相戒むべき事、

附、賀祝の宴饗は、繼目婚禮より重はなし、其儀式等節儉を用へし、家老職并家老脇ははましを用ひ、番頭格は素謠を用ひ、其以下は歌舞家業のものを

相招くへからず、繼目は家督の禮相濟候付、一家他人とともに、一日に限て宴饗すへし、婚禮は婿分舅之出會、嫁娶の祝義、一日に宴饗せしむへし、繼目婚禮ともに、前後の宴饗を許さず、一日に執行ひ、一切の盛美を禁絶すへし、并に惣して音信贈答の類、互に輕く取行ふべき事、

右之趣家中面々々謹み守り、輕き扶持人末々に至るまで、其支配たるもの屹度申含め相辨ふへし、若違犯之輩あるに於ては、嚴に其法に處すべきもの也、

正徳三年癸巳八月日

松のさかへ巻四

水戸西山公示家臣一條令

今度愚意之趣、一々左に書顯し、各に申聞候故は、自今已後、某と各と、たかひに善に進み惡を改め、各は古の忠臣義士にも不耻、某は明君賢主の跡をもしたひ、後代までも君臣共に、能例にも至られ候様にと、

眞實に存入候、各もこの心底を能く推察いたされ、常に異見を加へられ、諸事差引頼る、外無他は勿論、各も其心得肝要に候、然も古の聖賢の君さへ、群臣の諫を求め給ふ、況某如きの者、先祖の積善により、君位に登り各の上に居といへとも、生質不肖にして、君たる道にたかひ、各の心に口口事を朝夕恐入り候、某身の行ひ、預國の政事大小によらず、少く宜からぬ義又は各存寄たる義、遠慮なく其儘可被申聞候、其内國政の義はかりそめにも民臣にかはり候義は、小事も大事成義にて候間、各の差圖を承る筈に候、各も遠慮可有義にあらず候、但身の上の義、右の通り申度候而も、某氣にあたり可申歟と、斗ひ被申義可有之と無心元候、又は生質不肖に候間、箇様に申候而も、我身の悪事を強くいさめられ候はは、快ざる事のかん色相見へ申義も可有之候間、かさねてをこり申さる様に致なし可申哉、其段は随分嗜可申候、萬一其氣味見へ候共、一旦の義にて、始終の心底は唯今申候通にて候、都而某心底内外之義に付、己か悪事を人にかくし申儀者無之候間、見及聞及被申義、何事によらず、機嫌を斗らはず、諫言を頼

申候、譬者事不慥に候共、虚實は構なく候、譬者遊興を好候歟、少々に而も自由の振舞候歟、女道にふけり候歟、奥方の驕候歟、威勢に募り候歟、才智にほこり候か、諫言を不用候歟、賞罰不正か、賢臣を遠ざけ佞人を近づけ候か、文道に疎候歟、武備を忘れ候歟、家臣百姓に至る迄、憐愍無之候歟、無用の器物を翫候歟、金銀を費候歟、作事を好み候歟、人力を破り候か、箇様に自分の存寄分に候、此外にも思ひ寄られ候事有之候は、對顔之節直に成とも、又は書付にてなり共、可被差出候、秘し申度事に候は、封候而成とも尤に候、取次之者少も延引候は、可爲不届候、勿論一覽にも不及、其儘可達之候、一凡家中の士、貴賤を擇す學問を可致候、學問とは別に替り申義には無之候、人たる處の道にて候得者、朝夕第一に可心得候の處、眼之義の様に心得、學問不仕候而も、其分と存罷在體にか、不吟味なる義不過之候、乍去當代學問仕り申輩に、結句不學の人より劣申者有之候、其故は、此人己か才智にほこり名利の心深く、不學也と人の申を無念に存、書籍を取扱ひ、少々文學を知り、古事とも端々覺へ候て、

人を侮り己かほこる助といたし候、才智在之上に、文藝も有之候得者、能士の様に見へ候得共、實は仁義の心なくして、偏に盗人の振廻にかされはこそ、拔群不學の人には劣申候、其外は或は詩文を作り、或は書籍を翫んで、僅に日を渡る輩有之候、是は一向慰に仕迄にて、何の益にも無之事に候、各へ申渡候は、右之通の義共にては無之候、學問は右申通りの人たる所の道にて、人と生れたる者是を知らず行す候ては、ひとへに禽獸の分野にて候、然者朝夕の衣食よりも急用成義と可心得か、扱其修行の法は、身心の工夫とて、心の邪正、身に行ふ所の善惡、是等の吟味を致し、心を正しくし身を治めて、古之賢人君子にも及ひ、又は其人の心次第にて、聖人にも至る道にて候、先學問は如斯之譯にて候、此外に學問といふもの無之候、心得申事肝要に候、然者書を讀候而、古之聖賢の御言葉を種として、心身の工夫をせんためなれば、小學四書近思錄之類を熟讀いたし、餘日あらは五經などにも及ひ、其理を尋ね、一句も今日の上に引受て、ことごとく修行の爲に致し候こそ、まことの學問と可申候、殊に四十已上の人は、精力もすくなく候

得者、小學四書近思錄斗に能々口、其段は氣根次第にて候、六七十より八九十は、大かた老衰と致すものにて候得者、大學論語迄にても、又は大學の一冊にても、自分に熟讀いたし、其外は人の物語にて聞候ても同事に候、學問は必しも文字の上に在事にては無之、一日成とも命のうち、此邊を悟候て相果候は、生たる甲斐可有之候、百年存命候とも、無學にて人たる道も不存候は、何の益なき事にて候、されは志ある士は、勤學油斷仕ましくにて候、一父母に孝順をつくし、兄弟には友愛を專とし、親族は遠類たりといふとも、筋目を違へず、ねんころに申通り、傍輩にはたかひに信を本として、心底に偽を挾ます、家木には憐愍を可被加候、是等は肝要の義にて候間、常々心懸尤に候、右申通り學問を被致候得者、聖賢の書みな是等之全義にて候、某か口舌を費に不及事候、一家中之士、常々おこたらず節義を嗜可申候、一言一行も、士之道におゐて不僉義なる事不可有候、節義の嗜と申候は、口に偽をいはず、身に私をかまへず、心すなほにして偽なく、作法亂さず禮義正しく、

上に諂す下を慢らす、己か役義をたかへず、人の患難を見捨す、甲斐々々敷頼母敷、假初にも下さまのいやしき物語悪口など、詞の端にも出さず、さて耻を知り、頭を刎取とも、己かすましき事はせず、可死場をば一足もひかす、常に義理を重んじて、其心鐵石のこくなる物から、然も溫和慈愛にして、もの、哀を知り、人の情あるを節義の士とは申候、平生心懸なく、うか／＼と日を送り候は、古人のいはゆる醉生夢死に候はすや、

一士は右申通り、節義を嗜、人物貞信にさへ候へば、世話にて立居振舞不調法にて、物言悪敷候とも、士の疵にて無之、少も不苦義にて候、當代の士は、多くは貞信に無之、心ま口ひにさとしく、世話賢く、立居振廻不見苦候ゆへ、己か才智に飽迄自慢を致し、貞信なる者を却而初心なりと見下し、其外既輕薄成輩有之、其内に剩口初にて、様子靜に取繕ひ、能人からに化たるも有之、ま、不功にてうわみに見ゆるも有之、色々かわり候得共、みな同様之人にて候、箇様の人才智有のみならず、血氣にてこそ候へ、似合に勇力もあるゆへに、我は己か役義或は傍輩の事に付、苦勞

なる義をも、己か名利の頼有之うち、身に引受て精を出す物にて候、それゆへ頼母敷人柄の様に見へ候得共、元來佞人にて、一筋に義理を守る心なく候故、大事に懸る節は、必時の模様を見合、眞實の志しはなき物にて候、一命を捨、専度の用に立申義などは存もよらず候、某か家臣にも如斯の人有之候哉、大ひに政教の妨にて候、縦は周公の才孟賁の勇候とも、珍重に不存候、又は世に結構人と稱申内に、生質柔弱にして、才智もなく禮法も不存、言行に付正しきを嫌ふて、酒宴遊興に日を送る輩有之候、是はさなりに候、悪敷人物とあらはれ候得者、前の佞人よりは憎からず候得とも、某か政敵を破り申所は同事に候、此兩様の人の行ひに似候はぬ様に可被相嗜候、

一家中之士別而禮讓謙退を本とすへ候、昔文王は鰥寡をも侮らす、賤しき賤の男賤の女をも侮り玉はす、その頃天下を三分か二有ち給ふて、聖人にて御座せとも如斯に候、増してそれより以下の者、如何様の賤しき者をも侮る心不可有候、殊に士はいつれもおとる事は無之候、時の仕合、貴賤のわかちはあ

れは、其差別は元より可有事に候得共、然は迎、己か賞に奢候得者、事を輕しめ人を侮り申體は、淺墓に見苦敷義に候、譬は參會の節、人を上座に進め、己は下座へ謙可申候、何程位列違ひ候共、式代もなく、上座へ上り申事、用捨不可有候、一往も二往も辭退に及ひ候て、其上は兎も角もに候、路次を通り候節も、此方は人を除け、ひとは此方を除け候こそ本意にて候、己か供廻り多にまかせ、勢ひさかんに振廻候て、小身なるものに無禮仕事有へからず、左様の節は、大身なる者は諸事引さけてこそおとなしくも見へ、尤に聞へ候、此段は別而家老頭分の者、その外家中の歴々心得可有之義に候、

當代の士の風俗、質直朴素の氣味すくなく、外見ま出さり身を豊に持なし候、我同列の者、又は下輩之者に對し候ては、高位に取繕ひ、偏に飭たる木人形の如く見へ候由承り及び候、箇様に六ヶ敷執成候は、餘程苦勞なる儀に候、それも士の作法に叶ひたる事に候は尤に候、士は分限より身を引さけ候て、諸事のしかた無造作に、形を繕ひ身を飭候心なく候こそ本意にて候、つたへ聞、周公は賤士にても來といへは、かな

らす對面し給ふ、髮結ひ給ふ時も、人來れば髮半結て手にて握り出給ひ、食し給ふ時人來れば、口にある食を吐て出給ふと也、時の天子成王の叔父にて、天下の攝政にて御座候とも、勢を忘れて形にかゝわらず、如斯無造作なる振廻成にしそかし、況少の所帯を持て、尊體の振廻を致すは、偏に井の内の蛙にて候、昔よりして和かん共に、世間を廣く見て人情を能存候者、いつれか箇程に六ヶ敷執成たる振廻候哉、某か家得たる者は、諸事無造作に繕ひなき様に可被致候、一昔孔子の門人子游魯の武城の宰と成し時、孔子能人得ぬること尋給ひければ、澹臺滅明と云もの有、路次を行に本道よりして、終に近道を行す、公用にあらされは終に某か家に來らす也、是を以て能人と定しとなり、古人の風義如斯に候、是式の義に候得共、此兩事にて、滅明か心留正しく大様にして、身の便りを求めず、才節を專とせず、己を枉て人に諂ぬ處あらわれ候、今時箇様の者候は、鈍成振廻の様に可申候、又人の頭として、其下の者吾方へ公用の外付届無之候は、こゝろよからず可思慮、道孔門の學者とて、是を以て稱美するにて、子游か公成心の程も知ら

れ候、如^レ斯にてこそ、下の賢否も有様に知れ申筈にて候、箇様の義は、何れもとり／＼に限なきやさしき事共に候、某も論語を讀候て、此所に至りては、大形成涙を押へ候、某家臣たる者は、家老頭分は子遊を鏡に致し、諸士は滅明を手に可^レ致候、させる事なきに、家老頭分たる者方へ音問無用に候、可^レ有懸りの禮をつくして可居る、家老頭分たる者も、下の追従をよろこばざる心得肝要に候、何歟筋目有^レ之親き者には、自己の志は尤に候、某に替りて人を撰候節は、親疎の構なく、其者の平生の行ひを考て、善惡を定るは、家老頭分たる者の役に而候、元より依怙最負は士の仕義にて無^レ之候得共、萬一左様の仕方有^レ之候、[◎]尤急度可^レ遂^ニ吟味^ニ候、能々可^レ有^ニ心得^ニ事、一當代の士の寄合を聞及ひ候に、多くは賓主共に禮義不^レ正、譯もなき事とも口にまかせ聲高に笑ひ罵り、又は人の嗜好色のはなし、或は醉狂し或は小歌三味せん、座上に廻りはやす族も有^レ之よしにて、是等は一つとして士の作法にて無^レ之候、偽に下郎の寄合にて候、士の交りは禮法正敷、一言申出候とも、跡先をふまへ、多くは古書の穿鑿、義理の物語などをこの

み、かりそめにもそらかたる躰も不^レ致こそ本意にて候、然者として、心安なとはたかひにくつろき打解て語る義は格別にて候、其内にも不行義成と、作法正しきとは差別可^レ有事に候、家中の士とも寄合候節々、右之心得可^レ有^レ之候、一家中の士武備を忘れ申間敷候、武備とは分限相應に人馬其外入用の道具所持致し、射騎劍法の技術不案内に無^レ之候様に稽古可^レ有候、但其道の師をいたすもの、外、餘り精く相究候義は無用に候、不斷手馴候様に可^レ致候、軍法は常に僉義可^レ有事に候、但軍中の法令は、内々定置候通りにて候、平生被^レ致^ニ承知^ニ、戰場にかけて失念無^レ之様に可^レ被^ニ心得^ニ候、一武備を忘れ不^レ申は平生の嗜にて候、常躰に馬分、口なし罷在候て、然も其心得可^レ有事に候、然るに我こそ武備を不^レ忘迎、其おもはく致し、爲^レ差事もなきに時革候て、異船に見へ申者有^レ之候、是等は血氣にかされ、一向に落着なき躰にて候、却て未練の士と可^レ申候、武士の嗜は心に有計にも[◎]仕方に有事には無^レ之候、されは能士は姿物云却而和に、少の出入には心を掛す、大形は堪忍を專と致候ゆへ、心をくれ

たる様見へ候候得とも、死すへき場に至りては、血氣時革者に少も口られず候、一旦の血氣にては、下郎さへ死する習ひに候得者、まして士の死ぬるは不^レ珍事に候、最期迄も取静て、常々の心の如く、聊もせきたる氣色なく、一際潔く見ゆるこそ、士の最期下郎と違ひたる所にて、大形は武備を心懸け候得とも、血氣におかされ候間、その用心可^レ被^ニ致候、一父母兄弟妻子等死去致候節は、葬送の禮法、古の聖人定め置給へりといへとも、今急に取行ひかたく候、追而よろしく相斗ひ可^ニ申出^ニ候、先其内は僧を頼候とも、火葬停止に候ま、其方急度相守、口に不^レ寄死去かくし候は、一統に火葬に取置可^レ申候、相背候もの有^レ之候は、急度可^ニ申付^ニ候、一父母親族等死去の節、喪服の月數は、聖人の御代には、父母は三年、其外兄弟親族にも、それ／＼に制法有^レ之候、某か家臣たる者、後一統に聖人の法の如くに喪服相勤申候様に致度候得共、是又急に取行かたく候、時節を相待可^ニ申出^ニ候、其内志有^レ之、三年の喪其外の喪も古法の如く相勤度く願申者有^レ之候は、珍重に可^レ存候、其外は父母に五十日、兄弟親族にも俗

令に定置候通可^ニ相勤^ニ候、若不行義成躰承候は、品により急度可^ニ申付^ニ候、古は喪と云はかならず聲をあけて泣悲にはあらず、引込申内は酒をも飲まず、女色に近つかず、なげきの心意にて、ものこと穩便に相慎、就^レ中父母の喪は一代の大事にて、是に過ぬ悲に候、その故は、父母は骨肉を分し親有^レ之、吾身の出来し本に候得は、吾身より大切成義に候、其上襦袢の内より膝の上に撫育せられて、成長の後も、二六時中忘るゝひまなく、衰成迄にねんころなる心持、泰山より高く滄海より深く候、それにはなれ候は、十方を失ひ諸事打捨、唯一筋の悲に心腸致傷裂する程に覺へ、幾年月過候とも、名殘惜きは止み候へきや、然るに當代の風俗、其砌は哀傷の顔色に候得共、程過候得者、最早父母の事は打忘れて、己か氣儘を振舞、纔の五十日をさへ假令に致し、深く歎候者を見ては、結句鈍成る事の様に申、箇様の義に氣のよわきは士の法にはあらず、女童の心なと、譏り候、放逸無慙の行狀には、無^ニ是非^ニ風俗^ニ歎とも餘り有事に候、今友達杯の内、介抱を得、志深き者有^レ之候得共、それも父母の恩愛には、日を同く語らぬ事にて候得共、慇懃の禮法

を述心にも忘れかたく存間敷候なり、まして父母には如何様の報恩を致候而もつきぬ事に而候得とも、父母の情餘り深ふして、其僉義に不_レ及候ゆへ、其義は無_レ候ても、餘波を惜み泣悲候は、子たるもの、心、恩を思ひ情を感じて、何共しのひ得ぬ故に候、死たる人に益の有となきとのせんさんくに及び可_レ申には無_レ之候、又武士は戦場にかゝつて、親をうたせ子をも討せる習ひに候得者、左様に心よわきは武士の法にあらずとの申分こそ、尤成かこつけにて候得共、是程の事にさへ言を知らずしては、君の恩人の情思ふへきとも不_レ存候、何程氣強にして、武士の情に叶ひたると、己こそ可_レ存候得共、一向に頼母しからぬ士にて候、又兄弟は幼少より一所に育ち、一日も相はなれず、左右の手の如く成ものにて、親につるては、誰か兄弟程の親しきものは候半や、其外の親族も、何れも筋目にそ口はこそたかひに恩愛もあり、平生申通りに候處、相果候ては、一向に歎之氣色もなく、残念に存せさらん人は、平生眞實ならぬ心の程も知られ候、尤はつかしき事に候、

き罪科有_レ之候を、能々承知仕候とも、親しき者として申出候は、士の法と者存間敷候、且又一門のみならず、平生別而咄し申友達の内にても、是又同じ心に不_レ存候、但左様に國法を背不忠之ものを強て隠置、才覺を以て罪をのかれ候様に致候は、様子承り届、罪に可_レ申付候、若又叛逆の巧等致候歟、何歟國のさわきにも成、某の大事にも成候程の義は、國にもかまわす某にも思ひかへ、見遁し置候義は不_レ可_レ然候、其段は某か申付候に不_レ及、各の了簡に可_レ有_レ之候、それ程の義にても、子として父を申出候と同じ心に不_レ及、君父は義理の重き事、何れもおとらぬものにて候、忠孝は欠かたき事に候、其事の品により、とき草庵により、子たるもの、了簡の可_レ有_レ義に候、一筋に申かたく候、縦父母兄弟たりといふとも、罪人をは申出候様に相定候こそ、某かためには宜候得とも、士の風義は左様の仕方はあらは、都に某か心底各の義理を立られ、枉て某一人に忠節を被_レ致候へとは努々不_レ存候、某に背きけれ候てと、各の義理さへ不_レ違候得者、某におゐて珍重に存候、

一家中の士、常々寄合の料理、内々定置候通一汁一

菜、それも成程能相に越たる義は無_レ之候、鹽梅取合の能惡敷は、挨拶にも及間敷事に候、士の寄合極候は、互ひに親しみを求め、をもわくを述、異見をも聞て、語りなくさむ爲斗に候、馳走とは亭主の禮義を調候て、念頃に饗應するこそ可_レ申候、當代は馳走とて、料理を取分、坐上の物數寄杯にこゝろをつくし、隙を費して何の爲そや、心得かたく候、北條時頼ある宵の間に、平宣時を呼なし事ありしに、頓而と乍_レ申、直垂のなく、兎角致候程に、又使來て若直垂のさふらはぬにや、夜なれはことや成共兎角と有しか、尤なへたる直垂の内々のまゝにてまかりたりしに、銚子に土器取添て持出て、此酒を給ん事さうくしければ申つるなり、肴こそなけれ、人はしつまりぬらん、さりぬへき物やあると何國迄も求しきたまへと有りしかは、紙燭さして隔て求し程に、臺所の棚に、土器に味噌の入たるを見出して、事足りなんとて、心よく數献に及て、輿に入らせ侍りきと、吉田の兼好か徒然に書のせ候、時頼は其頃天下の執權職にて、簡様に無造作にして、身の榮耀なき振舞、是に過たる事や候へき、比類なき殊勝の義に候、時頼程の人、簡様の例申、

異國にも承り不_レ及事に候、土器に付たる味噌をなめて酒を飲事は、今の世には下郎さへ不_レ仕事に候、まして少の所帯を持て候者、思ひもよらず、少し有酒をともに飲んとて、はやくも思ひ付て呼れしをば、宣時も嘸嬉敷思ふへく候、すへて人に物ををくり候にも、又は振廻候にも、不斗思ひ付て手軽く致し候こそ、誠の心さしはあらはれ候、ことく敷取繕ひたるは、輕薄に面白からず候、友達の交りは、たゞ禮正しくして、しかも自分親み有こそ、幾致も絶ぬものにて候、宣時か夜ともいはす、直垂とか求しを、おそきとて、はや出しはかつて、其儘まかられよと言をこせられしにて、其儘の風俗は、假初にも作法正しき事を知りぬ、また時頼の銚子に土器を、自身ともて出られしにこそ、是に過たる馳走や有へき、さてなくてこそあれ、直垂着てかはらけの味噌をなめし宣時か行狀、疑ひなくやさしくをほへ候、人しつまりぬるを、おこさゝりしも、下をいたわりし分野に候、士の交りは今とても、簡様に有度ものに候、

一家中の士、綺羅を好むへからず、武具馬具太刀かたなも、用に立を專に可_レ仕候、拵仕立も成程能相に可

仕候、まして常躰の表裏、如何様にても不_レ苦候、兎角鹿相に越たる義は無_レ之候、但貴賤によりて衣裳の式は別紙に定置候、

一家の作事不_レ可_レ好、畢竟風雨さへ覆ひ候得者、是又鹿相に越たる事は無_レ之候、但分限により家の大小は格別にて候、

一衣食住の外、武士は武器馬具は用意なくては叶はざるものにて候、其外は常に用ひ候器物は格別、それも用に立ものまでにて、結構成は一圓入らざる事に候、譬は織物茶碗等の類多く集め持候は、何の用に立申義に候哉、世に交る習ひに候得者、少は不_レ苦候得とも、それも一向に構わす候はんは、結句心口さ方に存すべく候、

一家中の士、勝手續申様に、諸事分限相應にいたし、諸納の分量を積りて、金銀のつかひ用を加減致し尤に候、親族等に貧窮なる者候か、又は他人にても、存知の者の内に迷惑いたす者候は、見捨かたく候故、左様の義にて自分の勝手悪敷成り候は、結句奇特に存候、左様の所不届にて、勝手能候ても、士の本意に無_レ之候、右之趣にて勝手調はす候ものは、様子を承

り届、幾度も續候様に取斗遣すべく候、其外不慮の仕合にて、勝手損申候は、是又格別に候、其時に當りて相談可_レ致候、此心得は頭分の者能く承知致し、自然右兩様とも、勝手迷惑致候者候は、早速可_レ申聞候、延引候は、不届たるへき事、

一古より四民とて、天下の人を士農工商の四色に分ち置、それ_レに司とる附の職を申事にて候、然に農は耕作を勤て米穀を出し、工は或は梓匠となつて室屋をかまへ、或は陶冶と成て器物を作り、商は賣買を營て有無を通し、此三民にて天下の用を宜し申候、儲義理と申もの一つをば、士の職と定申事にて候、此義理と申もの、道もなく奥[◎]なきものにて候故、彼三民の所作とは事替り候、急度司とる人有、定不_レ申候ても、其分の様に候得共、此義理の筋目、天下に亡ひ候ては、人に廉恥の心なくなり、互に相欺、互ひに相掠、おのつから畏れ憚る所もなく、終には子も父を父とせず、臣も君を君とせず、大亂に及び申事に候、それ故に士と申者を立て、義理を守らせ、彼三民の上に置申候、平生はあそはしめて居ながら、百姓町人を思ふさまに押下け候得共、彼等も恐れ敬ひ申事は、職と

する所の高きゆへにて候、然る所に當代士として、飽迄に利欲にふけりて、深く金銀を貪り、町人等に對し、權柄を以てものを押かすむる輩有_レ之候、或は馬を好み、道具を數寄候躰にもてなし、時の利を心懸候者は、さながら取賣伯樂の仕方にて、是者左右の僉儀に不_レ及候、それ程にこそなく候得共、大方己か勝手を專にして人を損ひ、諸事に付、身勝手に振廻候者多候、箇様の人は、利害をのみ勘辨いたし候故、義理の方には必疎きものにて候、利にても害にても、そこに心置すして、一筋に心のまゝに行ひ申にてこそ、義理は立申候、されは義理にさとき者は利欲に疎く、利欲にさときものは義理に疎し、義理にさときを以て士とし、利欲にさときを以て町人とす、士として利欲にさときは、一向に交られぬ事にて、義理にうとかるへきと推量り候、元より利欲の事をいろうすして、いさきよき振廻せん爲にこそ、君より常々祿を給るにてはなく候哉、さらは又名字を捨て弓矢を折て、秤睡を腰にもせず、其儘士のさまにて有ながら、町人の所行は心得かたく候、むかし公義休と申者魯に仕へし時、其家に菜園あり、葵を喰てむまく覺ければ、即時に植

し葵を抜て捨る、又家にて織りし布の能を見て、機織りし女を追出し、其機をやき申候、扱申候は、士たるもの、家に、衣食を作りなは、其れを業とする人の、いか、して其利を得て生理とせんやといへり、其身魯國の執權をもしけり、都而祿をはむものは、下民とあらそひ、利事にか、はる事をいましめけると也、今某か家臣の面々、日來それ_レ相應の祿をあたへて、國中の百姓町人等、假初にも慮外致さる様に堅申付候、然る上は利欲を捨て廉恥の行ひを勵し、百姓町人に對し、聊も恥しき振舞なく、公義休か昔をしはるべく候、尙又くはしく穿鑿をいたし候て、都而利欲と申ときは、金銀に限らず、所詮己か手寄を求むるは、皆利欲に而候、同じ様の事を取行ひ候ても、私の手寄を以てすると、公の義理を見て行ふとは、一念の上にては、毫釐のたかひにて候得共、畢竟君子小人、王霸治亂のさかひも、是よりわかれ候得者、末は千里のあやまりにも成申候、さるによつて義理の辨とて、先賢も委しく議論をあらわし、是を肝要之事に沙汰し置れ候、各其書をよんで其義を悟り、無_レ油斷工夫可_レ被_レ致候、事永く候間今爰に

致三省略一候

上杉侯政事之大略

大臣讒訴仕置之次第

國家老	千五百五十石	千坂	對馬
江戸家老	千石	須田	伊豆
國家老	千六百五十石	色部	修理
侍大將	千石	長尾	兵庫
同斷	千四百石	清野	内膳
同斷	八百五十石	芋川	縫殿
右七人讒訴		平林	藏人
國家老	千石	竹股	美作
小姓頭	千石	菰戸九郎兵衛	
膳番	三百石	倉崎察右衛門	
手水番		木村	文八
小姓		志賀	八右衛門
同斷		淺間	登理
右六人忠臣			

一千坂以下七大臣申合、竹俣以下六人を讒訴せし意趣は、以前森平右衛門權威を取候節、千坂色部兩人は家老、須田は侍大將なれ共、平右衛門を取除可申力も無之、國內竹俣美作一人憤激し、一命を投うち先至て直諫し、平右衛門を誅戮するに依て、國中安堵す、相繼先主隱居有之、當主家口有之、兩主共に美作忠誠を感し、政事を被任、益忠力を盡し、國中追日安然に相成候に付、家中町在に至るまで、一統に美作を大切に存す、依之千坂色部須田三人、平右衛門時分より手を束ね居候を、美作に忠義をこされ候所を甚残念に存す、就中須田芋川は一拳有之ものにて、美作を取除、權威を振ひ度存念にて、外五人を是非にかたらい、連判を以て訴狀を認め、六月廿六日未明に、七人本丸に登城し、主人に目見を致し、右一通を披露す、其一通の大意は、美作元來邪智佞奸成ものにて、菰戸以下五人の者を忠臣と稱し推舉いたし、上をくらし下を欺き候に付、國內人民たとへて申さば、十萬人の内九萬九千人上を奉恨候間、早々美作已下五人の者を被退候やうにと申達、右の義許容無之内は、我々退申間敷候間、是非の論に不及、即座に御

答を承度段を申達す、當主被承之、何も大臣一同申合申間候事に候へは、定て卒爾の筋にては有之間鋪候へとも、訴狀の旨をも披見可致と有之、箇條の次第を一覽被致、扱七人へ被申聞候は、先以大臣相揃、自分爲を存候由にて、如此微細に相認見せ申處不淺事に候へとも、全難問を申にて無之候へとも、自分年若にて、得承知不致筋も二三箇條相見へ候へは、是を尋申にて候、先第一文武の世話をやき候事は、當時國政の急務にては無之段を相認候、此箇條不心得心候、文と申は上下に孝悌忠信の道を教へ申ことにて、家中の者に忠孝を教不申候ときは、我等幾千人の家來持候ても、夫を召連公儀の御用可相立やうも無之候、當時武と申は、銘々帯ひ候太刀刀を遣ひ習ふことにて候、未熟にて身に添候は、道具も用立不申候、然時は是又幾千人の家來を持候ても、大事の用には立申間敷候、夫を召連候て罷り出候事は、みな御上の御用を可相勤爲に候處、右の通り御用にも相立不申候ときは、何を以大名の職分相立可申や、我等身柄にては、文武の世話を致し候より外に、上への奉公も無之事と、常々心得居候、已に公

儀の御法、今の初筆にも、文武忠孝を勵しと御認有之ことは、何れも如何相心得候事にて、文武の世話をやき候ことは、當時政務の急用ならずとは申間候や、扱美作奸佞邪智の由を申間候へとも、元來難立行はとの當家の難澁に候處を、美作政事に任し候てより以來、何とか振廻しも相成候て、上下安堵するに至り候なれとも、今以美作へ加増恩賞とても不申付候、やはり以前のまゝの貧究にて、大臣の身分難相成骨折もいたし、日夜政事に苦勞いたし候ことは、現在諸人も見及ひたる事にて候、奸佞邪智の所行は何を以て證據に致し候や、且又推舉の者共、皆々自分爲に不相成もの、由を申間候、乍然久々手元に召使見申候處、何れも常々正直に物事申聞、曾て諂わるやうなる筋に相見へ不申候、勿論只今迄何れもより申間候ことの過失も仕出し不申候、扱又當時諸士ともに至るまで、山野に罷出、鋤鋤を取候事、武士の本意を失ひ、古來の家風をも損し候段を申間候、成程家中豊饒にて候は、自然にケ様成義存立間敷候、畢竟多年來不政事に付、家中上下貧究に相成、町在も衰微いたしたることに候へは、無據自分を始省略いた

し候に付、諸士ともに氣の毒に存し、如何やうに致し候て成とも十五萬石を持こたへ申度存候より、我も我も深切に存立候ことにて、是を武士の本意を失ひ、家風を損し候と申事難心得候、左候ときは、武士と云者は、主人の家風は取行ひ不申候とも、銘々の自分のみ持はり申候て、安然として居候か、忠義のやうに相聞へ、何分合點難致候、且又惣て自分家督以來の政事盡く僻めにて、下民心服不致候と申と、尤難心得候、子細は、自分家督の政事は、最初より其度度其方達の相談申聞、何も尤の由を申聞候に付、諸大臣連名を以て、下たへも申渡候ときは、何故に諫書をも不申聞、只今まで其分に連名を以て下へ僻事させて、我等恨み候まで等閑に致置候て、十萬人か九萬九千人まで納得不致候段に、自分一己の非政と申聞候や、差當り右の箇條何も得合點不致候間、此義を得と申聞候やうにと有之るときに、七人一同に行詰り申候て、一言も出し不申候て、須田芋川、其段は誠以我我不心得にて、不調法成義をふと書加へ申候段を申達す、主人被申候は、大臣申合申聞候ことに候へは、不調法成義は有之間敷候、是は自分年若故、得と不

吞込にて可有之候へは、猶又箇條をも熟覽いたし、新御殿先主大炊頭殿のことも御相談を致し候て、返答可申聞候間、今日は退出候やうにと被申渡候處、一同に承知不仕、是非御即答を被仰聞度相願候、其申條は、理非の義はともかくも、我々大臣七人一同に申上候義に御座候、然處御許容不被下候へは、一人の美作に、我々七人を御見替被成候にて御座候、餘り御情なき御義に御座候へは、何分にも只今御許容を蒙りたき段を申退出不致、此故は七人のもの存候は、只今までの政事當主若年の義、決して實心より出候ことにては無之、美作並に五人の者助言を以申出候とのみ心得候へは、七人大臣申合手強く申達候へは、定て承知可有之と存候て申出候處、當主にて以の外の難問、案に相違いたし、常々溫和なる主人の氣象見込違にて、急と申候に付、最はや此場を去候ては不參ことと覺悟いたし候て、右のとうり不法なる申分を致候こと、相聞候、
右の通り七人申出候に付、早速先美作以下五人の登城を指留被申、但家中町人美作登城を被指留候に付、是はいか成事とて、かたつを吞罷在候由、

扱七人即答を願退出不仕候に付、然らば相待候やうにと有之、先主を本丸へ被相招、右の義を相談有之處、先主には殊の外不興被致、七人の者共大臣の威につのり、即答をせかみ申こと、不埒千萬なることに候、是非を差置、先七人の者とも急度被申付可然段を被申、當主達て佯言有之、何を申ても大臣とも義、吟味無之候て裁許は難成候間、ともかくも先退出仕候やうに被仰付被下度段被申達、依之先主被出、七人の者とも何分當主了簡も有之へ候間、先退出可然段を被申渡、依之七人の者と無是非退出致す、但此もはや後悔に存し候者已有之候由、右のとうりに付殿中索老眠一人も不相詰、依之六人年寄とも不殘被呼出被申候は、明廿七日早朝に急に可申談子細有之候間、諸奉行諸頭惣登城仕候やうに被申渡、廿七日早朝、諸役頭不殘登城の上にて、當主出席對面有之、右訴狀を被見被申付、群臣一同にけうてん致候て、一言をも不申出、其とき當主被申聞候は、七人の大臣連判を以申聞候事、卒爾なる義にても有之間敷、何も如何存候や、此書面のとうり我等家督以來非理にて、美作并に五人のもの奸佞邪

智なる者にて候や、毛頭無遠慮可申聞候、此節いさ、かも伏藏いたし不申聞候は、不忠第一たるへし、我等非理のことも有之候へは、勿論明白に可申聞と有之候とき、大目付三寄配頭上座より申達は、扱々驚入候義に御座候、御家督以來の御政事不宣と申ことは、一向夢にも存掛不申候、美作五人の者を不忠と申こと、何以て申上候ことに御座候や、御國中十萬人は十萬人、一人として御政事を難有不奉存者は無之義は、上下萬人の耳目にも、常々歴然たること御座候、然らば我々存候の士人の申上候處とは、天地黑白の相違に御座候は、何れとも可申上やう無之段を申達す、諸奉行諸頭一同に、右の存念一人も別心無之段申達す、當主被承、何も一同に申聞候上は、其旨を以是非を裁許可申付候、付ては何れもを急に召出候ことも可有之候間、其意相心得退出可致由なり、七人の者は昨朝退出後、一同に病氣の段を申達登城不致、廿八日廿九日も同斷也、依之廿九日暮前に、諸頭を召出し、被申渡候は、存る旨有之間、明朔日早朝、諸組の頭銘々支配の内より武士三十人つゝ、登城可致候、但老人の者病人を除き、

達者なる者計召連候やうに被_レ申渡、七月朔日拂曉に、諸組一同に登城仕、其上にて美作並五人のもの登城有_レ之やう被_レ申付、早速登城仕、當主下知有_レ之は、本丸二三の丸の門毎に、侍三十人足輕三十人宛番を被_レ申付、出入を被_レ改、城内一間毎に力士三十人つゝ、居番を被_レ申付、外の侍七百人本丸のりよう口手の内に相扣へ罷あり、指圖次第、何方へも罷出候相心得可_レ申付也、

但廿九日夜中、ひそかに被_レ申付、領分界七口番所へ二三十人宛被_レ向、他所より入者を改、内より出者は押留候やうに被_レ申付、外に八十人被_レ申付、二三十つゝ引分れ、方々に忍に見廻、怪敷者往來せは、召取候て罷出候やうに被_レ申付、此義は後日に相知れ候也、當日は誰も存者無_レ之、

七月朔日、城内右のとうりに付、家中の倅共次男共は、皆々衣服を改め、銘々の門前に立番を仕る、何事も有_レ之候は、登城可_レ致存念の由、誰も申渡は無_レ之候へとも、一時申合せたる如く、右のとうりの由、町町にては長々火の元の慎銘々申ふれ、何となく相愼候ことに候、七百人の武士共は、何方にも下知次第罷

右に同し

色部 修理

重職に不_レ似合、不都合成義に組し候由、

三百石減地、隱居閉門、長尾 兵庫

同斷 清野 内膳

同 平林 藏人

不都合の催に應し、未熟の存念の由、

七月二日より、家中町々大雷の晴れたる如く、諸家諸向^賣買如_レ平生無_レ滯、何の風情も無_レ之、三四日過候て、當主馬廻り三十人餘りにて、いつもの如く城下邊野狩に被_レ出、此節人心も如何に候へは、今暫御見合の方も可_レ有_レ之やと、大臣とも申達候處、當主被_レ申聞は、自分仕置無理なることゝて、恨み候もの有_レ之候は、夫は其者の心得違なり、不_レ及_レ氣遣とのこと也、數日過候て、須田芋川兩家來とも路頭に迷可_レ申間、相應々々に輕くも召遣ひつかはれ候やうにとのことにて、足輕組へも入、侍分以下の者は、願の通在所々々へ罷歸、勝手次第に安堵を被_レ申付、惣て七家の家來とも、此度の主人々々の存立は一向不_レ存、妻子にてさへ廿六日登城申出候て、承り驚入候由、依_レ之右家來一人も咎めなし、

向ひ、必死の奉公を可_レ仕心得口居候由、尤嚴重に相愼み扣居候由、七百人の武士ともは、何方へも下知次第罷向ひ、必死の奉公を可_レ仕段被_レ申渡、七大臣も追追の沙汰相聞候や、最早必死と覺悟の體にて登城仕、二の丸門口にて供の家來不_レ殘押へ止む、主人と草履取はかりにて、本丸へ罷出る、主人に力士三人宛左右に相添ひ、殿中に入候へは、銘々の末席に屏風を仕切致し、大小を預り内へ入る、力士十人つゝ番を仕、七つ時に大書院へ家老美作以下諸役の諸頭盡く列座、上の間に主人着座有_レ之、一人宛召出し、直に被_レ申渡、其大略は、大臣の身分、第一家中の無事を可_レ存所、虚言を構へ無筋なる義を申つゝのり騷動を企、其上七人同様に病氣と申立致_レ不參、數日役所を明け、政事を妨げ不_レ憚_レ上言語同斷の致方不敬候、仍_レ之仕置申付候、併大臣共之儀に付、自身申渡候趣也、何れとも奉_レ畏候段申達す、

切腹斷

須田 伊豆

右に同し

芋川 縫殿

此度讒訴の頭取たるを以て、如_レ右の由、

半地召上、隱居閉門、千坂 對馬

右は安永の頃、上杉彈正大弼治憲公仕置の次第、隱密に借り寫置也、

上杉家々臣格式大略

一分領十四家

家領老侍大將に任す

一侍組九十三家

是人侍大將家老にも任す、惣て七手組と稱す、

大小姓領

三手組

馬廻組

當勤三百人宛

五十騎組

同斷

與坂組

同斷

右三手組也、右四組諸士也、

一扶持方組

扶持方組

組外扶持方

徒士

右三組を三扶持方と稱す、卒士也、

手明組

以上都合六手組

職掌次第大略

- 一 國家老 一 江戸家老 一 侍大將 一 城代
 - 一 郷村次頭取 一 小姓組 一 奥頭取 一 大目付
 - 一 寄配頭 一 六人年寄 一 留守居 一 三十八人頭
 - 一 郡奉行 一 寺社奉行 一 小道具奉行
 - 一 御預所奉行 一 町奉行 一 諸物頭
- 以上段々有之

近來政事大略

一 先主大炊頭殿時、森平右衛門と申者は小姓頭に任し、九年の間政柄を取る、此もの姦佞を以て主君を暗まし、國中衰微し、上下騒動に及んとす、侍大將の内竹侯美作憤激し、主君へ忠諫をす、め、平右衛門を誅戮し、國民安堵す、其後家老に任し、日夜忠勤を盡し、君の仁政を助け、今年十年にして國中悉く悦服す、先君の末に、儒者細井甚三郎を進め、君前に於て一統に聖道を講習す、先君過を悔ひ、噫退の被相願、當主彈正大弼殿の家督を被讓、當主天性學術を被好、上下儒道を講習し、家中一統に忠義を存し、己々の奢を止て國用を省き、主君を安全に國を被保、公義の勤

を被取續候所を專要の忠勤と存す、

明和中、西御丸御手傳を被相勤、其後國中旱魃、其上明和九年江戸大火、兩屋敷類焼、依之國用困究、上下萬民愁苦言語に絶す、

大火の年三月節句、甚三郎米澤に有之、當主は當日は二丸内法音寺と申祈禱所へ被出、諸學生を集め詩會有之、晝七つ時に、江戸大火兩屋敷類焼の注進有之、美作は左のみ驚たる體もなく、江戸の火事は不斷の事にて、類焼は諸家一統のことに候、焼は又々直立し可申候、先生は私宅に御來駕可被下候、寛寛可御相談と申、靜に立別れたり、

當主殊の外愁て、其夜は膳も不被參、角にてに家中并に萬民、年來の困究を憂む傷み居る處、又今やうの大難至りては、いつか下を恵み可申とあり、仁政は彌不相成一事やとて甚た愁傷有之段を、甚三郎承て、明四日早朝に麻上下にて登城し、御祝義に罷出候段申達す、諸大臣一同に怪之、當主早速對面有之、甚三郎謹て、箇ほと目出たき義は有之間敷候、是は上杉の御家御富饒に被成候時到來仕候段述る、如何なる存念との尋に、有子細を備に述る、依之當主に

も初て安心なされ、朝膳を被參、

一 其砌籍田の古法を以習ひ被申を、城南野外に一町餘りの田を、御手作場と被定置、扱當主祖廟參詣有之、諸大臣以下、儀式の主供奉す、夫より直に右手作の場へ被參、禮服のま、當主自身右泥田へ被入、田を三鍬すき被申、大臣以下一同に泥田にひたり田をすき、終日祖廟へ被備たる神酒を、此處にて頂戴有之、諸大臣以下一統に頂戴仕る、右手作場の小姓の内佐藤文次郎と申五十餘になる男、願を以被預之、文次郎當主の名代として、自身耕作す、主君秘藏の乗馬を借請、自身蓑笠を着し、をこやしを付運ふ、秋になり實入宜く出来、右粉を國中の民に種米を賜る、是より國身震ひ動きて、一人として農業を怠者なし、一其侍組より三扶持方に至るまで、大臣小姓數十人願出、御手傳仕度由にて、人々みのかさを着し、鋤鍬を持山野に出て、多年荒田に相成たる分を起し返す、一年して城下五六里、田面は荒田一箇所もなく起返す、當主諸老臣と、もにみのかさを着し、鞋をはき、常々耕作場を巡見有之、大臣手酌を以て目通にて酒を賜る、酒樽鏡を自身長刀の石突を以てうちわり、諸

士に酒を賜る、

又諸士城下より七里山の奥庄司平と云險阻より材木をきり出す、家老美作自身見分に參り、其身も廿五日の間、筵菰の上に寢臥、諸士を勵まし、廿五日の内に、大木一萬本伐出し、大山をくりおこし、會津領津川と云處より川下けに致し、東海を積廻し、江戸兩屋敷の材木とす、會津侯にても、米澤諸士の忠誠を感じ、津川通に被申付、筏さしつかへ無之やうにと、深切に下知有之、其後諸士追々江戸表に罷上て作事を手傳、土沙を荷ひ地形を築き、難を人と交り働き、領内の百姓追々願出、江戸へ上り作之手傳を致す、他所一人を不交、大工ともを被申付、江戸に被上れ、道中八日路と被申付、大工共申合、六日にて江戸に着致す、江戸家老より兩三日は、是非休息をいたし候やうに申付る、大工とも不聞入、着致付候曉七時より小屋場罷出働く、

諸士申合、山々より石を切出し、道橋を作り池を掘り、諸方上の物入場を、作事を手傳を、石を引時は美作親子自身車の綱を曳き諸士を勵し、惣して諸士手傳場に出候者の名前を着帳に致し候やうにと被申

出、然れとも一人も名乗るものなし、今日何百人今日何千人と許り相認指出す、一年にして城下三間半に廿五間の土藏を五棟作り、始終一色法士の手傳を以て成就す、百姓にも思ひくゝに糶を持より、五萬俵積入れ、荒年の手當米に備へ、其後追々年々に積入、又百姓思ひくゝに手傳を願出、上の物を不交、諸方作事場四十餘箇所、上の入用を不取立して、又諸士町在思ひくゝ願出、桑百萬本漆百萬本、諸方空地に種を、是す又小出付と云所に百姓救米藏を被取立、十五間に三間半也、近村百姓思ひくゝに罷上、手傳を致し成就す、其上借米糶を納度由相願、五七日の内に九百俵を納、上よりもその邊荒田手傳場より出來の糶三百俵、右の民に賜り、右の藏を納む、美作自身罷出、百姓ともを褒美し酒を呑む、

一家督以來、領分百姓町人、孝弟の民は恩賞を賜る、又除地方も賜る、孝子申出こと間斷なし、

右のとうり諸士一統に荒田を起し返し、手傳を願出候時、美作感涙を流し、何れ共も左ほとまてに忠誠を相立被申候時は、御家も又々立直し可申事に候、拙者も當職のことに候へは、先一番に罷出、鋤を取可

申事に候へとも、當職の身分、一日も殿中を明可申やうなく候へは、用には立申間敷候へとも、嫡子友彌を名代として差出可申間、乍面倒世話をやき玉はり候て、一鍬をも致させ被吳候やうにと申聞る、諸士一同迷惑に存し、御家老御嫡子、我々同やうに田土へ御出候ては、何共痛入候段を斷る、美作承知不致、嫡子友彌に申付、家來一同にみのかさにて罷出候様にと申付る、美作用人美作の申達候は、御尤には存知候へとも、御身柄と申、諸士一同に簀笠を被着候は、御屋敷より直に田野に御出と申は如何存候、野外に御出の上にては御改被成方可然段を申す、美作殊の外立腹致し、一家の頭分たる其方心得違候て、左やうに申聞候や、我等の耻と申は、群臣の上に立、世祿の大臣とあかめられなから、一國の安危をも苦に持す、安間として今日を渡ること、末代までの恥辱と申ものなれ、國のために簀笠を着し、鋤を取ること、は、恥にて不可有之、夫故に當時諸士歴々御上の御爲を存、太刀刀を取手に鋤鍬を下け、山野の泥によこれ申さるゝと申は、取も不直、君の御爲に戰場に向ひ、一命を投ち候士の本心もみね、是ほと見事な

る振舞の可有之や、自分當職のこと、一番に人先の可出ことに候へとも、此節のこと、一日も殿中に不參不相成故、悴友彌を名代に出之也、諸士の尻に從ひ、せめては一鍬にても御奉公爲致申すことにて候、若年の心にて、當人迷惑に存候とも、其方諫勵可爲致ことを、頭分の身にて、以の外不了箇を申聞候とて、小姓ともより下々まで、一同に簀笠をさせ、鍬をかつかせ、城内屋敷より大町とほりを田野に出す、城下入口の大橋と申橋有之候處、雪解の大水に損し、年々物入不少し、諸士百人參り申合せ、自身遠山より石を引出し、右の橋を石に作り改む、當主歸國の時、右の橋前にて下馬有之、橋の下に手を入あけて戴き被申、扱も見事に作りたり、痛入骨折なるそと被申候て、夫より直にちにて被渡に付、近習の面御乗召さるやうにと申上ければ、諸士手作の橋を、馬足にかけて渡り初は致ましと被申聞ければ、承るもの落涙仕る、又遠在の内貧なる百姓の妻常々申けるは、男ならば人並に田野に出て、何ぞ御手傳にて可致なれ共、女の身は口惜きと也、せめて布一反にても織候て、御城の雜巾にも差上申度とて、夫ね願

ひ精進潔齋を致し、布を一反織候て、名主宅に持參、名主殊の外感し、下賤のもの獻上と申は、勿體なきことなから、是ほと志を、我等一人心に納め置へき譯なし、たとい御叱を受るまでも、御代官中まで可持出をと云、代官所に持參す、御代官も又感心して、早速城下に持參いたし、家老中に披露す、家老中感し、君前に差出す、當主殊の外感悦にて、納戸に申付、着服に仕立候やうに被申付、元來右御の者の心に織立候故に、尺も短く、殊更紅入の島にて、君上の着服可相成やうなし、右の段を申達す、當主被聞て、不苦候間襦袢ほとにても仕立候やうに被申付、依て十四五のもの、着尺ほとに仕立差出す、當主是を着用あり、其上に上下を被着て、三日の内諸士臣に對面なされたり、

一當主多年願望にて、今年始て學館を建立あり、自身孔廟の祭を被行、家老の嫡子を初、下は扶持方通の者まで、俊秀の士廿人を撰み、三年切の限を以て、學館に引越させ、書主となり、學問を致させらる、

一右學館の法式は、甚三郎より定指出し候やうにとて、只今まで教授役に被申付置ける神谷保容助と

申者を江戸に差上せらる、容助は甚三郎高弟なり、甚三郎建學大意と申假名書を一冊相認差出、萬事右の趣を以て法式を被立、學館法は古禮のとうり、貴賤にかゝはらす年長を上坐と定む、分領組と扶持方の者とは、大體君臣はと段も違たる格なれとも、學館にては年の數を以て列坐を定め、兄弟の禮を以て交る、學頭は三手片山紀兵衛三手部屋住神谷保容助に被申付、大小姓の上にて獨禮仕るやうに被申付、執政も月一度つゝは出席、弟子の禮を以て、學頭の講を承たまはる、家中大小臣常々出席稽古仕る、

一學館を興讓館と名付たり、
學館頭兩人 提學と稱す、師範也、
片山紀兵衛 神保容助

都講一人 書生頭也、
分領組七百石 國家老千坂 千坂 與市

典籍一人 書藏預り也、
三手八十石 西堀 源藏

書生二十人座列
三手組五十石 高橋 郷八

扶持方組 今成 吉四郎

侍組三百石 須田 數馬
部居住
侍組二百五十石 大岡 乙八
父内匠
當職國家老二千百六十石 毛利 彌八郎
部居住
侍組二百三十石 井上 隼人
同
三手組四十石 村上七左衛門
同斷
部居住
三手組 蓬田 郁助
三手組 成田 孫四郎
同 宮 伊 織
三手組二百五十石 佐藤 繁治
父國家老修理家督
分領組八百石 色部 典膳
兄侍大將
分領組 竹俣 勝三郎
扶持方組 角屋 伊助
部居住
侍組三百石 本庄 孫八
父醫者
三手組 上村 文治
部居住
三手組 長谷川 彌太郎
父小姓頭
侍組三百石 蔀 戸 八郎

右の通り坐列を定め、貴賤一同に三年の間は、上の介抱を以て修行す、

松のさかへ巻五

福井侯行實

天保九戌戌十月家督、松平越前守慶永朝臣、實田安黃門齊莊卿養方弟

一江戸御屋敷御膳水は、前々より通一丁目白木屋より爲御汲被成候處、當君様御十二歳にて、御當家へ御引越、翌年御尋被遊候は、家中のものも皆白木屋の水を飲哉との義候付き、御長屋内は、御屋敷内の井戸水を飲水に仕候段御答申上候處、家來とも御用候水と違候には不及事と被仰出、夫より白木やの水御貫ひ被成候は相止候事、御膳米此までは、江戸米やともへ被仰付、格別の土米被召上候處、右同様御尋被遊候上即年より御國米被召上候事、

但松榮院様も、其後御同様に被爲成候事、寅年御十五歳の時、尾州へ御客來にて御招の節、御簾中様にも御同席、外御身近き御大名様方も御一席にて、御歌或は御書書等被成候を、越前様にも皆々様

御進め被成候へとも、手前は家來ともすゝめにて、當時は武邊のみに懸り居候間、何も存不申と御答被成候處、御簾中様少々御残念にも思召候様の體にて、御側へ御出被成、何成共いさゝか御認め被成候様にと被仰候へは、左様候は、樂翁殿九思之御歌覺居候の間、認め可申と被仰候、速に九首の御歌を見事に御認被遊候、則左之通、

但御簾中様は御姉君也、
樂翁老君、君子に九の思ひありといふ事をよみ給へる御歌、

視思明

春霞遠の高根はおほふとも

まかわぬ花の色を見てよし

聽思聰

こゝろとめてきけははた織口出の

かさま〜口聲そわかるゝ

色思溫

はけしさの嵐とたへはほの〜と

遠山まゆのかすむのとけさ

貌思恭

雲をしのく姿もあらず枝たれて

操かはらぬ千代の松原

言思恩

おもへ人言の花のしけき枝は

このみすくなきためしある世を

事思敬

とことには心の駒のつなとりて

ひかすはなさす世を渡るへし

疑思問

□らかくはますほの薄ひと□

露も心にかけてとふへし

忿思難

よしやその追手なりとも波風の

荒くはとまれおきの舟人

見得思義

吹風に花の香によりかほるをと

道なき山にふみな迷ひそ

壬寅秋

慶永書□年十五歳

一御初入の節、御國中繪圖面御取出し、御家老中へ御尋被遊候は、追々公邊より海岸御手當嚴重に被仰

出、當海岸備場は、何處にて候やと御意候處、何れも

御答難出来、甚赤面仕、然は明日直に巡見可致間、

供觸可申達旨被仰付候、御老中申上候は、明日と

申義は難相成、兩三日前より夫々申達置、用意宜敷

上御巡見可被遊段言上仕候處、こは珍敷事を承候

ものかな、萬一異國船漂着の節、我等出馬のみきり、

未用意不調候間、着岸之義兩三日見合吳候様可申

懸やと御笑被遊、翌日御備場御巡見、難所の御厭ひ

なく、始終は歩行被遊候事、

右之節御預り所の内坂井郡舟寄村御通りの節、檢見

泊り合に罷成候萩原長兵衛并渡邊利左衛門御目見

被仰付、御預り處の人氣穩かなるかの模様、并作體

之義委細長兵衛へ御尋被遊候、御預り所村々大勢并

居、誠に難有かり候事、

右之節、三國於三砂濱、足輕柴田藤七と申もの、炮術印

可の義被爲聞召居、鐵炮爲御打被遊御覽候

事、

右之節、南條郡赤萩村御通行被遊候砌、七十有餘之

老婆罷出居候を、側へ御立寄、此邊にては何を食候や

と御尋被遊候處、菜雜水稗團子をたへ候段申上候へ

者、有合居候哉之様被仰聞、稗團子を持出候處、一つ

被召上、御供勢の内御側近之面々へ食見申やう被

仰付、頂戴仕候處、誠に難澁至極にて、咽へも行兼候

位のものよし、

但赤萩村は、ことの外山中にて、稍家數六七軒にて

村柄也、

一武備塚伍足并勢揃被仰出、御床几に方被掛、御覽

候事、

御城下御廻りの節、御先拂被遊御止事、

武藝の師家へ追々御弟子入被爲成、遣ひ方被遊

御覽候事、

一大谷八十郎隱居麓明、五坪流鏑の達人にて、實年古

希にて、日鏑致候處、江戸表まで達御聽、七十歳已上

にて無類の義に可有之やと御賞美の上、御側御用

人中より御書付を以、御内證より御帶地御扇子御盃

三品頂戴被仰付候事、

一島津右大夫隱居也清、無遍流鏑の達人にて、是も七

十才已上にて、外口隱居の者被爲召、御目見の上、

御雜煮御酒等被下置候節、也清麓明はとれかと御

尋被遊候義、誠に老人を御愛憐の思召を申之外者、

武術の御心懸格別之義に候事、

一右につき無遍流鏑師役村田新八方へ被爲入候

節、幸巴清は近邊につき被爲召、鎗遣方御覽被遊、

御扇子被下置候、五坪流師役慶摸安大夫方へ被爲

入候節は、麓明は参り居不申候や、折節夕景にな

り、残念至極と御意被爲遊候事、

一御法事の節、是まては刻限御案内申上、御經之中頃

一度御參詣被遊候御仕來に候處、先君様の御法事

中、毎々早天より御經すみまて御詰被遊、御一菜之

御辨當にて被召上候事、

一卯秋楮五郎様御逝去之節、御病中にも御尋被遊、

御寺へも御詰、種々御憐等之被爲在候、御同人様口

御屋敷御不用に相成候に付、町人等入札にて、御下け

願來候、本願寺高多五百金にて頂戴仕度旨申出候付、

則及答上候、我假令金五百金に相成候とも、格別一

方の調にも不相成候、且未御間も無之に、賣拂候

など、申義は、以之外言語道斷の事と甚御不平、始終

の御愛情奉恐察、何れも奉恐入候事、

一御初入之節、佳節朔望諸侍登城の節、何分の御覺被

爲遊度思召に付、是まてとは御す、み居可被遊

候間、何も驚き不申様と、夫々支配々々より通達有之、格別御す、み、御膝元にて御札申上候處、其後之面體は勿論、紋所までも過半御覺被遊候、且御居間に御家中指物までも、ことごとく御覺被爲候事、

一爲御慰鷹野御口被爲入候事は無之、御拜領の御鷹にて、江戸表御雁鴨のみに、野廻り御出殿被遊候、右之節は、御供のものへ田畑作物不相傷候様、急度被仰付候、萬一誤て踏みたをしなといたし候時は、御自身跡より御起し被遊候、其後は御家來のものとも野邊へ罷出みきり、自然銘々相慎み、作物等不傷様に相成候事、

一是まで御在國年には、御家中御側御用人、御鷹之鴨拜領被仰付候御先格之處、當時は前文之次第にて、是無數候付、代りとして、御家中御側御用人中被爲召、御養の鳥を、芋蒟蒻などに御煮染、一菜にて御膳御酒等を、御前御同座にて頂戴被仰付、寛々御咄被遊候事、

一玄猪には、御用人中へ被爲召、牡丹餅被下置、跡にて龜末の御膳御酒等、右同様於御前頂戴被仰付、書畫或は歌誹諧等心懸候ものへ御好にて、夫々

遊候様御見受申上候様、御供勢の内より承り候事、

一御初入之節、御出殿の御席、又は海岸御備場御巡見、或者御城に御廻り等之節、其方角々に於て、七十歳已上の老人は、貴賤の差別無之被爲召、御目見之上御答被下置、中にも一老のものには、御言葉被下置候、他領之もの承之、一統誠に奉慕、御領うらやみ候、右に付百姓より爲冥加、作初穂献上仕度願出候處、都而差上ものは御請不遊候へとも、老人格別の心入御満足に思召、献上仕候やう被仰出候、依之年々三千俵つ、指上候事、

但御城下にては御堂にをいて被下置候處、右御堂門へ被爲入候節、并御歸殿の節等、被爲向御丁寧に御會釋被遊候事、

一無屋渡線舟の義、是まで御雨舟行之節は、御前舟相廻り、御波戸場相仕立終而往來間の處、辰年御入國の節より思召を以て御止被遊候、平生の線船にて御通被爲在候事、

但南北上り口歩の板、是まで幅一枚之處、老人子供の義も思召有之上、御通行歳、其儘幅二枚并に被

爲御祝被成口、御前も御書被遊候事、

一思召に者、御家中へ御直書を以て被仰出候義有之節、何分君臣合體と申處專一に被遊度段、急度御認め込被遊候事、

一御野廻御出殿之節、農業のわさにかゝり候者共不置候農業の摸様御尋被遊候、或時は足羽郡柵野村御通行之節、善左衛門と申者臺所へ御草鞋之ま、被爲入、萬把礎千石通し方等御覽被遊、或は稻口を以者、田一反には何程出來候哉、委く御尋被遊候事、

一御川狩御鷹野等の節、是までは表御供之面々は、御城下内はかりにて、御野先へ來候へは落し候、我當君様は思召を以、表侍御徒までも被召連、御晝休之節は、御前へも御軍用之御辨當等にて、御香のもの斗りにて、御冷飯被召上、御供勢も御前にて辨當食之、別て無息の御供などは、御側近被爲召、其方は武藝何方々々へ行、手数は何位まで相す、み候や、又文學は誰に習候やなど、御懇に御尋被遊候事、

但本郷の御立山御茸狩の節、御下川御坂等之節なとも、茸の香にも鳥にも、決して深く御心懸不

仰付候事、

一丹生郡糺村五左衛門祖母入村治左衛門女、手織の木綿十反つ、風呂敷に被成下候様にとて献上相願候處、先條之通御受不遊候、口形の家老人の恐入にも候へはとて、思召を以御受被遊、御召物に可仕立旨被仰付候事、

一右之通綿服被爲召候へとも、御近習之内相勤候もの、是まで有來の分は、何成とも無貪着一用ひ可申、已來仕立候品は、追々野服に相改候様御意候事、但老人の親有之面々には、折々御菓子御茶など御番下りの節、土産にいたし候やう被下置候事、

一御衣食住の御龜末、并文武御稽古左之通にて、御馬事は中一々右間にも御近習向斗にて、御武藝御會讀等、御稽古所等へは、日々被爲入候付、一向御間不被爲在候事、

- 一六 御鎗術御軍學
- 二七 御會讀御弓術
- 三八 御居合
- 四九 御柔術御鐵炮
- 五十 御劍術

但毎日五時まで御講釋、九時半時御會讀、松波彌次郎

一日光御參詣之節、御途中へ御國もの上下にて罷出居候に付、御意被_二下置_一候上、金子頂戴被_二仰付_一事、一昨巳年、御弟君鑑丸様、市谷御屋敷へ御養子御引越前、御懇之御書面被_レ爲_レ進候事、御書寫し左之通、

愚存

御手前様、明日市谷御館へ御引越候段、先以目出度奉_レ存候、右につきては、此末誠に以て御大切の御事、深く御察し申上候故、愚意相認め差上候、若御心得にも可_レ被_レ成候へ者、幸甚之至に御座候、兎角物事は其初を慎可_レ申事と、古の能人まうし残し置候、其譯は、皆人いさゝかの事にいたる迄、氣をつけ可_レ申事に有_レ之候、此末御手前様にも御引越罷成候へは、御家中は不_レ及_レ申、御國中末々まで、此度之御殿様は御仁心被_レ爲_レ在候や、御行義いかゝに被_レ爲_レ在候や、御讀書御手習なども御出精被_レ成候やと、皆々目をつけ伺置候事に御座候へは、餘程御大切之御事と被_レ存候、右故御養家へ御出被_レ成候ては、御養父母様はしめ御方方様、御實方の通りに御大切に被_レ成候様存上候、然に御内實は御養父様には、最早御隠れ候様に内々承知仕候へは、別て御忌中などは、少も御騒ぎ又は大き

成る御聲にて御笑被_レ成候やうなる御事御座候ては、御濟不_レ被_レ成候、御在無に御事へ被_レ成とも同様思召、能々御慎み被_レ成候やう存上候、又家老初重き役人之申上候事を、能御聞しめし被_レ成、其上御敬可_レ被_レ成候様に存上候、兎角御爲を申上候へは、氣にくわぬ事多きものに候間、御小姓御小納戸等には、如何様の成る御氣に不_レ入事申上候ても、必御腹立これなく、能々御聞しめし候やういたしたく存候、さてまた御手前様などは、大勢の御家臣初め國民の御手本になられ候、また口不_レ相成、孟子にも君仁なれば仁ならざる事なくと有_レ之、其譯は、君仁心あるときは、家來末々まで同事に、心仁なる事に御座候、何分御慈心を専らに被_レ成候やう存上候、未御幼年とは申なから、將軍家に御差し繼候者、尊き御身分に候へは、一番に忠節を被_レ相立、御國も見事に御治め不_レ被_レ成候ては、戸位素祿と申候、俗に言位盜人と申ものに御座候、是は將軍家より御高祿拜領被_レ成候て、御自分御安泰に被_レ成候やうにと申事にてはなく、御國民御撫育被_レ成候様にとの御事なれば、必ず御心得違ひなく、能々御慎み被_レ成、御幼年とても、只今より御志御

大切に候間、猶以御讀書御手習御出精被_レ成、武邊の御藝稽古御勵み被_レ成候やう奉_二希望_一候、誠に不_レ顧_レ憚_二愚悉申述候、謹言、

八月十四日

松平越前守

徳川鑑丸様

當年春、江戸御屋形御近火之節、御供揃出來、今にも御開可_レ被_レ遊候處、始終御玄關御床机に御懸り居、萬端御指揮被_レ遊候故、輕きものは不_二申及_一候、御近習向までも、我先にと相働候義につき、不思議にも御類焼無_レ之、御立退可_レ被_レ遊御用意之時、家中のもの家内子供等不_レ殘立退候やと御尋被_レ遊、御前には終に御立退不_レ被_レ遊鎮火に相成候事、

但御近邊の諸士候方、不_レ殘御開に相成候事、

一靈岸島御中屋敷内類焼の面々、翌日御内證より御手當等被_二下置_一候事、

一江戸御道中の節、峠并道惡敷處者、大方御歩行被_レ遊候様、御供勢ことく歩行に相成候事、

一諸侍子息初而之御目見申上候節、御手つから長蛇被_二下置_一候みきり、幼年の者へは、御左の御手を御添被_レ遊、大指にて急度握申候やう、御心添被_二成下_一候

事、

一神田橋御住居、御雜出來につき、可_レ被_レ遊_二御覽_一やの段、御女中御伺被_二仰上_一候處、靈岸島類焼のものとも、雖まつりも出來不_レ申事候間、子供等へ拜見被_二仰付_一候様御意につき、十五歳以上のもの一統拜見の上、御切餅御養染被_二下置_一候事、

一江戸御詰中、御先代様方よりは、御手許金格別御減少に候處、萬端御節儉質素被_レ爲_レ在、六百餘金も御遊金出來候事、

一御初入部の節、御代々様御先例に者、御領内より御城下まで、御目見の百姓町人とも并居、たとへは大庄屋何村何某、或は何町何某と、後に立札に仕り、御目見申上候節、郡奉行出たかの御意をよと御取合申上來候、當若公御初入のみきりと同様、御取合申候處、直様郡奉行御駕籠脇へ被_レ爲_レ召、我等言葉を懸さるに、出たかとの御意をよとは如何なる義に候やと御尋につき、則御先例の趣申上候へは、たとへ御先例に候とも、言葉を不_レ懸に、右様の取合は無_レ之筈に候、已來我等言葉をかけ候者、其節先例之通り取合候やう御意被_レ遊、并居候もの承_レ之、難_レ有奉_二感涙_一候

事、
毎朝御髪月代被遊候節、二の鬚御案内申上候有之、
直様御繕被仰付、御櫛結仕廻候上、御食事被爲召
上候、尤御髪月代中、毎に御書見被遊、少の間も御
油斷不爲在候事、

一御平日御膳、御朝夕は御香の物斗り、御晝は御一汁
か或は一菜の、二色は決して不被召上候、前々よ
り御仕來に者、豆腐被召上候節は、十丁入筥と唱へ
から被召上候ても、拾丁つ、御入用の趣、御賄付
し候事につき、或時御小姓頭取御膳番を被爲召、我
等格別好物にも無之間、已來は豆腐一丁買ふて相仕
廻候やうにとの義につき、右仕來の旨御答申上候處、
其方とも給候は、一丁買に可致、何故我等拾丁買に
いたし候やの段御尋に付、御前へ差上候は、右十丁の
内真中を奉差上候よし申上候へは、尙又御勘辨可
被遊候よしにて、ひそかに御坊主被爲召、御手元
より南鐐一片御取出し被遊候而、是にて豆腐一丁買
取來候やうと被仰付、則と、のへ、二十八文に付、殘
錢奉差上候へは、御受取被遊、直様右御膳番を被
爲召、如是一丁買いたし候ま、已來は急度一丁

つ、相調へ、右の真中を我等給へ候、萬一用達豆腐
やにて不賣候は、何方にても調候やうに被仰付
候事、
一毎夜五つ時御引被遊、其より御自身御寫本、又は
御手習等被遊候事、

一講釋御聞聽のみきり、御先代様とも、一と間御上席
に而御聞被遊候處、御當代様には、御同間に御聞
被遊候に付、右御席違候御先例之趣申上候處、我等
は講師を尊候には無之、聖賢の道を學候事、是非同
間に可承段被仰出候、且講終候と様々御詰問被
爲在候、仍之講師にも甚骨折、時々汗背赤面いた
し候事、
一奥様細川越中守様御女御約束有之、いまた御入興
不爲在候、然る處右御縁女様御庖瘡御煩被成、
爲御見舞繪入女大學一部并御直書被進候斗、後御
難痘に而御醜く被爲成候につき、御氣之毒に思召、
細川様より御破縁被下度旨被仰進候處、一端御約
束之上は、たとひ御片輪に被爲成候とも不苦候
段、厚被仰進候事、
一御代々様とも御在國之節は、女中凡五六十人も有

之候、御當代様には、老女ともに稍六人にて、其内兩
人は格別美女にて、御伽をも被遊候様、老女御進め
申上候へとも、一向に御携り不被遊、あまつさへ月
六度近思録御講話爲御聞被遊候事、

一御米收納の節は、代官はしめ共々御役人とも、米善
惡相立、納不納申聞、賄賂行れ候義、いか、いたし御
承知被遊候や、不時に御藏へ被爲入、右不納のよ
しにて除け置候米御覽被遊、此米は被給候やと御
意に付、被給候おもむき申上候へは、米に相違無
之、此上に受物不致候は、收納可申付と被仰
付候、承り居候百姓とも、いづれも感涙仕、難有か
り候、右にて自然賄賂も相止候事、

一御家中子供に至るまで、御見覺へおき被遊度、不
絶御心懸にて被爲在候事、
一御家老に昇進候家柄を高知衆となへ候て、十五
六軒有之候、右高知衆并御家老の嫡子等、例月六度
つ、御直講被遊候、御講被爲終候と、御互に御詰
問被遊候、難問申上候へは、殊之外御歡、始終御會讀
の御心持にて、御謙讓被爲在候事、
御城中に前々より柴田勝家の祠有之候、四月二十四

日は、同人戰死申日にて、首無之武者馬に乗り、亡魂
出候と申唱、右に相觸ものは、必口死いたし候か、或
は病付候とて、諸人恐懼いたし、當日者人跡も絶候事
に候、然る處當君様御十五歳にて、初て御入部の節、
右祠へ御參詣被遊、御祭被爲成候おもむきは、已
前北莊城主は御手前に相違無之候、然る處當將軍家
より蒙命、松平越前守當城主と相成候上は、已後亡
魂粗骨にいたすましく候、此段安心可被致との御
祭文なり、其後は亡魂不出、諸人平日の如くいさ、
か往來かわる事なく、誠に希有之義に候、靈も名君
之御仁徳に感し候事やと、一統有かたく奉安心候
事、

一新田義貞公戰死塚、福井御城下より一里半脇に有
之候、是又御參詣被遊候、是また叢祠前に相成居候
を、掃除等被仰付、其より諸士にも追々寄附等いた
し、當時は垣なども出来、立派に相成り、如何にも大
將の塚らしく相成候事、
御平常御居間に御具足被差置、日々御着被遊候、御
上には義經流被遊候、或時外軍學者被爲召、被仰
出候は、具足着用口る、流義ちかひ可有之候へと

も、少にても速なるを方便利口候間、何れも心付候義は、かならず不遠慮教示可被仰付、御着用被爲在候處、御神速之御義、何れもの軍學者、一點半句の無申上方、深奉驚服事、

一或時御醫師三人被爲召、一人つ、拜診被仰付候、上席御醫師言上候は、格別の御容體にも不爲在候へとも、時氣御感被遊候や、少々御脈動被爲在候趣申上候、跡兩人も相伺ひ、右同様の旨申上候へは、御意被遊候は、今日は我等勝れて氣分宜敷候、其方とも試之ため爲伺候事に候、司人命候大切の業體、甚不行届の義、已來は急度出精いたし、銘々修行にても罷出、研究可致段被仰出候處、三人とも一同奉恐入、低頭平身罷在候處、御側に有之候御筆被爲取、右三人の頭へ墨御引、自今相嗜候様被仰付、奉書一帖つ、被下置、夫にて墨拭ひ下候様被仰付候事、

御歴代様御墳墓孝顯寺と申寺に有之候、御初入の砌、右御墓御參拜之上、御入城被爲成度御内存之處、御供御家老中御出迎のもの、并御目見之者、夫々罷出居候事ゆへ、御當日者御見合せ、後して御參拜被

遊可然旨申上候へは、御納得にて御止に相成、右孝顯寺御通行筋に者、門前御通の節、御笠被爲脱御懇勤に御時宜被遊、御着城翌日御參詣被遊候事、

一端光寺に御參詣の節、眞願寺と申は、何方に候哉と被御尋、御供の者とも一向存し不申候に付、其段申上候へは、御先のものへ相尋候様被仰付、稍相知候間其旨申上候、右寺に御先祖秀康公御灰塚と申御塚有之候て、御參詣可被遊旨被仰付、直に御參詣被遊候處、乞食坊主同様のもの罷出、毎々より承傳の趣申上、右御塚へ御案内申上候へ者、御駕籠にしき有之候座持參候様被仰付、御塚前へ被爲敷、稍暫御輕許拜被遊候、右御像寺共及大破候に付、御歸殿後直に御建立被仰出候、如斯事六十已上之人とも、一向存知不申事、疾より御承知被爲在候段、何れも深奉驚入候事、

一或時御館尾越嶋御殺生被爲入候處、雪中峯に御床几被爲懸、御供表より、外様の銘々一人々々御召出し、夫々文武心懸御尋問被遊候、假令は一人御呼出し、其方事は何流武藝出精の段、誠に奇特之義候、尙精勤可致候、乍去武藝のみにて文に疎くては、

様事不立候間、随分文藝相はけみ可申、又壹人被召出、其方學問出精、誰方へ日々罷越研究之趣、満足感心の事に候、然し當時は世上一統詩文に馳せ、空談に流る、何卒實行を勤め、忠孝を本とし、日用實意の學問肝要に候、且又文事のみにて武藝心懸無之時は、輕弱に相成候、こは武邊第一に候へは、餘力には必武邊相嗜可申候、なと、一人々々厚く御教諭被遊候、又小等吉藏悴何某と申者被召呼、手前は至極青口壯健に、天晴一騎當千と見受候、然る處武節文席一向不相見候、定て病身にて持病も有之候哉被察候、如何の義に候哉との御尋につき、痔疾從來之持病に而、不心成不出精仕、重疊奉恐入候段申上候へは、左可有之、其方の形體にては、武事不心懸と申事は有之間敷候、乍然病身生涯武道に怠候ては不相濟候、早く篤と療養相加へ、出精可致旨御懇に被仰成下候、右前文の次第にて、少しも御殺生に御心被爲染候御様子不被爲在、一羽の御得物無之、あまて野澤山尾越候に付、御側に罷在候大關何某と御悔口何某とかうとの見兼候而、鴨一羽打取候、其日は御機嫌能御歸殿被遊、翌日鴨打取候仁

被召出、扱々昨日は我等大に無供に召連候段、全く不行届候事に候、草葉のかけにて、亡靈さそ我等を恨み可申候、又其方儀も忌明無之に、殺生供に召連之、何分用捨にあつかりたくと、御手をは爲突、厚く御詫被遊候、全體國俗にて、殺生流行、忌明は勿論、忌之御免中にも、殺生のいたし、都て死喪之禮薄情之方に候處、當若公御相續已來、君父之喪は固より、死喪は人倫の大口、再ひ難逢義、家臣多く召仕候こそ幸、間欠にも不相成はとて、御側向たりとも、父母の忌は御免無之風俗、手廣に相成候様、精く御世話被遊、前件の始終拜承仕候已後、一統喪禮相慎候様相成候事、

一遠方御寺御參詣之節、是まては御寺にて御晝飯被召上候義に付、御膳所御持出し、御焚出し方等有之候處、當君様は朝七つ時御供揃にて、何れも四つ時比には御歸城被遊候事、

但大安寺天龍寺などは、纔二里餘に候へとも、安波賀并大谷寺などは、凡四里斗りも有之候へとも、前文之通に候事、

一田の谷大安寺は、光通公御墓にて、右へ御參詣被_レ仰出候節、御側御用人申上候は、右御墓參の義は、御歷代御先例にて、八月御忌日に御參詣、且大安寺松茸處には、御慰勞被_レ爲_レ入候事に御座候、三四日已前に達置、御膳等差上來候格にて、殊に明日は御講釋日、遠方の義、迎も四つ時迄に御歸殿相成かたく、兎角御先例とうり被_レ遊可_レ然旨申上候へとも、たとひ御先例に候とも、御先代様御墓參申上候に、慰兼罷越候義無_レ之候、全體四月御祥月に候へとも、道中故不_レ得_レ止事、然るに八月まで相延し候事、甚無_レ所謂、明日御忌日に候へは、是非參詣可_レ致、勿論四つ時半迄には歸城可_レ致間、明曉七つ半時供揃、燈ちん引出城之様可_レ申達一段被_レ仰付、我等へ燒飯二つ差出し、供のもの共握飯に而も用意持參可_レ致旨被_レ仰出候、然る處御先代様方、右様早刻之御供揃無_レ之に付、いつれも彼は六半時にも可_レ相成と心得候て、夜明にても御供揃不_レ申、御上には疾より御支度被_レ遊、御待合せ被_レ爲_レ在候へ共、前段之口口にて、御供の者とも遅刻に付、甚御心共よれ陸尺ともは揃候やの段御意につき、相揃ひ居候旨申上候へ處、直様御駕籠被_レ爲_レ召、

御出城被_レ遊候、御供のものとも承_レ之、大に狼狽仕り追々御跡より奉_レ追付、無_レ御滞_レ四つ時前御歸城被_レ遊候、

松岡天龍寺御參詣之節も、同刻之御供揃にて、御晝御膳等一向被_レ召上候事無_レ之候、右兩寺共御參詣之切は、御膳差上、御供勢の者へも支度差出來候寺格に候、并近隣三四ヶ村、何も赤飯煮染等こしらへ、下々まで饗應いたし候、其道筋者往來留にて、前廣より掃除等仕、農業も相やすみ、其費凡八貫目と申事に付、右等之義まで、萬事御承知被_レ爲_レ在候や、不意に御參詣被_レ遊、速に御歸殿被_レ爲_レ成候、雜事御省き被_レ遊候御仁政之段、右の口とも奉_レ承_レ之、銘肝感涙之至、難_レ有奉_レ存候事、

天明三卯年松平越中守様御意書并御領分被_レ仰渡_レ御書付寫し

申聞候事別義に而なし、當家累代不如意に而候歟、從_レ先々御代_レ御世話も有_レ之上、先御代も辱_レ御世話ありたるゆへ、少々御勝手之操廻しも能成候處、段々

物入、其上當年之凶作に而、すてに家中手當も不_レ行届、何れも甚致_レ難義候而氣之毒存候、右之所へ儉約申出すは、無_レ本意なれとも、此上又々天災等有間敷にもあらず、其節に至り、家中の扶助も出來ぬと云に至れば、當家之滅亡目前之事に候、其節當主の身に成候もの、心底之せつなき、何れも察しなされ候へ、夫を存寄て、當時嚴敷儉約を致候、いつれもの爲_レ之事にて、行末の皆々致_レ安心候事ゆへ、其所を何れも篤くと存る様に致せざる、米金等之貯なとも、かねて備へも致す事ゆへ、此方之米金にてもなく、何れもの命や懸る所、家の榮耀なとに可_レ遣様もなし、萬一此節榮耀にも遣ひ候は、其節何も可_レ申立、必そなへとて、勝手向拵と心得るはあしく候、扱て御兩殿様は、當時御隱居之御事にて、萬事被_レ成_レ御樂_レ候様、此方心底を盡す事故、聊も目をつけず、只此方を目當に致すかよく候、此儉約を守りて先つ質素に致し、當時をとふそ凌ぎ候様、吳々も存候也、儉約を守る事、此方を手本に致せ、此方儉約を守り、萬御榮耀箇間敷事なきに、何れも此方に背き候は、詮義之上可_レ申付、若儉約を守らすんは、何も勝手次第に儉約を用ひ申聞

敷なれ共、當時何れも困究之節申出に者こまれとも、不_レ得_レ止事申斗候、

別段御咄し

諸咄しも申聞候、家中存には違ひ候へ共、何れも譜代之家法之義、可_レ致_レ親疎_レ様なく存候也、その譜代として、彼は隔て間敷なれば、大に國家の爲_レにならず、扱此方は勿論役人とも、此上萬一如何敷事もあらんならば、無_レ遠慮_レ此方へ何れも可_レ申聞_レ候、乍_レ去過去候事は、此方存せぬ事、此方も部屋住之時は、いつれも知ての通、慰みものを呼て、見たり聞たりしたり、夫を只今云出しては、迷惑いたすなり、その通りに昔の事、昨日之事は相止め、今日はを申付るながら、互に心をかき合て、相守り候か能候也、此以後之所を吳も守候様に可_レ致候、

御領分へ被_レ仰出_レ候書付寫し

今度嚴敷御儉約被_レ仰出、何々共申箇條も無_レ之候得とも、萬之事昔之通、銘々分限に應し、奢か間敷事無_レ之、常々酒を給、勝負事を好み、不相應之着類脇差等之物好きを堅く致間敷、百姓之上は、農業を精出し、荒たる地とも少々たりとも開候か、天道への働き也、佛

神之助けも自ら有之事と、大守様常々木綿之御召物にて、朝夕の御膳等は汁一菜にて被召上候、其外御慰之事、御振廻等之義も不被遊候、御身を被爲詰候而、萬事御守り強く、御家中へも思召を御直に被仰渡候、御儉約之義に限らず、御身之上手本に致し相守り候様被仰付候御意者、當年之様なる凶作、天災又も有之間敷事にも無之、左様成年柄も、御家中町在中之諸民、命壽保すへき御手當被成置、國家長久致安堵居り、上下樂みを同じく被遊度思召より、御身をも苦しめられ候、如斯思召を、未々之先まで得と申聞、家業は勿論、萬端も相慎み可相勵候、右之通り難有事、此上もなき思召を以、常々のやうに相心得候ては、天之御咎めを受、身を亡し候事目前に候、某無之郡中取保方、厚き思召御意を蒙り候内、御慈悲難有事を申聞候、心得違之ものとも於有之は、不御止御政事被仰付候けるは、某其におゐて歎敷存候條申聞候、於村々老若男女まで、委敷合點之參候様能々可申聞候、壹度申聞せ候ては、追々成長に者不承、或はわすれかちなる物候、日待神事等にもろち寄候節、幾度も申聞候様可致候、庄屋役

人に不_レ限、事を辨へ候者に申含め置、寄々可_二申聞_一候、

天明二年卯三月、御郡代銘々能存知居、勿論成事なから、近々者ころを不_レ附、何の珍らしき事之道理を聞たかり候ものは、甚心得違愚なる事共之條、左之箇條を序に出し聞せ候、邑々にて、神事日待なと寄り候節、一言に而も語り合可_レ申候、一忠孝に志厚きものは天之福を得一生安樂なり、右兩道に欠たる者は、萬つの望一つも不_レ叶候事、一夫婦家内之者と中惡敷ものは其家を潰し、先祖へ不孝第一となる事、
 一一村不和にして、公事出入有_レ之は、其邑滅亡之基となる事、
 一百姓は農業之外に勤なし、商の利潤を望むは、身を失ふ初の事、
 一鳥獸さえ冬中之餌を運び貯置候に、人として糧を不_レ貯は不心懸候事、
 一村長役之人心得惡敷候へは、忽ち一村の難澁となる、病者看病之心得に可_レ仕事、
 一佛神信仰も、其所の産神と、先祖之寺をさへ大切に

致、信心之人は諸神加護ある事、

一日待神事之寄合に者、萬之種蒔付時節之相談、川渡に道橋を直し候義、或は念佛等之寄合可_レ然事、
 一人之能きを怨むへからず、己の貧をも歎くへからず、只天を祈りて、農業之外餘念なき事、
 一正月三箇日可_レ遊、四日よりは藁仕事を専とすへき事、
 一五人組掟書は、有か無に致置候義有間敷義は、年々幾度も申聞候義、村役人たるもの、勤に候事、
 一時行病者、不清淨之地より發り候、百姓家にては、こやしは根本元大切之ものに候、其取始末心得ある事、
 一元旦四方に蒼朮を焼候事、左候へ者、一ケ年之諸病を不_レ受、其しるし多候間、何れも爲_レ燒可_レ申候事、
 一近頃村役人初末々小百姓までも品のこへ手寄手寄へ取入、無益之貢を致し候もの有_レ之由、不埒義に候、御口置候御口手之外、何を以爲に可_二相成_一義無_レ之義勿論候、彌御得違無_レ之、大切に可_レ被_レ慎事、
 一小百姓などは、十三已上のもの、手習讀物致させ間敷事、

一蠶は和漢とも大業といへとも、其地其國により、一得一失有る義に候、能々辨へ可_レ申、紅花等を作るも同様之事、

一近年奉公を致すもの、不道之者故、天道に背き、一生其身を音ね候事、
 一岩瀬郡飯豊村清次右衛門、年々の粃を貯置、當年凶作に付、穀改之砌り、上之御用にも相立候段、四加壽に相叶候旨に而差出候、厚志之段奇特之事、御稱美有_レ之事、
 一伊達郡下糠目村彦八と申者、親之遺言數年相守り、稗を貯置、當年之凶作に、村役人之世話にも、上之御世話にも不_二相成_一、今度御稱美被_レ下候事、
 右之外相觸申渡置候掟を、常々大切に相守、村中親疎之隔なく交り、金銀借貸之義は、同用に用_レ之候得者、互に義理を正敷可_レ致候、其外數も不_レ限事に候儘、手書になる事、十日可_二申聞_一、
 卯十一月
 右之外百姓とも、農業心得之掟書、數々相見へ候へ共、事永々に付書略致し候事、近年奥州筋飢饉之節、

白川御領下に者、一人も飢民出来不_レ致由相聞候、

右一書、或人の家に秘藏す、其辭すへて實をはなれ
す、腕におほへたる忠言なるにや、反復之あるた、感
悦にたえず子孫國に報るの一助にもなるへきかと、
請て繕寫して家に藏む□□に他見すへからず、

難波 常雄
田口 重男 校
文傳 正興

松のさかへ終

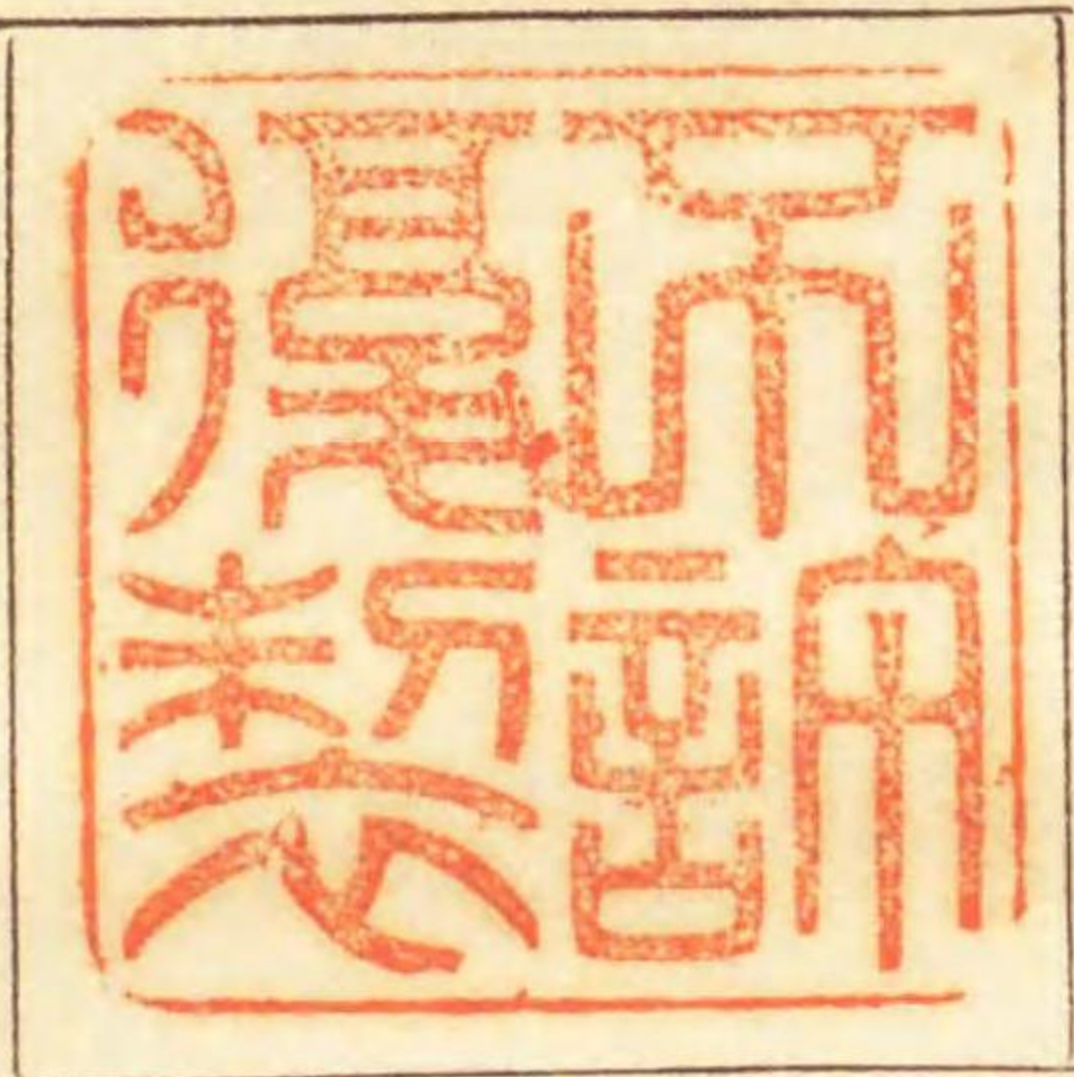
史籍雜纂第二終

明治四十四年十一月廿五日印刷

(史籍雜纂第二奥附)

明治四十四年十一月三十日發行

非 賣 品



編輯者兼
發行者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者

早 川 純 三 郎

印刷者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地
高 橋 赤 次 郎

印刷所

東京市京橋區新榮町四丁目三番地
國書刊行會第一工場

發行所

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國 書 刊 行 會



四第回十月十一日三十日
興高西十四日十一日廿五日

覽 明 時 覽
時 時 時 時
錄 錄 錄 錄

東京市東區... 東京市東區... 東京市東區...
早 風 誠 三 須
東京市東區... 東京市東區... 東京市東區...

表 置 品

東京市東區...

